

ISSN 1343-4225

ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

ERINA REPORT 74

旧工業基地振興に伴う東北地区の対外開放の現状及び展望 筧志剛
朝鮮における情報技術の発展とその利用 李錦華
朝鮮民主主義人民共和国における立法の動向(その1) 三村光弘

2007
MARCH
vol.74

目 次

| | | |
|--|------|----|
| 旧工業基地振興に伴う東北地区の対外開放の現状及び展望（日） | | |
| ERINA調査研究部客員研究員 | 笄志剛 | 1 |
| 朝鮮における情報技術の発展とその利用（日） | | |
| 朝鮮社会科学者協会研究員 | 李錦華 | 10 |
| 朝鮮民主主義人民共和国における立法の動向（その1）（日／英抄） | | |
| Recent development in legislation in the Democratic People's Republic of Korea | | |
| ERINA調査研究部研究主任 | 三村光弘 | 13 |
| MIMURA Mitsuhiro, Associate Senior Researcher, Research Division, ERINA | | |
| 会議・視察報告 | | |
| 第12回北東アジア地域平和と発展国際シンポジウム | | |
| ERINA調査研究部研究主任 | 三村光弘 | 42 |
| 小肥羊ジャパン 中国飲食業の対日投資の新しいシンボル | | |
| ERINA調査研究部客員研究員 | 笄志剛 | 42 |
| 北東アジア動向分析 | | 44 |
| Book Review 『プーチンのロシア 21世紀を左右する地政学リスク』 | | 49 |
| 研究所だより | | 50 |

旧工業基地振興に伴う東北地区の対外開放の現状及び展望

ERINA 調査研究部客員研究員 笹志剛

中国中央政府が東北振興戦略を打ち出してからもう3年あまり経った。その間、東北地区において経済の快速成長、対外貿易の大幅増加、外資誘致の記録更新などの新局面を迎えてきた。同時に、東北振興をさらに加速させるために中央政府はこの3年間、「東北地区等旧工業基地振興戦略の実施に関する若干の意見」(国務院11号文献)、「東北旧工業基地を促進するにあたり対外開放を一層拡大する若干の実施意見」(国務院36号文献)を含めた優遇政策を続々と打ち出した。それによって旧工業基地振興を背景とする東北地区の対外開放は新たな発展の勢いが現れ、東北地区は珠江デルタ、揚子江デルタ、環渤海地区に次ぐ第四の増長極としての議論もますます活発化かつ現実化してきた。本稿は上述の旧工業基地振興策の実施及び関連の開放深化政策の提出による該当地区における経済発展、対外貿易、外資誘致、対外投資などの最新状況、新たな変化及び問題点をめぐり、東北地区における改革開放と経済発展のポテンシャルないし周辺国及び地区との協力の新たな態勢を探る。

1. 東北振興戦略と更なる対外開放

2003年、国民経済全体の協調発展と中国工業体系の質を高めるため、同時に東北地区の持続的発展と社会的安定を維持して北東アジア地域協力に参加するために、中国中央政府は「中共中央・国務院の東北地区等旧工業基地振興戦略の実施に関する若干の意見」(国務院11号文献)を打ち出し、東北振興戦略が正式にスタートした。「意見」は東北地区の全面的な持続可能発展のためにマクロ優遇政策の決定と関連の資金援助を行い、同年11月に批准された調整と改造項目は100余、総額610億元、同時に行政窓口として国務院東北地区等老工業基地調整改造指導小組弁公室を成立した。また、増徴税と企業所得税の改革、国債と特定資金項目の確定などの実施によって、東北振興は「全面対外開放」、「地域経済一体化」、「人材戦略」という三大戦略を象徴とする全面始動段階に入りつつある。2004年、2005年の実質的な作業と各種項目の確実な策定という段階を経て、2006年に入ってから東北旧工業基地振興戦略の効果が現われ始めた。特に、中央政府が東北地区の発展実情に基づいて2005年8月に「東北旧工業基地を促進するにあたり対外開放を一層拡大する若干の実施意見」(国務院36号文

献)を策定し、対外開放を旧工業基地改造実現の重要手段と内容に位置付け、「開放で改革を促進し」、「外資誘致の質とレベルを高め」、「地縁のメリットを発揮し」、「雇用を優先する」という四つの面から対外開放を東北振興と結びつけた。また、科学発展観と人本主義に基づいて、「第十一次五カ年規画」で東北旧工業基地に関して実際に相応しい企画を策定し、東北地区の対外開放は新たに歴史的なチャンスを迎えている。

東北地区対外開放の新しい特色

工業を主体とする全面振興

全体的に見れば、東北の現代工業開発の歴史は1世紀ほどさかのぼり、民族工業の発端、半植民地と植民地の工業開発を経て、真の工業基地を形成したのは建国後の「第一次五カ年計画」と「第二次五カ年計画」時期だった。計画経済時代において、東北は全国経済の牽引役であったが、「東北現象」などが東北の発展に問題を積み重ねてきた。それに対して中央政府は「第七次五カ年計画」と「第八次五カ年計画」時期に前後して、「企業の三角債務の解決」、「現代的な企業制度の建立」、「国有企業の三年間難関挑戦」、「社会保障制度の構築」などの優遇政策を打ち出してバックアップしたが、単一的な政策で、組み合わせと協調性を欠いたため、効果が上がらなかった。今度の振興策は前例の教訓を受け、鉄道、高速道路、港湾などインフラ整備を強化する上に、総合協調的な政策体系により工業化を主体として農業及び第三次産業にまで波及する全面振興である。

東北振興で全国安定を図る戦略

冷戦時代において、東北地区は中国国防の東と北の玄関で、国家軍事安全の戦略的な緩衝地帯であり、代替のできない国境が存在した。2003年に端を発した今度の旧工業基地の振興策は経済の持続発展を視野に入れ、「東北が衰微すれば全国は危うくなり、東北が振興すれば全国は安定する」という戦略的な見地から、東北地区の新型工業化及び振興を全面的なゆとりある社会建設と調和の取れた社会構築に結びつけ、東北振興に新たな地域発展という時代の要請があった。言い換えれば、以前の何回の中央からのバックアップと違い、今度の振興の成否は中国経済社会発展の全面振興と地域均衡の達成に繋がる戦略的な選択とも言える。

対外開放と工業振興の結合

開放で改革・調整・改造・振興を促すという指導方針を堅持し、開放を拡大することを推し進め、東北経済の外向性を高め、体制・機構・企業の改革を促すために、國務院東北振興弁公室が中央の関連委託を受けて東北振興戦略の第一弾を打ち出してから、東北戦略の実施実情に基づいて対外開放の四つの重点を提出した。すなわち、1) 開放で改革を促すこと。外国人投資家による東北国有企業の組織変換と改造への参入、外資による国有企業へのM&A及び株式所有を奨励する。どうしても返済できない歴史的な原因による税金債務は規定により國務院の批准で免除される。2) 外資利用の質とレベルを高めること。3) 地理的優勢を發揮して地域経済の健康的な発展を促すこと。4) 雇用を優先的な目標として考えることである。このような措置によって、対外開放と東北工業振興は統一的に配置されたと言える。

東北地区の周辺国際環境の変化

中央政府が2003年の中国共産党16回代表大会の報告で初めて旧工業基地振興戦略を提出してから2006年9月まで、調整と改造の推進、対外開放の深化によって、東北地区が臨む周辺国際環境は大きな変化を呈した。まず、中国の総合国力が著しく増強したことである。GDPはすでに世界第4位に昇り、貿易総額も日本を抜き米国とEUに次いで第3位に入り、一人あたりGDPが1780ドル、外貨準備高が1兆ドル超、中国の世界への影響力も次第に高まっている。関連データによると、2005年中国経済の世界経済成長への貢献率は29%、貿易成長への貢献率は21%で、2006年はさらに拡大する見通しである。中国経済はすでに経済大国日本を含む景気を牽引する重要な動力となり、「中国内需」と言われている。北東アジア地域にある日本、韓国の経済は持続回復中で、特に日本は戦後最長期であった「いざなぎ景気」を超えた成長が続いている。エネルギー価格高騰の牽引でロシアの外貨準備高が大幅増加し、経済も8年連続の好調が続いている。モンゴルも北東アジア経済提携の潮流に溶け込み、周辺国との鉱産物を始めとする合作が増加している。北朝鮮問題は未解決のままだが中朝、韓朝貿易が拡大している趨勢は余り変わらない。北東アジア地域貿易・投資は世界貿易と投資全体の好調と安定によって記録更新の可能性が高い。国際分業及び中国の分業地位のアップによって中国の「世界工場」の地位がさらに固ま

り、消費品の加工、組み立て、輸出が外資に伝統・ハイテク関連技術の中国移転を加速させる。これらは東北地区の更なる開放、北東アジア国際貿易及び投資に溶け込ませる何よりの駆動力であると考えられる。

東北地区の面する国内競争環境

一方、東北地区が直面する国内環境もますます厳しくなりつつある。中央政府が「東北旧工業基地を促進するにあたり対外開放を一層拡大する若干の実施意見」(國務院36号文献)など旧工業基地振興関連の優遇政策を続々打ち出し、東北の対外開放に多方面の政策保障と発展の機会を提供する同時に、早期開放によってすでに豊かになった珠江デルタ、揚子江デルタ、京津冀(北京市・天津市・河北省)環渤海経済地帯の所謂三大経済圏の中国经济への影響力が次第に目立ってきた。特に江浙の民営資本を中心とする内資北上の勢いが注目され、「新東北人」という新集団が登場し始めた。彼らの参入によって東北振興が加速する一方、競争も一層激化するに違いない。また、経済規模では三大経済圏に匹敵しえない東北地区は劣勢に追い込まれる可能性がある。2004年の統計によると、三大経済圏は輸出入額で中国全体の76.6%、外資利用で88.5%を占めた。2006年6月、中央政府が中国北部の経済中心と開放門戸を象徴する「天津滨海新区開発開放戦略」を打ち出したことは、環渤海経済圏を加速させ、北京を輻射し華北を牽引する意図が明らかである。東北地区は貿易・投資・服務・資本・人材などの面において機会に恵まれる同時に、地域競争の激しい南方各省の豊かな資本の挑戦を受けざるを得ないだけでなく、環渤海経済地帯の拡大に吸収され、或いは疎外化に押しやられる可能性もないとは言えない。また、2001年末の中国WTO加盟の受諾によって、2005年から中国はサービス業の更なる開放と新規参入許可の緩和を実施しなければならなくなった。第三次産業が普遍的に弱い東北地区にとってはリスクが優勢を下回るとはいえなくなった。そのほか、経済や生活レベルの格差による人材戦略・競争で、北部の人材が南方へ移動する“燕南飛”(南方の省へ就職すること)現象に歯止めがかからない状況にある。東北地区の人材優勢が南方の豊かな省からの争奪戦によって弱まっていく可能性が大きい。

2. 東北の優位性と対外開放現状

東北地区¹は北東アジアの中心に位置し、東、北、西に

¹ 東北地区の経済地理概念に関して、東北三省以外に、内モンゴル自治区東部の赤峰、通遼、呼倫貝爾、興安盟を入れる説もあり、総面積125.17万平方キロメートル、人口11,741.22万で、それぞれ全国の13.04%と9.26%を占める。本稿では東北三省を中心に論述する。

においてそれぞれ北朝鮮、ロシア、モンゴルと隣接する。日本海を隔てて日本と韓国を臨み、南は渤海湾を介して首都圏と華北と連なる。当該地域は主に遼寧省、吉林省、黒龍江省を含み、総面積が78.9万平方キロメートル、人口が10,757万で、それぞれ全国の8.2%と8.22%を占める。東北三省の地理的な優勢は顕著で、遼寧省は東北、華北、華東という三大経済地帯の結合部に位置し、北東アジア経済圏の中核的な存在である。また、東北重工業地帯と環渤海経済圏の交錯点にあり、当該地域の最初に開放された優勢を加え、東北開放の門戸と言える。吉林省は東北地区の中部に位置し、陸地的に北朝鮮、ロシア、モンゴルに隣接し、交通が便利で、インフラ整備も良好であり、周辺への輻射能力が強い。黒龍江省は対ロシア国境が3,000キロに及び、25の国家一級税関を持っている。日韓両国との江海連運の便宜だけでなく、シベリア鉄道へ繋がる優位性もある（表1）。

国内ないし北東アジアにおける地理的な優位性はもちろんのこと、資源面の優勢も目立っている。東北地区は資源が豊富で、開発の歴史が短いというメリットがある。統計によると、現在、東北地区の原油産量が全国の40%、木材が50%、自動車生産量が4分の1を占めてある。当該地域の重工業と農業が発達し、建国して以来1980年代までに、経済成長は同期全国平均レベルをずっと上回り、中国の重要鉄鋼、化学工業、エネルギー、機械、林業及び食料の基地であった。三省の総合科学技術レベルはそれぞれ全国の6位（遼寧省）、12位（吉林省）、13位（黒龍江省）であった。上述の資源及び総合工業体系は東北地区振興・発展の基礎である。同時に、当該地域は中国が北東アジア国際協力へ

参入する拠点であり、北東アジアと欧州を繋ぐ重要な輸送ルート・窓口である。東北地区の対外開放と経済が順調に発展できるかどうかは中国経済全体の持続発展、資源安全、地域バランスに関わり、重工業と化学工業を土台とする現代化の実現にも代替のできない役割を持っていると言える。東北振興促進策と更なる対外開放、また「五点一線開放戦略」、「哈大齊工業ベルト開発戦略」、「東北アジア経済貿易博覧会」など各省の独自の戦略によって、東北地区の地理的優勢、資源メリット及びポテンシャルが次第に現われると待望できる。

優位性の特徴と経済発展

東北地区は資源が豊かで、環境に優れ、都市が集中し、交通が発達し、知的な資源が多いという優位性を持っている。長年にわたり、全国の重要な工業・農業基地、対外貿易の基地、科学研究教育の基地である。北東アジアの中心に位置する戦略的・地理的な優位性を除いて考えれば、その経済発展の基礎はほとんど「第一次五カ年計画」とそれ以後の長い間の計画経済と密接な関係を持っている。すなわち、長期的な計画経済の影響で、東北地区は農業の栽培業、工業の重化学工業を特徴とする地域経済構造を形成した。このような工業基地が集まる産業構造は計画経済時代の一時的な輝きを浴びた後、改革開放の初期と中期で開放に見捨てられた出遅れと「東北現象」の衝撃を受けた。1978年の改革開放によって東北地区の経済はある程度発展したが、東南沿海各省との距離が大きくなったと言える。体制的、制度的、構造的な計画経済の後遺症が次第に現われ、旧工業基地も市場経済の壁にぶつかり次第にその優勢

表1 東北地区データベース比較

| | 遼寧省 | 吉林省 | 黒龍江省 | 合計 | 全国順位 (遼、吉、黒) |
|--------------------|-------------------------------|----------------|-------------------------------|--------|-----------------|
| 面積(万km) | 14.55 | 18.74 | 45.4 | 78.69 | 21、14、5 |
| 人口(万人) | 4,189 | 2,716 | 3,820 | 10,725 | 14、20、15 |
| 主要都市 (人口45万人以上) | 瀋陽、大連、鞍山、撫順、本溪、丹東、錦州、營口、阜新、遼陽 | 長春、吉林、四平、通化、遼源 | ハルビン、チチハル、大慶、鶏西、伊春、佳木斯、牡丹江、鶴崗 | | |
| 1人当りGDP(元) | 18,983 | 13,348 | 14,434 | | 8、13、10 |
| 固定資産投資(億元) | 4,234(41.4%) | 1,802(53.8%) | 1,794(25.4%) | 7,830 | |
| 工業総生産(億元) | 10,814.5 | 3,792 | 4,715 | | 6、15、14 |
| 輸出入額(億ドル) | 410.1(19.2%) | 65.3(-3.9%) | 95.7(41.0%) | 571.1 | |
| 輸出額 | 232.4(23.9%) | 24.7(43.9%) | 60.7(64.9%) | 317.8 | |
| 輸入額 | 175.7(13.4%) | 40.6(-20.0%) | 35.0(12.6%) | 251.3 | |
| 都市部1人当り年収(元) | 9,837 | 8,691 | 8,722 | | 16、19、17 |
| 農村部1人当り年収(元) | 6,028 | 5,154 | 6,042 | | 9、12、11 |

出所：2006年版東北三省統計年鑑、三省政府系ウェブサイト

表2 2000～2005年の東北地区GDP、順位、成長率（単位：億元）

| | 全 国 | | 遼 寧 | | | 吉 林 | | | 黒龍江 | | |
|------|-----------|------|---------|----|------|----------|----|------|---------|----|------|
| | 総額 | % | 総額 | 順位 | % | 総額 | 順位 | % | 総額 | 順位 | % |
| 2000 | 99,214.6 | 8.4 | 4,669.1 | 7 | 8.9 | 1,951.51 | 19 | 9.2 | 3,151.4 | 14 | 8.2 |
| 2001 | 109,655.2 | 8.3 | 5,033.1 | 7 | 9.0 | 2,032.48 | 19 | 9.3 | 3,390.1 | 13 | 9.3 |
| 2002 | 120,332.7 | 9.1 | 5,458.2 | 7 | 10.2 | 2,246.12 | 19 | 9.5 | 3,637.2 | 13 | 10.2 |
| 2003 | 135,822.8 | 10.0 | 6,002.5 | 8 | 11.5 | 2,522.62 | 18 | 10.2 | 4,057.4 | 13 | 10.2 |
| 2004 | 159,878.3 | 10.1 | 6,672.0 | 8 | 12.8 | 3,122.0 | 20 | 12.2 | 4,750.6 | 13 | 11.7 |
| 2005 | 183,084.8 | 10.2 | 8,009.0 | | 12.3 | 3,620.2 | | 12.0 | 5,511.5 | | 11.6 |

出所：2006年版中国統計年鑑、東北三省統計年鑑、中国統計局、三省政府系ウェブサイト

を失い、効率の低下、企業の生産停止、レイオフ、一時休職、資源の枯渇、環境悪化などに象徴される「東北現象」と、農業の効率低下、収入増の停滞、農村発展の疲弊などを代表する「新東北現象」が東北地区を覆った。地区全体経済も一時マイナス成長に陥り、中国経済転換期の負の代表地域となった。

1984年、中国政府による大連を含む14の沿海地域都市の開放に従って、東北地区も閉鎖的な計画経済の束縛から開放的な経済への転換を模索し始めた。1988年、遼東半島の開放、沈大高速道路の開通によって周辺2,000万人の開放商業圏が形成された。1992年の鄧小平氏の「南巡講話」によって琿春、綏芬河、黒河が相次ぎ開放された。東北地区は当初は大連がリードし、省都都市を拠点として辺境税関都市を控えた全面開放局面を形成する地区経済構成も生まれた。この2～3年、東北振興策と全面開放に関する好材料の影響で外資・内資とも北上の趨勢を形成し、渤海湾の海洋出口やロシア・北朝鮮への陸上隣接優勢を利用した北東アジア諸国との貿易・投資などの対外発展と更なる開放の起爆剤となっている。GDPの増加もその現われの一つである。2005年、東北地区のGDP総額は17,140.7億元で、同期中国全体183,084.8億元の9.4%を占め、1980年代後期の隆盛期の13.3%より後退したが、質の改善、開放の効果が充分あると考えられる（表2）。

東北地区対外貿易現状

東北地区の対外貿易は国家物資調達の指令貿易と沿海、国境開放から始まった。改革開放の深化によって、東北地区と国際間の経済往来も多くなり、貿易額も次第に増加しつつある。1978年、東北地区の輸出入総額は僅か16.77億ドルで、その内、輸出が15.94億ドル、輸入が0.83億ドル、輸出の大半も原油と製品油で、標準に達する地方商品はほとんどなかった。1987年の輸出入総額は58.19億ドルで、その内、輸出が50.68億ドル、輸入が7.52億ドルで、輸出と輸入はそれぞれ1978年の3.18倍と9.1倍であった。2004年の東北地区の輸出入総額は479.9億ドルとなり、その内、輸出が243.1億ドル、輸入が236.8億ドルで、それぞれ1987年の4.8倍と31.5倍であった。2005年の輸出入総額は継続拡大し、571.11億ドルとなった（表3）。

一連の数字変化を見ると、東北地区の対外貿易ウエイトは山西など西部各省と一部中部省より高いが、東南沿海各省と比べまだ低い。貿易パートナーを見ると、東北地区はすでに世界160余りの国や地域と貿易関係を結んだが、大部分が香港、日本、韓国、米国、台湾などの国や地区と取引されている。三省の間にも貿易総額の差異、輸出入のアンバランス現象がある（表4 - 1、4 - 2）。

東北地区外資誘致現状

東北地区の外資利用と技術導入は改革開放初期の1979年

表3 2000～2005年の東北三省対外貿易統計（単位：億ドル）

| | 遼寧省 | | | 吉林省 | | | 黒龍江省 | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| | 輸出 | 輸入 | 総額 | 輸出 | 輸入 | 総額 | 輸出 | 輸入 | 総額 |
| 2000 | 108.5 | 81.7 | 190.2 | 12.42 | 13.12 | 25.54 | 14.5 | 15.4 | 29.9 |
| 2001 | 111.1 | 88.0 | 199.1 | 14.63 | 16.70 | 31.33 | 16.1 | 17.7 | 33.9 |
| 2002 | 123.7 | 93.7 | 217.4 | 17.68 | 19.39 | 37.07 | 19.9 | 23.6 | 43.5 |
| 2003 | 146.3 | 119.3 | 265.6 | 21.62 | 40.10 | 61.72 | 28.7 | 24.6 | 53.3 |
| 2004 | 189.2 | 155.2 | 344.4 | 17.15 | 50.78 | 67.93 | 36.8 | 31.1 | 67.9 |
| 2005 | 234.4 | 175.7 | 410.1 | 24.67 | 40.61 | 65.28 | 60.7 | 35.0 | 95.7 |

出所：1999～2006年版中国商務年鑑、東北三省統計年鑑、中国統計局、三省政府系ウェブサイト

表4 - 1 2004、2005年の東北三省輸出先上位5位（国と地域）（単位：万ドル）

| | 遼寧省 | | | 吉林省 | | | 黒龍江省 | | |
|------|------|---------|------|------|--------|------|------|---------|------|
| | 上位5位 | 輸出 | % | 上位5位 | 輸出 | % | 上位5位 | 輸出 | % |
| 2004 | 日本 | 546,263 | 28.9 | 日本 | 36,376 | 21.2 | ロシア | 215,353 | 58.5 |
| | 米国 | 299,642 | 15.8 | 韓国 | 34,888 | 20.3 | 日本 | 26,270 | 7.1 |
| | 韓国 | 231,433 | 12.2 | 米国 | 24,277 | 8.3 | 香港 | 21,876 | 5.9 |
| | 香港 | 89,460 | 4.7 | 北朝鮮 | 13,112 | 7.6 | 韓国 | 21,544 | 5.9 |
| | オランダ | 82,992 | 4.4 | ロシア | 7,360 | 4.3 | EU | 18,309 | 5.0 |
| 2005 | 日本 | 631,130 | 26.9 | 韓国 | 53,900 | 21.9 | ロシア | 383,644 | 63.2 |
| | 米国 | 335,142 | 14.3 | 日本 | 37,200 | 15.1 | 韓国 | 35,365 | 5.8 |
| | 韓国 | 288,336 | 12.3 | 米国 | 19,300 | 7.8 | 日本 | 26,605 | 4.4 |
| | オランダ | 114,454 | 4.9 | 北朝鮮 | 19,000 | 7.7 | 米国 | 24,044 | 4.0 |
| | 香港 | 86,072 | 3.7 | ロシア | 14,300 | 5.8 | 香港 | 14,811 | 2.4 |

出所：1999～2006年版中国商務年鑑、東北三省統計年鑑、中国商務部、統計局ウェブサイト

表4 - 2 2004、2005年の東北三省輸入先上位5位（国と地域）（単位：万ドル）

| | 遼寧省 | | | 吉林省 | | | 黒龍江省 | | |
|------|---------|---------|------|-------|---------|------|------|---------|------|
| | 上位5位 | 輸入 | % | 上位5位 | 輸入 | % | 上位5位 | 輸入 | % |
| 2004 | 日本 | 415,070 | 26.8 | ドイツ | 277,551 | 54.7 | ロシア | 166,945 | 53.7 |
| | 韓国 | 196,491 | 12.7 | 日本 | 104,912 | 20.7 | EU | 36,733 | 11.8 |
| | ドイツ | 152,066 | 9.8 | 北朝鮮 | 15,207 | 3.0 | 米国 | 27,252 | 8.8 |
| | 米国 | 99,063 | 6.4 | ブラジル | 12,524 | 2.6 | 日本 | 17,673 | 7.0 |
| | サウジアラビア | 76,842 | 5.0 | ハンガリー | 12,524 | 2.5 | 韓国 | 17,673 | 5.7 |
| 2005 | 日本 | 418,863 | 23.8 | ドイツ | 189,900 | 46.8 | ロシア | 184,000 | 52.6 |
| | 韓国 | 205,702 | 11.7 | 日本 | 87,600 | 21.6 | 米国 | 32,117 | 9.2 |
| | ドイツ | 151,050 | 8.6 | 米国 | 18,900 | 4.66 | 日本 | 31,835 | 9.1 |
| | 米国 | 129,174 | 7.4 | 北朝鮮 | 16,400 | 4.1 | ドイツ | 18,871 | 5.4 |
| | ロシア | 56,105 | 3.2 | ブラジル | 13,800 | 3.4 | 韓国 | 15,203 | 4.3 |

出所：1999～2006年版中国商務年鑑、東北三省統計年鑑、中国商務部、統計局ウェブサイト

からスタートし、当時はプロジェクトの導入、補償貿易、輸入品の組み立てを中心にして、次第に技術の合作、セットプラント輸入、重要設備の輸入に転換した。外資利用も当初の外資からの借款から外資との提携へ次第に転換したのである。

1979年から1987年にかけて、東北地区の外資利用は1,116件で、契約ベースで24.5億ドル、実行ベースで8.53億ドルであった。1990年代以後、中国全体の投資環境の改善やインフラ整備、関連法律の完備によって、合併と合作を主な形態とする外資の進出は独資へと変わり、大量進出のきっかけともなった。東北地区の対外貿易が主に日本、韓国、米国、ロシアなどに集中していると同様に、同諸国からの直接投資も東北外資利用の重要な柱となっている。例を挙げると、日本は遼寧省の第一の貿易パートナーと第二の投資国である。遼寧省に進出した日系企業の生産総額は320億元で、地元で14万件の雇用機会を創造した。日本の著名企業のほとんどがさまざまな形態で大連に進出している。同時に、日本は吉林省の第一の輸出相手国と第二の輸入相

手国であり、外資利用の重要投資国である。日本は黒龍江省の第二の輸出相手国で、第五の投資国である。2005年、東北地区における実行ベースでの外資利用総額は46.82億ドルで、2005年末までに東北地区外資利用累計総額は425.93億ドル、全国の6.7%を占めた。三省の中で外資利用が最も多いのは遼寧省である。

2005年、遼寧省の外資利用総額は35.9億ドル、前年比172.7%と大幅に増加した。その内、1,000万ドル以上投入の項目は357件で、契約ベース総額が77.16億ドルである。分野別に見ると、製造業、不動産、情報通信などが多く、全体の85.2%を占めている。2005年末までに遼寧省の外資利用累計総額は382.3億ドル、東北地区外資誘致総額の79.3%を占め、遼寧省は当該地域の中核省として重要な地位と早期開放された成果を表した（表5）。

黒龍江省の外資利用は香港、韓国、米国からのウェイトが高い。1998年から2004年にかけての累計外資利用で見ると、この三国の投資割合はそれぞれ37.41%、10.53%、9.21%で合計57.15%である。2005年、黒龍江省の外資利用は4.31

表5 2005年の東北三省外資利用額と全国比 (単位: 億ドル)

| | 遼寧省 | 吉林省 | 黒龍江省 |
|-------------|-------|------|------|
| 外資実行ベース投資総額 | 382.3 | 45.5 | 54.5 |
| 東北地区での割合(%) | 79.3 | 9.4 | 11.3 |
| 全国比(%) | 5.8 | 0.7 | 0.9 |

出所: 2006年版中国商務年鑑、東北三省統計年鑑、中国商務部、統計局ウェブサイト

億ドルで、前年比10.47%増であり、新規外国投資企業を266件認可し、投資国は香港、韓国、米国の次にヴァージン諸島、日本、ロシアであった。

1997年から2004年にかけて、吉林省の外資投資分野は主に交通運輸設備製造業、電気・ディーゼル及び水処理、食品製造業であり、特に自動車産業への投資と輸入は吉林省における旧工業基地の資源と産業優勢を反映している。2005年、吉林省の外資利用総額は6.6億ドルで、前年比46.1%増であった。新規外国企業を348件認可し、投資国は24の国と地区に達し、その内、1,000万ドルの投資国と地区は9に達した。ドイツ、米国、香港、韓国、ヴァージン諸島、日本の順であった。

東北地区対外投資現状

早期開放に恵まれた東南沿海各省及び京津沪(北京・天津・上海)と比べて、特に中国対外投資総額の10分の1を占める上海と比べて、東北地区の対外投資の初動は遅れた。国家の「走出去」戦略及び奨励政策を打ち出した1999年までに、それらしい対外投資はほとんどなかった。近年、東北振興戦略の深化、東北地区対外開放のレベルアップによって、当該地域の経済は高度成長が続き、対外投資も出始めた。発達している他省のコスト削減と技術獲得のための対外投資と比べ、東北地区の対外投資は資源の獲得を狙っており、投資の大半は周辺にある発展途上国或いは資源の豊かな国・地域に集中している(表6)。

2000年に入ると、東北地区の対外投資は年々増加の趨勢を呈し、遼寧省がその趨勢をリードしているが、黒龍江省の対外投資も著しく増加し、2005年の投資額は遼寧省を大幅に超える記録的な年となった。2005年の東北地区の対外投資を見ると、投資件数では遼寧省が多く、他の2省の合

計を上回る48件であったが、金額は9,316万ドルで、黒龍江省の2.37億ドルに及ばなかった。2005年の遼寧省の対外投資先は主に米国、香港、ロシア、日本、韓国、北朝鮮及びモンゴルで、技術特許、国際販路、資源確保の意図が目立っている。

吉林省の対外投資は主にロシア、北朝鮮、アフリカ、バングラデシュなどに集中し、先進国への投資はフランスと香港、マカオに集まっている。2005年の対外投資件数は23件で、中国側の直接投資額は3,340万ドルであった。近年の代表的な対外投資事例としては、ロシアの不動産、木材、運輸業への金龍有限責任公司、吉林新元木業株式会社、吉林盛銘実業有限公司、吉林宇別爾運輸集団公司等有名である。そのほか、北朝鮮も吉林省の主要投資先である。

黒龍江省の対外投資は主にロシア、モンゴル、ポツワナ、香港、米国などに集中している。1998年から2005年にかけての累計海外投資額は7.2億ドルで、海外設立企業数が231社、投資先が39カ国であった。中でも、対ロシア投資は黒龍江省の重点とも言える。2005年末までにロシアに進出している黒龍江省の企業数は110社で、契約ベース投資額が2.7億ドル、実行ベースでも2億ドル以上と推計でき、全体の27.8%を占めている。特にエネルギー、鉱産物開発、木材加工などの規模が大きい。代表的な投資は、黒龍江省龍興国際資源開発集団有限公司の鉱産物中心の開発、黒龍江振成・斯達実業有限公司の木材パルプ開発などである。対ロシア以外に、黒龍江華福実業有限公司がモンゴルで創設するモンゴルチュウバオン実業有限公司、黒龍江省国際会社が北京首都鉱業有限公司と提携して創設する図木爾泰鉄鉱石有限公司など、黒龍江省の製造業を支える資源の確保のための対外投資形態が注目される。

表6 2000年 2005年東北三省対外投資推移表 (単位: 万ドル)

| | 2000 | | 2001 | | 2002 | | 2003 | | 2004 | | 2005 | |
|------|------|-------|------|-----|------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 遼寧省 | 19 | 3,189 | N/A | N/A | 20 | 5,474 | 19 | 3,178 | 35 | 7,781 | 48 | 9,316 |
| 吉林省 | 3 | 293 | 7 | 236 | 16 | 1,756 | 11 | 2,156 | 7 | 2,715 | 23 | 3,340 |
| 黒龍江省 | 5 | 636 | N/A | N/A | N/A | N/A | 15 | 1,907 | 9 | 3,580 | 12 | 23,682 |
| 合計 | 27 | 4,118 | N/A | N/A | N/A | N/A | 45 | 12,575 | 51 | 16,410 | 83 | 36,338 |

出所: 1999~2006年版中国商務年鑑、東北三省統計年鑑、中国商務部、統計局ウェブサイト

3. 東北振興の推進と対外開放展望

東北振興戦略の提出は、旧工業基地の資源枯渇による転換・構造調整を進める一方、最も重要なことは、調整と改造によって国家政策の効果、及び東北地区の持っている産業、資源、科学技術、労働力及び地理的優勢を發揮させ、科学発展観を樹立し、旧工業基地の開放レベルを高めることである。世界は経済のブロック化、地域化、国際経済一体化の趨勢にあり、対外開放は開放型経済の発展を促進し、産業構造を高め、国内外の資源を合理的に配置し、企業の外向化レベルを高め、国際競争力を増強させる鍵である。東北振興は単に資金を動員して投資環境を改善し、設備を更新させることにとどまらず、工業を主導とする社会全般にわたる大きな変革である。その変革の動力は対外開放であり、それによって国外の資金と優れた技術、人材、管理経験を導入し、社会全体の開放を引き出す。今度の東北振興にとっては対外開放が根本であり、国策である。経済成長の方式の転換、対外貿易増長パターンの変更、外資誘致の増強、実力のある企業の対外投資などはいずれも東北振興、特に対外開放に頼るものである。これは国家が東北振興を断固として実行する真意でもある。

現在、東北アジア地域協力、特に辺境地域の合作を強化する環日本海の地方自治体による会議が各種開催され、図們江地域開発をめぐる中・ロ・朝が前向きの姿勢を示し、東寧からウスリースクへの鉄道・航運建設も着実に進んでいる。「辺境経済合作区」、「中ロ互市貿易区」、「輸出加工区」のいわゆる三区優遇政策の国家レベル税関である琿春とロシア・ハサン、北朝鮮・羅津、清津の間に展開する国境を跨る開発区の建設は、吉林省の海とつながる夢が実現しようという段階を迎える。東北東部を貫き遼寧省・丹東まで通じる新規鉄道計画は東北辺境地帯の貿易を周辺諸国へ拡大させ、新たな物流輸送ルートが生まれる。黒龍江省は中央政府から人民元の境外投資金融試験的仕事の優遇を得た上に「内引外連」すなわち国内・国外の二つの市場を利用する優勢によって、さらに内外の企業家を集め、東北地区における全体的な対外開放の潜在力が顕在化しつつある。

東北振興と対外貿易レベルの向上

東北地区の2006年1～11月の工業統計と1～9月及び1～11月の対外貿易統計を見ると、東北旧工業基地関連項目の実施及び第十一次五カ年規画スタートの波に乗って、対外開放が牽引する三省の経済は安定且つ高成長を呈している。1～11月、三省の経済規模は継続拡大し成長も加速している。その内、遼寧省の一定規模工業企業の工業増加額は3,559.81億元、前年同期比19.2%増であった。吉林省の一定規模工業企業の工業増加額は1,278億元、前年同期比18.6%増で、平均毎月16.8億元の利益を上げた。黒龍江省の一定規模工業企業の工業増加額は2,352.1億元、前年同期比15.1%増であった。

工業の好調は対外貿易の好況を促し、2006年1～3月、東北地区輸出入総額は140億ドルで、それぞれ前年同期比7.9%（遼寧）、7.9%（吉林）、37.4%（黒龍江省）増を遂げた。2006年1～11月では、東北三省は625.6億ドルの輸出入を達成し、同期中国全体の3.9%を占めた（表7）。この間、遼寧省の輸出入総額は434.1億ドルで、前年同期比16.8%増であった。その内、輸出が253.9億ドル、輸入が180.2億ドルで、それぞれ20.3%、12.3%増を記録した。国有企業の輸出額70.5億ドルに対して私営企業の輸出額が38.4億ドル、39.4%増で目立っている。日本、韓国、米国への輸出は130億ドルで、全体の51.5%を占めた。省の主要都市である大連の輸出額は156億ドルで、全体の61.4%を占めた。

2006年1～9月、吉林省は輸出入額58.74億ドル、前年同期比21.6%増であった。その内、輸出は20.31億ドルで前年同期比7.3%増、輸入が38.43億ドルで30.9%増であった。吉林省の輸入が輸出を上回る原因は自動車部品の継続増加にある。1～9月、自動車関連部品の輸入額は10.9億ドルで、吉林省の輸入全体の28.4%を占め、吉林省の自動車産業が全体経済を牽引する役割が明らかである。

2006年1～3月、黒龍江省の輸出入総額は25.8億ドルで史上最高を記録し、同期増加幅は全国トップであった。1～11月、黒龍江省の対外貿易はさらに拡大して118.2億ドルを完成し、初めて100億ドルの大台を超え、中国11番目

表7 2006年1～11月の東北三省対外貿易額と全国比（単位：億ドル）

| | 中国 | 遼寧省 | 吉林省 | 黒龍江省 |
|--------|------------|-------|------|-------|
| 輸出入総額 | 15,935.6 | 434.1 | 73.3 | 118.2 |
| 輸出 | 8,750.4 | 253.9 | N/A | 78.3 |
| 輸入 | 7,185.2 | 180.2 | N/A | 39.9 |
| 全国比（%） | 3.93（三省合計） | 2.72 | 0.46 | 0.74 |

出所：中国商務部、三省統計局ウェブサイト

の対外貿易100億ドル超の省となった。その内、対ロシア貿易が60.92億ドルと全体の51.6%を占める。綏芬河、東寧、黒河などの市と県の財政収入の80%以上が対ロシア貿易に依存している。その他、自動車と機械・電気製品の輸出が全体の増加を支えている。

対外開放と外資誘致の質の向上

中国中央政府は東北の重工業化を重視し、開発によって当該地域の国有企業を活性化させ、資源の合理的な開発を図っている。そのために打ち出した一連の優遇政策は、外資の東北進出により良い条件を与えている。2006年に入ると、旧工業基地改造項目の実施と新五カ年規画の発足などの好材料により、東北地区の外資誘致状況は著しく変化し、新たな局面を迎えている。三省は大プロジェクトと戦略的投資者の誘致を突破口として、外資利用の規模と質を高めることに力を入れている。現存の工業パークと開発区によって外資誘致の拡大を狙う一方、東北地区、特に各省の特色と基幹産業に着目し、それぞれ自らの省にふさわしい外資誘致の新戦略を打ち出した（表8）。

遼寧省は、2008年北京オリンピックと2010年上海万国博覧会の前哨と言われる「世界園芸博覧会」（2006年5～10月、瀋陽）を積極的に利用して、半年の開催期間で1,000万人の入場者を実現し、観光による外資誘致への波及効果を果たした。また、国務院の支持を得て「五点一線」という最新の沿海開放戦略を発表した。これは、揚子江以北最大の島である大連長興島を中核として、渤海湾沿岸の營口、錦州湾の葫蘆島、丹東、庄河花園口を連ね一線となる。この戦略の発表は欧米、日本などの投資者の目を引き寄せ、遼寧省の外資誘致の新たな目玉となっている。また、「遼寧省人民政府が沿海重点発展地域をさらに開放拡大させることに関する若干意见」という省レベルの奨励策を出し、外向発展と沿海・内地の相互促進に関連する5方面・12項目の具体的な優遇政策を発表した。それらによって、この1年足らずの間に、「五点一線」地域ですでに外国投資企業18件を認可し、契約ベースで1.9億ドル、商談中の項目は186件に上った。2006年1～11月、遼寧省は新規外国投資企業を2,021件認可し、外資誘致総額は50.24億ドル、前

年同期比111.84%増であった。

吉林省は海への出口が無い不利な現実の中で意欲的にロシア、北朝鮮と協商し、日本と韓国の資金及び技術を利用し、図們江地域開発のメリットをアピールしている。図們江周辺はすでに日本・韓国投資家の対象地区となり、小島衣料を始め外資の進入が加速している。また吉林省は一年に一度の「東北アジア経済貿易博覧会」を利用して、外資誘致に最大限の力を入れている。2006年1～11月、吉林省の外資誘致の実行ベース総額は14.5億ドルで、前年同期比42%増であった。契約ベースの項目の中には1,000万ドル超の大項目が36件で、前年のほぼ2倍となった。自動車、トウモロコシ加工などの伝統的な投資分野のほか、エネルギー、新型材料生産、不動産、医薬への外資進入が目目される。

黒龍江省は多方面の資本を誘致し、国有企業改造などへ参入させている。中央政府による旧工業基地への優遇を活用して、各種投資家が原則的に負債を切り離し純資産だけを買収できる規定を発表した。これは、2004年11月に黒龍江省が提出した「哈大齊工業回廊」という省レベルの総合開発戦略と合わせ、黒龍江省の外資誘致の目玉となっている。2006年1～3月、黒龍江省の実際外資利用は2.24億ドルで、同期比18.5%増であった。黒龍江省への投資上位5国は香港、ヴァージン諸島、オランダ、米国、バルバドスである。

東北振興及びさらなる開放における問題点

東北地区は改革開放の千載一遇のプラス期を迎えているが、マイナス要因も幾つか残っていると考えられる。まず、東北地区は北東アジアの中心に位置し、発展の潜在力を持っているが、当該地域の周辺に存在する非調和要因も無視できない。特に遼寧と吉林省が北朝鮮と隣接しており、朝鮮半島の不安定による東北振興、特にさらなる開放策の実施にマイナス影響が避けられない。

また、当該地域の冷戦後遺症として二国間或いは多国間に残っている歴史認識の相違と領土問題、経済協力とエネルギー争奪の関係、経済利益と文化差異の関係などは、北東アジア経済一体化の妨げになり、東北地区のさらなる開

表8 2006年1～11月の東北三省外資利用額と全国比（単位：億ドル）

| | 中国 | 遼寧省 | 吉林省 | 黒龍江省 |
|-----------------|--------|--------|-------|-------|
| 契約ベース外資利用額 | N/A | 122.32 | 15.5 | 20.44 |
| 実行ベース外資利用額 | 543.63 | 50.24 | 14.5 | 15.47 |
| 東北地区での割合（実行ベース） | | 63% | 18% | 19% |
| 全国での割合（実行ベース） | | 9.26% | 2.67% | 2.85 |

出所：2006年版中国商務年鑑、東北三省統計年鑑及び中国商務部、統計局ウェブサイト

放への障害とも言える。

GDPから見ると確かに著しく成長してきたが、南方の発達地域と比べてまだ一定の距離がある。2000年以後の東北地区の平均GDP成長率11.9%に対して、同期の中国平均は13%、沿海地域はさらに高く16.4%に上る地域もある。東北振興は束の間の機会であり、いかに振興を持続することができるか疑問もある。また、対外開放の外向化レベルで見ると、東北地区は、ますます一体化を強める他の地域と相当の距離があることは否めない。2005年の東北地区の輸出入総額は571億ドルを完成したが、珠江デルタは4,280億ドル、揚子江デルタは5,217億ドルであった。環渤海経済地帯も東北地区を大幅上回ると推定できる。

意識の開放改革も行わなければならない。改革・開放以来の東北地区の発展を見ると、著しい変化・業績と同時に、観念的な面での更新は南方諸省と比べられないところがある。例えば、グローバル経済と地域経済の一体化時代において、一個の省の力で各種産業が揃った産業構造を形成することは難しく、複雑な国際競争に充分に対応できない。三省各自の優勢を發揮させる同時に、大きく東北地区という観念を樹立することが必要である。東北にとって最大の優勢は、提携による発展の道を選ぶことであり、地域産業配置と経済一体化の選択である。それを実現するため、五カ年計画、十年計画を策定するときには、当該地域の総合的産業配置と資源および加工の協調優勢を確立しなければならない。東北経済区の早期形成は、三省優勢を最大限發揮し、将来の北東アジア経済圏の国際競争に対応する最も良い方式でもある。同時に、振興と対外開放、資源の合理的利用と開発、外資の投資コスト削減などもキーワードである。

外資誘致において、適当なビジネスパートナーが見つからないことがしばしば問題となる。保守的な観念、国有企業の比重の高さ、企業所有制の不明確、買収負担の重さなどに面して、外資がまず考えるのは投資のコストと回収の問題である。この点から、東北地区の外資誘致は国有企業を改造する同時に、川上と川下の民間企業を育成することが肝心である。66,000余りの会員を擁する韓国貿易センターは2006年8月に専門の調査報告書を出し、韓国企業の東北進出に警告を發した。報告は、東北地区の中核都市の未成熟、不十分な地域ネット、競争意識に欠け、企業の成長環境に劣り、技術革新能力が低いことなどを指摘し、東北地区が珠江デルタ、揚子江デルタ、環渤海地域のような第四の成長極になることは疑問であり、時間がかかるという結論を出した。この報告は韓国企業の東北地区への進出を阻止するものではないが、東北地区の外資誘致上克服し

なければならない側面を警鐘して参考になる。

また、瀋陽、大連、ハルビン、長春など東北地区の中核都市とアジア主要都市との投資コストを比較すると、東北地区の振興深化とさらなる開放により、賃金など各種コストが上がる傾向が始め、外資進出の障害の一つとなる。この2、3年の外資の動きを見ると、賃金など投資コストの上昇によって、より安いベトナム、フィリピンなどへ外資が移転する動きが始めた。これは東北振興、東北地区外資誘致にとって新しいマイナス要因である。

最後に、2007年に入ると環境問題と省エネ対策が中国全体として臨まなければならない問題となり、東北地区は中国最初の工業基地としての過去の優勢と裏腹な設備の老朽化とエネルギーの非効率に挑戦しなければならない。東北振興及びさらなる開放の実施過程で、外資誘致によって企業、特に国有企業の技術的な改造とレベルアップを促進できるか、いかにして環境改善と省エネを実現するかが重要な課題である。

参考文献：

『中国商務年鑑』1999年～2006年

『中国統計年鑑』1999年～2006年

『遼寧省統計年鑑』2006年

『吉林省統計年鑑』2006年

『黒龍江省統計年鑑』2006年

中華人民共和國商務部ウェブサイト

中華人民共和國統計局ウェブサイト

東北三省人民政府商務庁ウェブサイト

衣保中等『中国東北地域経済』（吉林大学出版社）

陳才等『東北老工業基地新型工業化之路』（東北師範大学出版社）

朝鮮における情報技術の発展とその利用

朝鮮社会科学者協会研究員 李錦華

現在、朝鮮民主主義人民共和国では科学技術が強盛大国建設の力強い推進力として作用している。国の科学技術をいち早く発展させ、最新の科学技術に基づいて人民経済の技術改善と生産正常化を保障し、全般的な社会主義建設を力強く進めていくことは、朝鮮労働党と共和国政府の一貫した方針である。

朝鮮では革命と建設において力量を集中しなければならない部門も多く、急いで遂行しなければならない切迫した課題も多いが、科学技術を発展させることを最優先部門として先行させている。科学技術発展のためであれば、何一つ惜まず、億万の金をかけても科学技術を貫くことが、朝鮮労働党の確固たる意志である。その中でも共和国が重要視していることの 하나가情報技術分野である。

1. 朝鮮における情報技術の発展

21世紀は情報産業時代である。情報産業の時代は、主に情報技術に基づいて社会的生産が進められ、全ての経済活動が情報化される。朝鮮では新世紀の情報産業の発展方向と趨勢を把握し、情報技術を発展させるための科学研究事業に関する措置をとっている。これは、情報産業時代に情報技術が分担する役割を重要視し、他の科学分野に対する研究事業よりも情報技術部門の研究事業により大きな関心と力を入れていることがわかる。

朝鮮では、情報技術発展のための科学研究事業のために、国家的投資を惜しんでいない。近年アメリカは、朝鮮の社会主義を政治軍事的に限らず、経済的に、科学技術的にも圧殺するための策動を前例のないほど強化している。また、あいつづく自然災害などによって朝鮮人民は全てが不足し大変な時期である。このような条件下でも朝鮮では情報技術部門の科学研究基地を優先的に拡充し、必要な資材、設備を円満に保障している。

この事例の一つが、様々な部門別プログラムの開発グループや地方分センター、博士院、分校、講習所を持つ強力なソフトウェア産業の中心基地である朝鮮コンピュータセンター（KCC）が創立されたことである。

ここでは世界的水準のプログラムが開発されており、囲碁プログラムや指紋検索システムプログラムをはじめとする多くのプログラムが世界的な競技大会や国際展示会に出品されている。そのため、速い速度で発展する朝鮮のプログラム発展水準が外国で広く知られるようになっている。

朝鮮ではまた、情報技術発展における基本を、人材養成であると考え、この分野に多くの力を注いでいる。国の情報産業を世界最先端水準に発展させるにおいて傑出した寄与を行えるコンピュータ秀才教育体系を運営し、10代、20代のコンピュータ秀才を多く育てている。

金星第1中学校、金星学院、万景台学生少年宮殿、平壤学生少年宮殿をコンピュータ秀才養成基地として新たに設定し、コンピュータ秀才として育成する学生を幼いときから体系的に育成するような措置をとっている。そして、これらの場所に最新型の情報設備を設置し、学生の生活条件に深い関心を払っている。また、すべての学校においてもコンピュータ教育を広く行っており、情報科学技術の急速な発展速度に合わせて、情報技術教育の内容と方法をあわせるようにしている。

これとともに、情報技術部門の専門大学とさまざまな大学の情報技術専門学科においても、国の情報技術と情報産業の発展を担っていく有能な人材を養成している。最近、金策工業総合大学に建設された最新式の電子図書館が、まさに人材育成に投資を惜しまない朝鮮の現状を表す明確な証拠となっている。

朝鮮においては、情報技術発展のための科学研究事業を主体的立場から行き、先進科学技術を自らの実情にあわせて受け入れている。情報技術部門の科学者、技術者たちは、すべてが困難で不足している状況の中でも、自らの技術と努力で短い期間に驚くべき成果を上げている。

先端科学の精粋であるコンピュータ分野において、朝鮮式でプログラム技術を発展させ、人民経済のさまざまな分野で必要とされる生産および経営管理、操縦プログラム等、各種オペレーティング・システムプログラムとアプリケーションプログラムが積極的に開発されている。

これとともに、コンピュータ産業、情報通信産業、データベース産業等の情報産業分野を積極的に発展させ、人民経済のすべての部門において、朝鮮式の経済強国建設に必要なさまざまな先進的な科学技術情報資料を適時に検索・利用するようにしている。また、現代科学技術発展の趨勢と、国の現実的条件に合わせて、コンピュータ装置の技術を発展させ、情報技術の手段をより多く作り出すことで、経済の情報化、現代化実現に積極的な貢献をしている。

朝鮮では情報技術部門の科学者、技術者を社会的に優待し、彼らの事業条件、生活条件を保障する様々な措置を取

ることによって、彼らが持つ使命感と任務に対する高い自覚を持って国の情報技術発展に貢献できるようにしている。人間中心の社会主義社会の性格にあうように、技術に先立ち人々の健康問題に関して深い関心を持ち、彼らの物質的な生活条件を円満に保障している。朝鮮の情報技術部門の労働者と科学者、技術者は、一つの製品を作り出し、一つの技術を開発しても、自らの国、自らの祖国が繁栄するために、創造と献身の汗をささげることによって、尊厳ある共和国の公民としての義務と本分を貫いている。

2. 朝鮮における情報技術の利用

朝鮮の情報技術産業の歴史はそれほど長くない。しかし、情報技術部門の科学者、技術者の献身的な努力と探求によって最先端のプログラムが開発され、短時間で経済の技術改善や生産・経済管理、社会生活におけるコンピュータ化が急速に推進されている。初の人工衛星「光明星1号」の成功的な発射がこれを実証している。自立性が強く、確固たる安定性が保障された情報産業を建設し、少ない資金で短時間に人民経済や社会生活の情報化を高い水準で実現することが、朝鮮の情報産業発展の原則的な立場である。

まず、朝鮮では情報技術を利用して、人民経済の技術改善と近代化を急いでいる。経済全般で情報技術手段を大々的に導入して、全ての生産工程と経済活動において情報設備が人々の労働を代行するようにしている。製品の設計、生産、販売、財政管理など、一般的な体系において自動化、近代化を成し遂げている。

金属、石炭、鉄道運輸、機械製作をはじめとする基幹産業部門において、情報技術に基づいた生産経営活動が進められている。紡織工業と靴工業、絹布工業をはじめとする全ての軽工業部門において、近代的かつ情報化された生産基地が新たに作り出され、既存の設備には最新情報技術の成果を受け入れて、生産正常化のために努力している。

農業部門においては、情報技術の発展によって農作物の品種改良を科学的に行い、各種農作物に対する最も適した土地と地域を選択し、営農工程と施肥量も最適にでき、少ない仕事量で労働生産性を大きく高められるようになった。

また、日々発展している現実についていくため、農業部門の労働者のための農業情報技術の講習も組織している。それによって、全国各地に建設された現代的なナマズ養魚場、養鶏場、牛牧場、ダチョウ牧場、アヒル牧場は最先端情報科学技術が導入された情報産業時代の手本としてその偉容を誇り、わが人民の食生活向上に大きく貢献している。

また、多くの工作機械工場において生産工程のコン

ピュータ化を実現し、機械設備を総合加工する実験生産が進行中である。

それとともに、国の気象情報分野においては気象情報に関する社会的関心が日々高まっていることにあわせて、コンピュータを利用して気象情報資料を活用できる「気象台資料総合提供システム」と「朝鮮気候資料集」を作り出した。天気予報のような科学的気象情報に基づいて生産活動と経営活動が合理的に組織されれば、不利な気象条件下でも発生しうる損失を事前に予防し、少ない投資で大きな利益が得られる。

朝鮮では中央から地方に至るまでコンピュータネットワーク体系が確立され、人々の経済生活や社会生活において便宜が図られている。コンピュータネットワーク構築によってまず、生産指揮システムが高度に自動化、近代化されている。国の全ての生産単位と経済指導単位をネットワークで繋ぎ、様々な行政的指示をすばやくかつ正確に伝えて、製品生産と供給においてお互い関連のある工場、企業所が一つの生産単位のように動けるようにしている。それと同じように計画作成と資材供給、努力管理と設備管理など経営管理を科学化し、最小限の努力と機械設備、原料、資材、資金から最大限の実利を得ている。工場、企業所の技術的改善速度と製品の更新速度が非常にすばやく行われている。

コンピュータが出現し、それが通信と結合されてコンピュータネットワークが活発化され、計算中心の仕事方式から、コンピュータを使う仕事方式へと移行されている現実がある。

このような現実的条件が設けられた朝鮮では中高年者でも若者でも、いつ、どこでもコンピュータネットワークの加入者となり、この巨大な一つの「仮想世界」を通じて各種情報が利用できる。朝鮮のネットワーク加入者が国内コンピュータネットワークを通じて利用可能な内容は次の通りである。

第一に、資料の提供である。コンピュータネットワークの構築によって距離と時間の差が減り、場所を問わず資料の調査事業を進めることができるようになった。資料として図書資料、技術資料、新聞資料などがある。図書資料提供は、政治、経済、軍事、文化など全ての部門の資料を含む。技術資料提供としては情報技術、生命科学技術、ナノ技術をはじめとする先端科学技術を含んだ様々な分野の科学技術資料である。新聞資料提供としては『労働新聞』をはじめとする多くの新聞がある。

第二に、ニュースの提供である。ほぼ全てのホームページにおいて政治、経済、軍事、文化など全ての分野にわたっ

で新たに提起されるニュースを日別、時間別に載せている。

第三に、電子取引の提供である。これは、親切できめ細かなサービスや、新商品案内、信用取引、商品検索や購入に関する相談などによってネチズン（ネットワーク市民）の注目を集めている。

第四に、音楽鑑賞、電子メール、電子掲示板、リアルタイム対話（チャット）などを行っている。これは便利でかつ時間の無駄をなくし、より活発な提供によって人々の社会生活と文化生活において一大転変を呼び起こしている。

第五に遠隔教育を行っている。様々な外国語の遠隔講義と、情報技術、生命科学技術、ナノ技術をはじめとする先端科学技術を含んだ多くの部門の科学技術に関する遠隔講義を行っている。

最近、国の科学技術人材養成の最高殿堂である金策工業総合大学で、最先端の科学世界の先頭を歩む、最新情報技術手段を十分に用意した電子図書館が設けられた。この電子図書館は大学内の講座、研究室など全ての部署はもちろん、国家ネットワークを通じて他の機関、企業所、科学教育機関と家庭内でも任意の時刻に接続できるし、24時間稼働する。同じく、新たに開発された近代的な検索システムによって全ての図書はもちろん、数百台のコンピュータで各種電子図書と資料をすばやくかつ正確に、十分に探すことができる。そして運営システムが完全にコンピュータ化されて、各種学術討論会、科学審議、国際交流、図書展示会ができる。

特に、新たな機能の一つとして遠隔教育システムが立派に設けられた。偉大な指導者金正日同志が2006年1月、電子図書館を訪れ、新世紀に堂々と登録するべき記念碑的創造物であると言いながら、わが人民が描いて来た理想的な社会の面貌が反映された現代的な図書館であると、今後世界屈指の図書館として展望性のあるように運営して行くための具体的な方向と方法を明かして下さった。

この図書館に設けられた近代的な遠隔教育システムは国内のどこからでも時間にかかわらず、大学の有能な教授、博士の講義を気軽に受けることを可能にしている。これと共に、質問を行い、それに対する回答を受けることができ、試験を実施したり、講義内容に関連した参考書を充分に見ることができるようになっている。遠隔教育システムによって有能な教員の講義を受けながら、大学教育はもちろん通信教育、夜間教育など、各種の教育も高い水準で行うことができる。

このように朝鮮の国内コンピュータネットワークは時間と努力の浪費をなくして皆が一秒を争い、踏ん張って社会主義強盛大国を建設している共和国人民の闘争に積極的に寄与している。

共和国の情報技術部門の科学者、技術者には、いつも心に抱えているものの、未だに実現できないものの中で一つの希望がある。それは統一朝鮮のサイトを開発することだ。このような希望は全ての朝鮮民族が民族自主の旗幟を高く揚げ、団結された力で一日も早く祖国統一を実現してからこそ成し遂げられることである。統一朝鮮のサイト開発が成功して、北と南の情報技術部門の科学者、技術者が共に喜びを分け合うその日は必ず訪れるはずだ。

現在、共和国の情報技術部門の科学者、技術者は偉大な指導者金正日同志の先軍政治を高く奉じて、社会主義強盛大国建設において自らの任務に責任を持って遂行している。

特に、既に成し遂げた成果と経験を土台に、人民経済の改善近代化において提起される生産工程と経営活動のコンピュータ化を進め、より現実的でかつ価値のあるソフトウェアを積極的に開発・利用するために力強く闘争している。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]

朝鮮民主主義人民共和国における立法の動向（その1）

ERINA 調査研究部研究主任 三村光弘

はじめに

これまで、ERINA REPORTでは、1999年～2000年にかけて改正された朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）の対外経済関係法に関して、投資制度の翻訳やその内容の分析、投資制度についての解説を行ってきた¹。また、1999～2003年の間に改正された、対外経済関係に関する外貨管理法、外貨管理法施行規定、税関法、保険法、外国人投資企業及び外国人税金法とその施行規定、環境保護法、民事訴訟法、羅先経済貿易地帯法、合併法について、その内容の分析を行ってきた²。

北朝鮮では、1990年代後半から国営企業の生産管理方法や財務、労働の評価方法などに対する改革措置がとられ、経済の効率性向上が図られてきた³。このような経済改革措置は、北朝鮮社会を大きく変化させたと考えられる。このような社会の変化に対応して、北朝鮮の法もその姿を変えてきた。これまではほとんど公開されなかった国内経済や一般行政に関する法律や行政法規が2004年には『朝鮮民主主義人民共和国法典（大衆版）』（法律出版社、2004）という形で対外向けに公表された。この法典を見ると、国家の重要な政策に関して、積極的に法律を制定・改正するようになったことがわかる⁴。この法規集には、これまで公表されていた法律を含めて112の法律が収録されている。その後、『朝鮮民主主義人民共和国法規集（外国投資部門）』（法律出版社、2005）、『朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法規集』（法律出版社、2005）、『朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法規集』（法律出版社、2005）が相次いで出版され、外国投資部門や南北経済交流部門での立法動向が行政法規も含めて判明した。続いて2006年には、『朝鮮民主主義人民共和国法典（大衆用）充補版2004.7 - 2005.12』（法律出版社、2006）が出版され、既存の法律の改正動向の他、新に15の法律が制定されたことが明らかになった。

資料編に掲載されている表1は北朝鮮の現行法律の一覧

である。このうち1～112は2004年版の法律集に掲載されていたものである。113以下は2006年版の充補版にはじめて掲載されたものである。また、2006年の充補版には、32の法律の改正が掲載されている。

これまで明らかになった新規立法と改正の動向を見ると、北朝鮮が対外経済、国内経済双方における立法を進めるほか、日本の行政法にあたるような法律を急速に充実させていることがわかる。このような法律の内容を見ていくと、現在の北朝鮮で起こっている社会の変化や現実に必要なとされている規制の内容、北朝鮮が今後育成しようと考えている産業分野などについてのある程度の示唆を得ることができるように思う。

そこで今回は、2006年の充補版で新たに制定されたことがわかった法律のうち、北南経済協力法と国家予算収入法、タバコ統制法、干潟地法、火薬類取扱法、公務員資格判定法の8つの法律についてその内容を解説、分析していきたい。これらの法律は、北南経済協力法が南北経済協力に係る法律である他は、行政法的な様相が強い法律である。

1 北南経済協力法

朝鮮民主主義人民共和国北南経済協力法は、2005年7月6日、最高人民会議常任委員会政令第1182号として採択された。この法律は「南側との経済協力において、制度と秩序を厳格に立てて、民族経済を発展させる」（第1条）ことを目的とした南北経済協力（北朝鮮では北南経済協力と呼ぶ）の基本法である。この法律によれば、南北経済協力とは「北と南の間で行われる建設、観光、企業経営、賃加工、技術交流及び銀行、保健、通信、輸送、サービス業務、物資交流等」が含まれる（第2条）。適用対象は北朝鮮国内で南北経済交流を行う機関、企業所、団体と、南側の法人、個人（第3条）である。南北経済協力の原則は「全民族の利益を先行させ、民族経済の均衡的発展を保障し、相互尊重、信頼及び有無相通の原則の下で行う」（第4条）

¹ 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状（1）～（7・完）」『ERINA REPORT』vol. 48～54を参照されたい。

² 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の改正（1）～（3）」『ERINA REPORT』vol. 58、61、63を参照されたい。

³ 北朝鮮における経済改革の詳細については、中川雅彦「経済現状と経済改革」中川雅彦編『金正日の経済改革』（アジア経済研究所、2005）9～11ページを、経済改革の効果については朴在勲「工業部門と国家予算に見る経済再建の動き」中川雅彦編『金正日の経済改革』（アジア経済研究所、2005）40～41ページを参照されたい。なお、電子版をアジア経済研究所ホームページからダウンロードすることができる（http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Report/2004_03_06.html）。

⁴ その一部は、在日本朝鮮人入権協会・朝鮮大学校朝鮮法研究会編・訳『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集』（日本加除出版、2006）に日本語に翻訳して収録されている。

とされており、私企業や個人の利益よりも、民族全体の利益を優先する規定となっている⁵。禁止される対象は「社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民達の健康及び環境保護並びに民族の美風良俗を阻害する恐れのある対象」（第8条）となっている。

南北経済協力という一般に、貿易や南側の企業が北側で行う投資が頭に浮かぶが、この法律では対象地域を北側に限定せず、南側や第3国で行うことも規定されている（第9条）南北経済協力に対する投資は現金だけでなく、現物財産や知的財産等も利用できる規定がなされており、投資財産は、北南投資保護合意書にしたがって保護される（第16条）。南北経済協力を行うに際しての労働力は、北側で行う場合、北側の労働者を雇用することが原則である（第17条）。南北間の物資の搬出入に関しては、関税を賦課しないことが原則である（第19条）。

この法律に違反したときの罰則については、今回紹介する他の法律と同じく、「本法に違反した場合には、情状によって事業中止、罰金付加等の行政的責任を負わせる」「情状が嚴重な場合、刑事責任を負わせることもできる」と規定するのみで、具体的な罰についての規定がない⁶。紛争解決については、「協議の方法」が原則で、それでも解決できない場合には、南北間で合意した商事紛争解決手続で解決することが規定されている（第27条）。

2 国家予算収入法

朝鮮民主主義人民共和国国家予算収入法は、2005年7月6日 最高人民会議常任委員会政令第1183号として採択された。全5章、72条の国営企業と協同農場が国家に収める資金の内容とその手続について規定した法律である。

第1章の「国家予算収入法の基本」では、国家予算収入の種類として「国家企業利得金、協同団体利得金、減価償却金、土地使用料、社会保険料、財産販売及び価格偏差収入金、その他の収入金」（第2条）が定義されている。また国家予算収入は「中央予算収入と地方予算収入に区分」され、中央予算収入には、「中央予算所属機関、企業所、団体の納付金」が、地方予算収入には「地方予算所属機関、企業所、団体の納付金」が属するとする（第3条）。また、「機関、企業所、団体及び公民に国家予算納付以外の負担を負わせることはできない」として、国家がこの法律に規定する国家予算収入以外には負担を負わせないことを確認

している（第6条）。

第2章の「国家予算納付資料の登録」では、国家予算納付に関する各種登録手続や、納付に関する資料の提出などについての手続が規定されている。納付について国家に登録しなければならない項目は「生産、経営活動をする機関、企業所、団体は、販売収入計画、原価計画、所得計画、国家予算納付計画、銀行口座番号等」（第11条）である。

第3章の「国家予算の納付」では、国家に納付しなければならない資金を「国家企業利得金及び協同団体利得金」（第1節）「減価償却金」（第2節）「土地使用料」（第3節）「社会保険料」（第4節）「財産販売及び価格偏差収入金」（第5節）「その他収入金」（第6節）に分けて規定している。

国家企業利得金及び協同団体利得金の計算は、「総販売収入金から、原料及び資材費、燃料費、動力費、減価償却費、料金及び輸送費、一般費等を控除して確定した所得に、定められた比率を適用して」（第21条）計算すると規定している。収入金の計算方法は「生産物販売収入金は販売した価格で、建設組立作業額及び大補修作業額は設計予算価格で、付加金は購入価格と販売価格間の差額で、サービス料はサービスを提供して受け取った料金」で計算すると定められている（第22条）。また、「市（区域）、郡予算に所属していない機関、企業所、団体は、地方維持金を定められた期間内に、所在地の財政機関に納付しなければならない」（第26条）として、国家や道に属する企業に対して、立地する地方政府への地方維持金の支払いを義務づけている。また、国家の投資を受けずに生産・経営活動を行う企業の場合には、「国家予算納付金を一定期間減額することができる」（第27条）という規定もある。

減価償却金の納付については「国家投資によって用意された生産的固定財産に対して行う」（第29条）と規定しており、国家投資による固定資産に対する減価償却金は企業内で留保するのではなく、国家に集中することが制度化されたことが確認された。

減価償却金の計算方法は「形態別固定財産の取得原価に定められた比率を適用して行う」ことを基本とし、「必要に応じて定額による計算方法を適用」することができるとしている（第31条）。

土地使用料は、「機関、企業所、団体において、土地を利用して生産した生産物販売収入金の一部を国家予算に動

⁵ そのため、今後、韓国企業が本格的に進出した場合、利益を優先する姿勢を見せると、「民族全体の利益に貢献していない」という意味で、北側から非難を受ける可能性がある。

⁶ 刑法では罪刑法定主義を採用しているため、それとの関連がどのようになっているのかが不明である。

員する資金」と定義され、「穀物、野菜、青刈り飼料、果樹、桑の木、油脂樹木、工芸及び油脂作物、薬草、薄荷、真竹、葦等を植えて利用する土地」に対して適用されると規定されている（第34条）。土地使用料を適用する土地には2つのカテゴリーがあり「1部類には協同農場、農牧場の土地、炭鉱に所属する後方経理用土地及び市（区域）、郡が原料基地として利用する土地が、2部類には機関、企業所、団体の副業土地、実習土地、原料基地及び外貨稼ぎ基地として利用される土地」（第36条）と規定されている。

社会保険料は「勤労者の健康を保護し、労働能力喪失者及び年老保障者を物質的に帮助するために国家予算に動員する資金」と定義され、「当該協同団体の協同資金と従業員の労働報酬資金」が財源であると規定している（第39条）。社会保険料の計算方法は、国营企業の従業員に対しては、「月労働報酬額に対して定められた比率を適用」し、協同団体の組合員に対しても「月労働報酬額に対して定められた比率を適用」と規定している（第41条）。料率は、国营企業の従業員が月労働報酬額の1%、協同団体と外国投資企業の社会保険料納付比率は月労働報酬額の7%と規定されている（第42条）。国营企業と外国投資企業は当該資金を国家に納入し、協同農場は社会保険料を納付せずに、自体の社会保険基金として積立てる（第43条）制度になっている。協同団体の社会保険制度は、国营企業とは異なり、国家の補助を受けない制度になっていることがここから推測される。

財産販売及び価格偏差収入金は、「国家所有の財産を販売して得られた収入金、自体の生産、経営活動に関係なく得られた価格偏差収入金及び対外経済関係から得られた収入金を、国家予算に動員する資金」と定義され、具体的には「国家財産販売収入金、価格偏差収入金、貿易偏差利得金、借款及び延べ払い収入金等が属する」（第44条）とされている。国家財産販売収入金とは「包装容器、設備、備品等の国家所有の財産を販売」で得られた資金とされている。ただし国营企業が自前の資金で用意したものを販売した場合には、国家に納付せず企業内のファンドとして積み立てることができるとしている（第45条）。価格偏差収入金とは「国家または地域的な価格変動措置によって価格偏差収入金が発生」するものと定義されている。国家統制価格を前提とした収入項目である。そのため、損失が発生した場合には、国家がそれを補填することもできるように

なっている（第46条）。貿易偏差利得金とは、輸出入を行って、輸出入商品相互間の偏差損益を相殺して利益が出た場合の利益である（第47条）。この場合、利益が出れば国家納付を行う必要があるが、損失が出た場合には、国家はそれを補填しない。借款または延べ払いによる物資は、価格制定機関が定めた価格で販売し、付加金を除いた販売収入金を国家に納付しなければならない。借款として外貨を受け取った場合には、国家外貨管理機関が定めた対外決済銀行に口座に入金し、為替相場に相当する朝鮮ウォンを受け取り、7日以内に国家予算に納付しなければならないと、国营企業独自での資金留保を認めない規定になっている（第48条）。特に、対外経済関係において、外貨収入があったとしてもそれをすべて国家に集中させなければならない現状では、外貨収入を増やすインセンティブが働きにくい構造であるといえる。また、「合営、合作企業の共和国当事者は、利益配当金の一部を国家予算に納付しなければならない」とし、その比率は「為替相場に相当する朝鮮ウォンの25%」「商品販売収入金の25%」である（第49条）。

その他収入金は、「生産、経営活動と関係なく生じた収入金及び統制的機能の遂行過程から生じた収入金、その他の収入金」と定義されている。その他の収入金とは「無償労働員収入、国家手数料、関税、罰金及び没収品収入、時効期間が過ぎた債務収入、財産保険料、外国投資企業及び外国人税金等」などが含まれる（第50条）。無償労働員収入金とは、「国家予算から生活費を支給されている労力の支援を受けた場合、彼らが稼いだ労働報酬分」を国家に納付する制度である（第51条）。国营企業の従業員や公務員などの支援労働は、もはや無料ではない、ということの意味する。また、「公民は、市場等にて合法的な経営活動によって得た収入金の一部を、当該機関、企業所、団体に納付しなければならない」（第57条）という規定があり、これまで地域市場で場所代として徴収されるとして知られてきた「市場使用料」等の資金を徴収する根拠となるものと思われる。

第4章「国家予算納付文書の管理」では、国家予算納付に関する文書の提出、資料の保管についての主に手続規定が置かれている。第5章「国家予算収入事業に対する指導・統制」では、管理に関する原則や手続、延滞料（1日あたり未納額の1%）、罰金の適用等が定められている。また、「この法に反して、国家予算収入事業に深刻な結果を起こ

⁷ 朝鮮民主主義人民共和国国政法第30条では「自体の収入で経営活動を保障する期間、企業所、団体は、独立採算制で管理運営する。

国家予算から一定程度の経費予算資金を受けながら、自体の収入で生活費を出すことができる程度の収入が得られる機関、企業所、団体は、半独立採算性で管理運営する。

国家予算から経費予算資金を受けて運営する機関、企業所、団体は、予算制で管理運営する。」と規定している。

した、機関、企業所、団体の責任幹部及び個別的公民は、行政または刑事的責任を負う」との規定が置かれているが（第72条）、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

この法律を見ると第27条に国家による投資を受けずに生産・経営活動を行った場合の国家予算納付金の減額措置が定められている。これは、国家予算納付金が、本来的には国有の生産手段や国家投資による生産設備、国家による賃金支払いによる労働力による生産による利潤に対する見返りであるためである⁷。しかし、国家による投資を受けない企業も国家予算納付金を支払わなければならないことが基本であることから、この法律は、中国の法人所得税を規定する「中華人民共和国企業所得税暫定条例」と税金に関連する「中華人民共和国税収徴収管理法」をあわせたような性格をもっているといえる。ただし、北朝鮮では憲法上、税金が存在しないため、税金という名称にはなっていない。

3 煙草統制法

朝鮮民主主義人民共和国煙草統制法は、2005年7月20日、最高人民会議常任委員会政令第1200号として採択された。「葉煙草の生産及び収買⁸、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙における制度及び秩序を厳格に立てて、この部門に対する指導・統制を強化することに貢献（第1条）する法律である。この法律では、煙草の生産と国家による買取について詳細に規定されている。また、禁煙を推奨する方針が打ち出されており、学生の禁煙を定め（第33条）煙草の害毒性の宣伝を行う規定（第36条）が設けられている。「この法に反して、葉煙草の生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙において嚴重な結果を起した機関、企業所、団体の責任ある幹部及び個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる」（第43条）と規定されているが、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

4 干潟地法

朝鮮民主主義人民共和国干潟地法は、2005年7月20日、最高人民会議常任委員会政令第1199号として採択された、全5章47条の「干潟地の調査、開墾及び構造物管理において、制度と秩序を厳格に立てて、国土を広げ、干潟地を効果的に利用することに貢献」することを目的とした法律である。

第1章「干潟地法の基本」では、干潟地を「満潮時に海

に沈み、引潮時に姿を現す海辺の土地」（第2条）と定義し、国家の所有（第3条）と規定している。また、干潟地の開墾（干拓）については、「国の万年大計のための大自然改造事業」と定義し、国土建設総計画に基づく計画的な開発・利用を求めている（第4条）。

第2章「干潟地の調査」では、干潟地の利用や干拓について、科学的な調査に基づいて行うことを規定している（第10条）。そして、調査の区分や方法、資料の共有などについての規定を置いている。

第3章「干潟地の開墾」では、干拓を計画に基づいて行うことを求め（第15条）基本的な要求事項を定めている。そして、計画や設計の方法やそれに参加する機関、建設の方法や区分、それを行う機関、完成した干拓地の管理の方法などについての詳細な規定を置いている。

第4章「干潟地構造物の管理」では、防潮堤等の構造物の管理や竣工検査、保守管理、補修についての規定を置いている。第5章「干潟地事業に対する指導統制」では、干潟地事業に対する指導機関、労働力や設備、資材、資金の確保、監督・統制などが規定されている。「この法に違反して、干潟地事業に嚴重な結果を起した機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる」（第47条）との規定が置かれているが、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

干潟地の開墾、すなわち干拓は、食糧問題の解決が国家的な課題となっている北朝鮮では重要なプロジェクトである。その手続と方法を定めているこの法を見ると、干拓に携わるさまざまな機関や企業の間での有機的連携と、計画や手続の重視が盛り込まれている。一刻も早く生産を開始して実利を出したい経済主体と、安全性の確保を重視する建設担当者の間でのせめぎ合いが干拓事業で発生していることが見て取れる。

5 火薬類取扱法

朝鮮民主主義人民共和国火薬類取扱法は、2005年11月9日、最高人民会議常任委員会政令第1366号として採択された。全5章60条のこの法律は、「火薬類の生産及び保管、供給及び運搬、使用における制度と秩序を厳格に立てて、火薬類取扱に安全性を保障する」ための法律である（第1条）。

第1章「火薬類取扱法の基本」では、まず火薬類の定義として「火薬類には、火薬、爆薬、火工品等」（第2条）

⁸ 「収買」とは、国家による買い付けのことを指す。

であるとの規定を置いている。その上で、生産、保管、供給、運搬、使用などについての基本原則を定めている

第2章「火薬類の生産と保管」では、火薬類の生産ができる対象の限定、生産施設の設計等についての統制、火薬類の規格、火薬類の包装、移管、廃棄物処理、労働保護、労働安全対策、火薬類の保管、火薬類の入出庫、実査、火薬類保管倉庫の警備、火薬類生産、保管施設の立入秩序等についての規定が置かれている。

第3章「火薬類の供給と運搬」では、火薬類供給計画の作成、火薬類の供給機関、火薬類の供給場所、火薬類の運搬許可、火薬類の運搬手段、火薬類の運搬手段検査、火薬類の荷揚げ等についての規定が置かれている。

第4章「火薬類の使用」では、火薬類の使用に関する安全確保の問題についての詳細な規定が置かれており、特に発破の順序などの保安規定が詳細に規定されている。

第5章「火薬類取扱事業に対する指導統制」では、火薬類取扱事業に対する指導や監督についての規定と、罰金の適用や火薬類の没収などの統制手段についての規定が置かれている。「本法に違反して、火薬類取扱事業に嚴重な結果を呼び起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる」(第60条)との定が置かれているが、具体的な行政罰・刑事罰の内容については罰則規定等が置かれていない。

火薬の取扱についての詳細の規定が置かれているこの法律は、鉱山や建設現場での安全確保の方法について、その条文の多くを割いている。これまで行政命令や現場での慣行として維持されてきたであろう火薬類の取扱秩序を立法化したことは、経済改革措置により、火薬類を使用するような業種にも、今後多くの機関や団体、個人が参入することを見越しての措置であると考えられる。

8 公務員資格判定法

公務員資格判定法は、2005年11月23日、最高人民会議常任委員会政令第1297号として採択された。この法律は「公務員資格判定において制度と秩序を厳格に立てて、公務員の資格を正確に評価し、彼らの水準を高める」ために制定された(第1条)。公務員とは「国家機関にて一定な行政的義務と権限を持って働く幹部である」と定義されており、すべての公務員に資格判定を義務づけている(第2条)。公務員資格判定の基準は「国家の政策と当該部門の法規を正確に理解しているか、当該部門の専門知識があるか、事業組織指揮能力があるか、事業実績があるか、遵法の気風が確立しているのか、高尚な道徳品性を有しているのか」の6項目である(第4条)。

公務員資格判定の対象は、内閣委員会、省、中央機関の部員以上の幹部、道(直轄市)級機関の部員以上の幹部、市(区域)、郡級機関の部員以上の幹部、当該機関の部員以上の幹部」である(第5条)。

公務員資格判定は内閣、委員会、省、中央機関、道(直轄市)、市(区域)、郡人民委員会及び当該機関におかれる、非常設の公務員資格判定委員会によって行われる。公務員資格判定委員会は、委員長、副委員長、委員で構成され、委員数は5～9名の範囲内で当該機関が決定することになっている(第8条)。公務員資格は1～6級までの級別別となっており、この内容は内閣が決定する(第10条)。1級が最高であり、6級が最下位である。公務員資格判定の周期は原則3年であるが、やむを得ない場合には5年とすることができる(第13条)。

公務員資格判定は現状維持級数判定、進級級数判定に分けられているが、進級級数判定は所属機関の推薦がなければ受験できない(第14条)。もし公務員が現状維持級数判定に合格できなかった場合には、資格級数は、一級落ちる。この場合、下がる級数がない公務員は、6ヶ月以内に再び資格判定を受けることができる(第16条)。もし、正当な理由なく、公務員資格判定に参加せず、又は合格できなかった場合には、公務員資格が剥奪される(第20条)。

このように北朝鮮においても、公務員の資格認定に対して、一定の試験を課す試みが始まっていることは、行政の効率化のために、人材面での強化を図る必要が提起されていることを表している。

おわりに

以上、今回は経済に関連する分野でありながらも、行政的色彩の濃い法律を紹介してきた。北朝鮮においても、このような一般行政分野における立法が大量に行われていることは、国営企業の経営自主権の拡大や、非国営セクターの増加などにより、これまで行政命令的にコントロールしてきた社会を、一定のルールを事前に提示して、それを守らせるといった法的コントロールへと移行させる社会的必要性が生じているためだと考えられる。その点において、北朝鮮が置かれている現状は、その政治的なスローガンとは別に、生産力の向上や経済効率が重視されつつある社会であり、その限りにおいては、下部単位のさまざまな創意工夫を可能にするためにも上部単位の命令による下部単位の指導だけではなく、一定の範囲内で下部単位が自由に判断できる態勢を作っていくことが目指されているといえよう。

ただし、法律に違反した場合の処分については、2004年

に改正された刑法で罪刑法定主義を導入したにもかかわらず、それ以前の規定と変わらない、非常に曖昧な表現に止まっている。立法される分野が多くなってきた場合、刑法で規定されていないような対象・内容の刑罰が増加してくるため、罪刑法定主義の精神を生かしつつ、刑罰を加える

ためには刑法の罪のカタログを常に更新し続けなければならない。これは大変不効率であるので、今回紹介したような法律の中に、罪刑法定主義にかなう形での罰則規定を設けるのが現実的な方法であるといえよう。

資料（筆者による翻訳）⁹

表1 北朝鮮の現行法律一覧

| 番号 | 法律名 | 制定 | 現行 |
|----|-------------------------|-------------|-------------|
| 1 | 朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法 | 1972/12/27 | 1998/ 9 / 5 |
| 2 | 朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法 | 2000/12/26 | 2000/12/26 |
| 3 | 朝鮮民主主義人民共和国国家族法 | 1990/10/24 | 2004/12/ 7 |
| 4 | 朝鮮民主主義人民共和国各級人民会議代議員選挙法 | 1992/10/ 7 | 1998/12/29 |
| 5 | 朝鮮民主主義人民共和国閘門法 | 2001/ 3 /21 | 2001/ 3 /21 |
| 6 | 朝鮮民主主義人民共和国建設法 | 1993/12/10 | 2002/ 6 /24 |
| 7 | 朝鮮民主主義人民共和国公民登録法 | 1997/11/26 | 2000/ 7 /24 |
| 8 | 朝鮮民主主義人民共和国公衆衛生法 | 1998/ 7 /15 | 1998/12/10 |
| 9 | 朝鮮民主主義人民共和国公証法 | 1995/ 2 / 2 | 2004/12/ 7 |
| 10 | 朝鮮民主主義人民共和国工業図案法 | 1998/ 6 / 3 | 2005/ 8 / 2 |
| 11 | 朝鮮民主主義人民共和国教育法 | 1999/ 7 /14 | 2005/12/13 |
| 12 | 朝鮮民主主義人民共和国国境動植物検疫法 | 1997/ 7 /16 | 1998/12/ 3 |
| 13 | 朝鮮民主主義人民共和国国境衛生検疫法 | 1996/ 1 /24 | 1998/12/ 3 |
| 14 | 朝鮮民主主義人民共和国国旗法 | 1992/10/22 | 2002/10/24 |
| 15 | 朝鮮民主主義人民共和国国章法 | 1993/10/20 | 2000/ 7 /24 |
| 16 | 朝鮮民主主義人民共和国国籍法 | 1963/10/ 9 | 1999/ 2 /26 |
| 17 | 朝鮮民主主義人民共和国国土計画法 | 2002/ 3 /27 | 2004/10/26 |
| 18 | 朝鮮民主主義人民共和国国土環境保護取締法 | 1998/ 5 /27 | 2005/12/13 |
| 19 | 朝鮮民主主義人民共和国規格法 | 1997/ 7 /23 | 2005/ 9 /13 |
| 20 | 朝鮮民主主義人民共和国金剛山観光地区法 | 2002/11/13 | 2003/ 4 /24 |
| 21 | 朝鮮民主主義人民共和国技術輸出入法 | 1998/ 6 /10 | 1999/ 3 /11 |
| 22 | 朝鮮民主主義人民共和国開城工業地区法 | 2002/11/20 | 2003/ 4 /24 |
| 23 | 朝鮮民主主義人民共和国計量法 | 1993/ 2 / 3 | 1998/12/10 |
| 24 | 朝鮮民主主義人民共和国果樹法 | 2002/12/ 4 | 2002/12/ 4 |
| 25 | 朝鮮民主主義人民共和国科学技術法 | 1988/12/15 | 2005/12/13 |
| 26 | 朝鮮民主主義人民共和国農業法 | 1998/12/18 | 2002/ 6 /13 |
| 27 | 朝鮮民主主義人民共和国道路法 | 1997/ 9 /17 | 2004/12/14 |
| 28 | 朝鮮民主主義人民共和国図書館法 | 1998/ 1 /21 | 1999/ 1 /14 |
| 29 | 朝鮮民主主義人民共和国都市経営法 | 1992/ 1 /29 | 2004/ 4 /22 |
| 30 | 朝鮮民主主義人民共和国都市計画法 | 2003/ 3 / 5 | 2003/ 3 / 5 |
| 31 | 朝鮮民主主義人民共和国対外経済契約法 | 1995/ 2 /22 | 1999/ 2 /26 |
| 32 | 朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法 | 1999/ 7 /21 | 1999/ 7 /21 |
| 33 | 朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法 | 1995/ 9 / 6 | 1998/12/10 |
| 34 | 朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法 | 1993/ 1 /31 | 2005/ 4 /19 |
| 35 | 朝鮮民主主義人民共和国糧政法 | 1997/ 2 /19 | 2005/12/13 |
| 36 | 朝鮮民主主義人民共和国麻薬管理法 | 2003/ 8 /13 | 2005/ 5 /17 |
| 37 | 朝鮮民主主義人民共和国名勝地、自然記念物保護法 | 1995/12/13 | 1999/ 1 /14 |
| 38 | 朝鮮民主主義人民共和国貿易法 | 1997/12/10 | 2004/12/ 7 |
| 39 | 朝鮮民主主義人民共和国文化遺物保護法 | 1994/ 3 /24 | 1999/ 1 /21 |
| 40 | 朝鮮民主主義人民共和国水資源法 | 1997/ 6 /18 | 1999/ 1 /14 |

⁹ 法律条文資料の翻訳においては、当研究所研究補助員で新潟大学大学院工学研究科修士課程宋允錫氏に大変お世話になった。この場を借りて御礼申し上げたい。

| | | | |
|----|-----------------------------|--------------|--------------|
| 41 | 朝鮮民主主義人民共和民法 | 1990/ 9 / 5 | 1999/ 3 / 24 |
| 42 | 朝鮮民主主義人民共和國民事訴訟法 | 1976/ 1 / 10 | 2005/10/25 |
| 43 | 朝鮮民主主義人民共和國民用航空法 | 2000/ 3 / 23 | 2005/ 8 / 9 |
| 44 | 朝鮮民主主義人民共和國海洋污染防治法 | 1997/10/22 | 1999/ 1 / 14 |
| 45 | 朝鮮民主主義人民共和國發明法 | 1998/ 5 / 13 | 1999/ 3 / 11 |
| 46 | 朝鮮民主主義人民共和國弁護士法 | 1993/12/23 | 1993/12/23 |
| 47 | 朝鮮民主主義人民共和國保險法 | 1995/ 4 / 6 | 2005/ 9 / 13 |
| 48 | 朝鮮民主主義人民共和國航路標識法 | 2004/ 3 / 17 | 2004/ 3 / 17 |
| 49 | 朝鮮民主主義人民共和國社會主義勞働法 | 1978/ 4 / 18 | 1999/ 6 / 16 |
| 50 | 朝鮮民主主義人民共和國社會主義商業法 | 1992/ 1 / 29 | 2004/ 6 / 24 |
| 51 | 朝鮮民主主義人民共和國山林法 | 1992/12/11 | 2005/ 8 / 2 |
| 52 | 朝鮮民主主義人民共和國相統法 | 2002/ 3 / 13 | 2002/ 3 / 13 |
| 53 | 朝鮮民主主義人民共和國商標法 | 1998/ 1 / 14 | 2005/ 8 / 2 |
| 54 | 朝鮮民主主義人民共和國損害補償法 | 2001/ 8 / 22 | 2005/ 4 / 19 |
| 55 | 朝鮮民主主義人民共和國首都平壤市管理法 | 1998/11/26 | 1998/11/26 |
| 56 | 朝鮮民主主義人民共和國水路法 | 2004/ 3 / 10 | 2004/ 3 / 10 |
| 57 | 朝鮮民主主義人民共和國水產法 | 1995/ 1 / 18 | 1999/ 2 / 4 |
| 58 | 朝鮮民主主義人民共和國輸出入商品検査法 | 1996/ 1 / 10 | 1999/ 8 / 19 |
| 59 | 朝鮮民主主義人民共和國獸医防疫法 | 1997/12/17 | 1998/12/13 |
| 60 | 朝鮮民主主義人民共和國獸医藥品管理法 | 1998/ 6 / 24 | 1998/12/ 3 |
| 61 | 朝鮮民主主義人民共和國食品衛生法 | 1998/ 7 / 22 | 2005/12/13 |
| 62 | 朝鮮民主主義人民共和國申訴請願法 | 1998/ 6 / 17 | 2000/ 7 / 24 |
| 63 | 朝鮮民主主義人民共和國稅關法 | 1983/10/14 | 2005/ 8 / 30 |
| 64 | 朝鮮民主主義人民共和國自動車運輸法 | 1997/ 2 / 12 | 1999/ 1 / 14 |
| 65 | 朝鮮民主主義人民共和國障害者保護法 | 2003/ 6 / 18 | 2003/ 6 / 18 |
| 66 | 朝鮮民主主義人民共和國著作權法 | 2001/ 3 / 21 | 2001/ 3 / 21 |
| 67 | 朝鮮民主主義人民共和國電力法 | 1995/12/20 | 2001/ 9 / 27 |
| 68 | 朝鮮民主主義人民共和國伝染病予防法 | 1997/11/ 5 | 2005/12/13 |
| 69 | 朝鮮民主主義人民共和國条約法 | 1998/12/18 | 1998/12/18 |
| 70 | 朝鮮民主主義人民共和國住民燃料法 | 1998/12/18 | 1998/12/18 |
| 71 | 朝鮮民主主義人民共和國地方主權機關法 | 1975/12/19 | 1999/ 1 / 28 |
| 72 | 朝鮮民主主義人民共和國地下資源法 | 1993/ 4 / 8 | 2004/12/28 |
| 73 | 朝鮮民主主義人民共和國財政法 | 1995/ 8 / 30 | 2004/ 4 / 22 |
| 74 | 朝鮮民主主義人民共和國裁判所構成法 | 1976/ 1 / 10 | 1998/11/19 |
| 75 | 朝鮮民主主義人民共和國製品生産許可法 | 2002/ 7 / 3 | 2002/ 7 / 3 |
| 76 | 朝鮮民主主義人民共和國鉄道法 | 1987/10/22 | 2000/ 2 / 3 |
| 77 | 朝鮮民主主義人民共和國出入国法 | 1996/ 1 / 19 | 1999/ 1 / 28 |
| 78 | 朝鮮民主主義人民共和國逓信法 | 1997/ 2 / 5 | 2001/ 9 / 27 |
| 79 | 朝鮮民主主義人民共和國体育法 | 1997/ 3 / 12 | 1998/12/10 |
| 80 | 朝鮮民主主義人民共和國コンピューターソフトウェア保護法 | 2003/ 6 / 11 | 2003/ 6 / 11 |
| 81 | 朝鮮民主主義人民共和國土地法 | 1977/ 4 / 29 | 1999/ 6 / 16 |
| 82 | 朝鮮民主主義人民共和國土地賃貸法 | 1993/10/27 | 1999/ 2 / 26 |
| 83 | 朝鮮民主主義人民共和國品質監督法 | 1997/ 7 / 2 | 2003/ 8 / 21 |
| 84 | 朝鮮民主主義人民共和國河川法 | 2002/11/27 | 2004/ 6 / 24 |
| 85 | 朝鮮民主主義人民共和國合作法 | 1992/10/ 5 | 2004/11/30 |
| 86 | 朝鮮民主主義人民共和國合弁法 | 1984/ 9 / 8 | 2004/11/30 |
| 87 | 朝鮮民主主義人民共和國港灣法 | 1986/ 9 / 4 | 1999/ 3 / 11 |
| 88 | 朝鮮民主主義人民共和國刑法 | 1990/12/15 | 2005/ 7 / 26 |
| 89 | 朝鮮民主主義人民共和國刑事訴訟法 | 1992/ 1 / 15 | 2005/ 7 / 26 |
| 90 | 朝鮮民主主義人民共和國海事監督法 | 1997/ 9 / 24 | 2004/ 6 / 24 |
| 91 | 朝鮮民主主義人民共和國海運法 | 1980/ 8 / 10 | 2004/ 9 / 27 |
| 92 | 朝鮮民主主義人民共和國火葬法 | 1998/ 5 / 20 | 1999/ 1 / 14 |
| 93 | 朝鮮民主主義人民共和國貨幣流通法 | 1998/11/26 | 2003/ 6 / 5 |
| 94 | 朝鮮民主主義人民共和國環境保護法 | 1986/ 4 / 9 | 2005/ 4 / 19 |

| | | | |
|-----|---------------------------|-------------|-------------|
| 95 | 朝鮮民主主義人民国会計法 | 2003/ 3 / 5 | 2003/ 3 / 5 |
| 96 | 朝鮮民主主義人民共和國ソフトウェア産業法 | 2004/ 6 /30 | 2004/ 6 /30 |
| 97 | 朝鮮民主主義人民共和國養魚法 | 1998/12/18 | 2001/ 4 /12 |
| 98 | 朝鮮民主主義人民共和國子供保育教育法 | 1976/ 4 /29 | 1999/ 3 / 4 |
| 99 | 朝鮮民主主義人民共和國有用動物保護法 | 1998/11/26 | 2000/ 7 /24 |
| 100 | 朝鮮民主主義人民共和國人民經濟計画法 | 1999/ 4 / 9 | 2001/ 5 /17 |
| 101 | 朝鮮民主主義人民共和國人民保健法 | 1980/ 4 / 3 | 2001/ 2 / 1 |
| 102 | 朝鮮民主主義人民共和國エネルギー管理法 | 1998/ 2 / 4 | 1998/12/ 3 |
| 103 | 朝鮮民主主義人民共和國外国人投資法 | 1992/10/ 5 | 2004/11/30 |
| 104 | 朝鮮民主主義人民共和國外国人企業法 | 1992/10/ 5 | 2005/ 5 /17 |
| 105 | 朝鮮民主主義人民共和國外国投資企業及び外国人税金法 | 1993/ 1 /31 | 2002/11/ 7 |
| 106 | 朝鮮民主主義人民共和國外国投資銀行法 | 1993/11/24 | 2002/11/ 7 |
| 107 | 朝鮮民主主義人民共和國外国人投資企業破産法 | 2000/ 4 /19 | 2000/ 4 /19 |
| 108 | 朝鮮民主主義人民共和國外貨管理法 | 1993/ 1 /31 | 2004/11/16 |
| 109 | 朝鮮民主主義人民共和國医療法 | 1997/12/ 3 | 2000/ 8 /10 |
| 110 | 朝鮮民主主義人民共和國医薬品管理法 | 1997/11/12 | 1998/12/10 |
| 111 | 朝鮮民主主義人民共和國原産地名法 | 2003/ 8 /27 | 2003/ 8 /27 |
| 112 | 朝鮮民主主義人民共和國原子力法 | 1992/ 2 /12 | 1999/ 3 /18 |
| 113 | 朝鮮民主主義人民共和國中央銀行法 | 2004/ 9 /29 | |
| 114 | 朝鮮民主主義人民共和國道路交通法 | 2004/10/ 6 | |
| 115 | 朝鮮民主主義人民共和國遺伝子組み換え生物安全法 | 2004/12/22 | |
| 116 | 朝鮮民主主義人民共和國薬草法 | 2004/12/29 | |
| 117 | 朝鮮民主主義人民共和國大同江汚染防止法（暫定） | 2005/ 2 /10 | 2005/ 7 /19 |
| 118 | 朝鮮民主主義人民共和國消防法 | 2005/ 2 /24 | |
| 119 | 朝鮮民主主義人民共和國北南經濟協力法 | 2005/ 7 / 6 | |
| 120 | 朝鮮民主主義人民共和國国家予算収入法 | 2005/ 7 / 6 | |
| 121 | 朝鮮民主主義人民共和國タバコ統制法 | 2005/ 7 /20 | |
| 122 | 朝鮮民主主義人民共和國干潟地法 | 2005/ 7 /20 | |
| 123 | 朝鮮民主主義人民共和國火薬類取扱法 | 2005/11/ 9 | |
| 124 | 朝鮮民主主義人民共和國気象法 | 2005/11/ 9 | |
| 125 | 朝鮮民主主義人民共和國環境影響評価法 | 2005/11/ 9 | |
| 126 | 朝鮮民主主義人民共和國公務員資格判定法 | 2005/11/23 | |
| 127 | 朝鮮民主主義人民共和國有機産業法 | 2005/11/23 | |

（出所）1～112は『朝鮮民主主義人民共和國法典（大衆用）』（法律出版社、2004）、113～127は『朝鮮民主主義人民共和國法規集（大衆用）増補版2004.7 - 2005.12』（法律出版社、2006）

（注）「制定」欄の日付はその法律の制定日、「現行」欄の日付は最新の改正日である。なお、「現行」欄の日付がゴシック体のもは、2006年充補版に改正が掲載されているものである。

1. 北南經濟協力法

朝鮮民主主義人民共和國北南經濟協力法

チュチェ94（2005）年7月6日 最高人民會議常任委員會政令第1182号として採択

第1条（北南經濟協力法の使命）

朝鮮民主主義人民共和國北南經濟協力法は、南側との經濟協力において、制度と秩序を厳格に立てて、民族經濟を發展させることに貢献する。

第2条（定義）

北南經濟協力には、北と南の間で行われる建設、観光、企業經營、賃加工、技術交流及び銀行、保健、通信、輸送、

サービス業務、物資交流等が含まれる。

第3条（適用対象）

本法は、南側と經濟協力を行う機関、企業所、団体に適用する。

北側と經濟協力を行う南側の法人、個人にも、本法を適用する。

第4条（北南経済協力原則）

北南経済協力は、全民族の利益を先行させ、民族経済の均衡的発展を保障し、相互尊重、信頼及び有無相通の原則の下で行う。

第5条（指導機関）

北南経済協力に関する統一的な指導は、中央民族経済協力指導機関が行う。

第6条（中央民族経済協力指導機関の任務）

中央民族経済協力指導機関の任務は次の通りである。

- 1.北南経済協力計画案の作成
- 2.北南経済協力申請書の受理及び承認
- 3.北南経済協力と関連した合意書、契約書の検討
- 4.北南経済協力に必要な労力の保障
- 5.北側地域にいる南側当事者との事業
- 6.南側当事者の北側地域出入に対する協力
- 7.北南経済協力物資の搬出入承認
- 8.北南当事者間の連携保障
- 9.北側地域にて生産した製品の原産地証明書の発給
- 10.その他政府が委任する事業

第7条（協力事業の基礎、方法）

北南経済協力は、当局間の合意、当該法規及びそれに伴う北南当事者間の契約に基づいて、直接取引の方法で行う。

第8条（協力禁止対象）

社会の安全及び民族経済の健全な発展、住民達の健康及び環境保護並びに民族の美風良俗を阻害する恐れのある対象の北南経済協力は禁止する。

第9条（協力場所）

北南経済協力は北側または南側地域にて行う。

合意によって第3国にて北南経済協力を行うことができる。

第10条（北南経済協力の承認）

北南経済協力に対する承認は、中央民族経済協力指導機関が行う。

承認なく、北南経済協力を行うことはできない。

第11条（協力申請書の提出）

北南経済協力を行なおうとする北側又は南側当事者は、中央民族経済協力指導機関に当該申請書を提出しなければな

らない。この場合、南側当事者は、公証機関が発給した信用保証文書を同時に提出しなければならない。

申請書の様式は、中央民族経済協力機関が定める。

第12条（申請書の検討処理）

中央民族経済協力指導機関は、当該申請書を受理した日から20日以内に、それを検討し、承認し又は否決する。

申請を承認した場合には承認書を、否決した場合にはその理由を明らかにした否決通知書を申請者に送る。

第13条（出入証明書の持参）

北南経済協力の当事者は、南側もしくは北側地域に出入りする場合、北南当局間の合意による証明書を所持しなければならない。

輸送手段にも、定められた証明書が必要である。

第14条（検査、検疫）

北南経済協力当事者又は当該輸送手段は、出入地点又は定められた場所にて、通行検査、税関検査、衛生検疫等の検査、検疫を受けなければならない。

北南当局間の合意がある場合には、検査、検疫を行わないこともできる。

第15条（南側当事者の滞留、居住）

北南経済協力を行う南側当事者は、出入事業機関の承認を受けて、北側地域で滞留できる。

工業地区及び観光地区における滞留、居住は、当該法規に従う。

第16条（財産利用及び保護）

北南当事者は、経済協りに貨幣財産、現物財産、知的財産等を利用できる。

投資財産は、北南投資保護合意書にしたがって保護される。

第17条（労力採用）

北側地域で企業を営する南側当事者は、必要な労力を北側の労力で採用しなければならない。

南側又は第3国の労力を採用しようとする場合には、中央民族経済協力指導機関の承認を受けなければならない。

第18条（搬出入承認）

北南経済協力物資の搬出入承認は、中央民族経済協力指導機関が行う。

工業地区、観光地区における物資の搬出入は、定められた手続きに従う。

第19条（関税）

北南経済協力物資には関税を賦課しない。但し、外国から工業地区及び観光地区に入って来る物資を、そのまま北側の他の地域に販売する場合には、関税を賦課することができる。

第20条（税金納付、動産及び不動産利用、保険加入）

北側地域における南側当事者の税金納付、動産及び不動産利用、保険加入は、当該法規に従う。

北南当局間に合意がある場合には、それに従う。

第21条（決済銀行、決済方式）

北南経済協力と関連した決済業務は、定められた銀行が行う。

決済方式は北南当局間の合意に従う。

第22条（事故に対する救助）

当該機関、企業所、団体及び公民は、北側地域において、南側当事者又はその輸送手段に事故が発生した場合、適時に救助し、当該機関に通報しなければならない。

第23条（北南経済協力事業内容の非公開）

当該機関、企業所、団体は、北南経済協力に関する秘密を

遵守しなければならない。

北南経済協力と関連した事業内容は、相手側当事者との合意がない限り公開できない。

第24条（事業条件保障）

当該機関は、北南経済協力に関連した中央民族経済協力指導機関の事業条件を、できる限り保障しなければならない。

第25条（監督統制）

北南経済協力に対する監督統制は、中央民族経済協力指導機関及び当該監督統制機関が行う。

中央民族経済協力指導機関及び当該監督統制機関は、機関、企業所、団体及び公民が、北南経済協力秩序をしっかりと守るように監督統制しなければならない。

第26条（行政的及び刑事的責任）

本法に違反した場合には、情状によって事業中止、罰金賦課等の行政的責任を負わせる。

情状が嚴重な場合、刑事責任を負わせることもできる。

第27条（紛争解決）

北南経済協力事業と関連した意見相違は、協議方法で解決する。

協議の方法で解決できない場合には、北南間に合意した商事紛争解決手続で解決することもできる。

2．国家予算収入法

朝鮮民主主義人民共和国国家予算収入法

チュチェ94（2005）年7月6日 最高人民会議常任委員会政令第1183号として採択

第一章 国家予算収入法の基本

第1条（国家予算収入法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国国家予算収入法は、国家予算納付資料の登録、国家予算の納付、国家予算納付文献の管理において制度と秩序を厳格に立て、国家管理に必要な資金作りに貢献する。

第2条（国家予算収入の定義）

国家予算収入は、国家の掌中に集中される貨幣資金である。国家予算収入項目には、国家企業利得金、協同団体利得金、

減価償却金、土地使用料、社会保険料、財産販売及び価格偏差収入金、その他の収入金が含まれる。

第3条（国家予算収入の構成）

国家予算収入は、中央予算収入と地方予算収入に区分する。中央予算収入は、中央予算所属機関、企業所、団体の納付金、地方予算収入は地方予算所属機関、企業所、団体の納付金とする。

第4条（国家予算納付資料の登録原則）

国家予算納付資料の登録は、国家予算収入事業の第一工程

である。

国家は国家予算納付資料の登録手続を確立し、それを徹底的に守らせる。

第5条（国家予算収入を増やす原則）

増産して節約することは、国家予算収入を増やすための基本的な方途である。

国家は、生産を増やし、節約事業を力強く繰り広げ、国家予算収入を不断に増やすようにする。

第6条（合法的権利と利益保障の原則）

国家は、国家予算収入において機関、企業所、団体及び公民の合法的権利と利益を保障する。

機関、企業所、団体及び公民に国家予算納付以外の負担を負わせることはできない。

第7条（国家予算納付文書管理の原則）

国家予算納付文書の管理を正しく行うことは、国家予算収入の正確性、合法性を検討し、確認するにあたって提起される重要な要求である。

国家は、機関、企業所、団体において、国家予算納付と関連した文書管理を責任感を持って行なわせる。

第8条（国家予算納付の義務原則）

国家予算納付に自覚的に参加することは、機関、企業所、団体の神聖な義務である。

国家は、機関、企業所、団体において、国家予算納付義務を誠実に履行させる。

第9条（国家予算収入事業に対する指導統制の原則）

国家は、国家予算収入事業に対する指導体系を確立し、それに対する統制を強化する。

朝鮮民主主義人民共和国において、国家予算収入事業は、財政機関が行う。

第10条（国家予算収入部門幹部の資格）

国家は、国家予算収入部門の幹部列伍をしっかりと築き、彼らの責任感と役割を高める。

国家予算収入部門の幹部には、当該資格を持った者だけとなることができる。

第二章 国家予算納付資料の登録

第11条（国家予算納付資料登録の基本要求）

国家予算納付資料の登録を正しく行うことは、国家予算納付における必須的要求である。

生産、経営活動をする機関、企業所、団体は、販売収入計画、原価計画、所得計画、国家予算納付計画、銀行口座番号等の国家予算納付資料を、当該財政機関に適時に正確に登録しなければならない。

第12条（国家予算納付資料の登録申請文書提出）

当該機関、企業所、団体は、国家予算納付資料の登録申請文書を作成して、所在地の財政機関に提出しなければならない。

当該機関、企業所、団体に所属し、他の地域において生産・経営活動を行う場合には、その地域を管轄する銀行機関に口座を開設し、登録申請文書を別途に提出しなければならない。

第13条（国家予算納付資料の登録申請文書審議）

財政機関は、国家予算納付資料の登録申請文書を受理した日から10日以内に、審議しなければならない。この場合、登録申請をした機関、企業所、団体に当該審議に必要な資料を要求できる。

機関、企業所、団体は当該財政機関が要求する資料を適時に保障しなければならない。

第14条（国家予算納付資料登録申請文書の審議決定）

当該財政機関は、国家予算納付資料の登録申請文書を審議し、登録又は否決する決定を行わなければならない。

登録又は否決に対する決定事項を、20日以内に当該機関、企業所、団体に書面で通知しなければならない。

第15条（国家予算納付登録証の発給）

当該財政機関は、登録が決定した国家予算納付資料の登録申請文書を登録し、10日以内に国家予算納付登録証を発給しなければならない。

国家予算納付登録証の発給を受けた機関、企業所、団体は、所定の手数料を支払わなければならない。

第16条（変更された国家予算納付資料の再登録）

機関、企業所、団体は、登録された国家予算納付資料が変更された場合、5日以内に再登録申請文書を作成して、当該財政機関に提出しなければならない。

当該財政機関は、定められた期日以内に再登録申請文書を審議し、変更された国家予算納付資料を再登録しなければならない。

第17条（伝票の經由）

機関、企業所、団体は、国家納付伝票、カード、観覧料金切符、罰金証書等を当該財政機関經由で処理しなければならない。

当該財政機関を経由しない国家納付伝票、カード、観覧料金切符、罰金証書等は使用できない。

第18条（所得及び国家予算納付造成額の申告）

機関、企業所、団体は、所得及び国家予算納付造成額を財政機関と当該機関に正確に申告しなければならない。

所得及び国家予算納付造成額に対する申告を虚偽に行うことはできない。

第19条（国家予算納付登録証の偽造及び売買禁止）

機関、企業所、団体は、国家予算納付登録証を偽造し、又は売買してはならない。

国家予算納付登録証を汚損し、又は紛失した場合には、適時に再発給を受けなければならない。

第三章 国家予算の納付

第一節 国家企業利得金及び協同団体利得金

第20条（国家企業利得金及び協同団体利得金の定義、納付対象）

国家企業利得金及び協同団体利得金は、機関、企業所、団体所得の一部を国家予算に動員する資金である。

機関、企業所、団体は、所得の一部を、所有形態に従って、国家企業利得金又は協同団体利得金として、国家予算に納付しなければならない。

第21条（利得金の計算法）

国家企業利得金及び協同団体利得金の計算法は、総販売収入金から、原料及び資材費、燃料費、動力費、減価償却費、料金及び輸送費、一般費等を控除して確定した所得に、定められた比率を適用して行う。

第22条（収入金の計算法）

機関、企業所、団体は、生産物販売収入、建設組み立て作業額、大補修作業額、付加金、サービス料等の収入金を、正確に計算しなければならない。

生産物販売収入金は販売した価格で、建設組立作業額及び大補修作業額は設計予算価格で、付加金は購入価格と販売価格間の差額で、サービス料はサービスを提供して受け

取った料金で計算する。

第23条（適用する納付費率）

国家企業利得金及び協同団体利得金には、財政計画に反映された所得に対する納付比率及び中央財政指導機関が別途に定めた納付比率を適用する。

対象によって、国家企業利得金または協同団体利得金納付比率を、低く定めることができる。

第24条（利得金の納付）

国家企業利得金及び協同団体利得金の経常納付は、販売収入金が造成される度に行う。

確定納付は月々の所得によって翌月10日まで計算し、未納額は5日以内に追加納付し、過納額は財政機関から返還を受け、又は翌月に納付する分から控除することができる。財政機関は、対象によって計画納付方法も適用できる。

第25条（超過所得に対する累進納付比率の適用）

機関、企業所、団体は、定められた価格や料金を超過して受け取って発生した所得の一部を、国家企業利得金又は協同団体利得金として納付しなければならない。この場合、所得の規模によって累進納付比率を適用できる。

第26条（地方維持金の納付）

市（区域）郡予算に所属していない機関、企業所、団体は、地方維持金を定められた期間内に、所在地の財政機関に納付しなければならない。

当該財政機関は、地方維持金を、国家企業利得金項目に含まなければならない。

第27条（国家予算納付における特惠保障）

国家の投資を受けずに生産・経営活動を行う機関、企業所、団体には、国家予算納付金を一定期間減額することができる。

第28条（統合、分離時の国家予算納付金処理）

機関、企業所、団体が統合・分離する場合、それまでの所得に対する決算を行い、統合・分離宣布日から15日以内に所在地の財政機関に国家予算納付金を納付しなければならない。

財政機関は機関、企業所、団体の所得に対して確認をとり、予算所属による国家予算納付金を徴収しなければならない。

第二節 減価償却金

第29条（減価償却金の定義・納付対象）

減価償却金は、定められた財産の価値を、摩滅の程度によって生産物原価に含めて回収する資金である。

減価償却金の納付は、国家投資によって用意された生産的固定財産に対して行う。

第30条（減価償却納付の除外対象）

減価償却金を納付しない固定財産は、次の通りである。

- 1．非生産的固定財産
- 2．自体資金で設けた生産的固定財産
- 3．その他減価償却金を払わないことにした固定財産

第31条（減価償却金の計算方法）

減価償却金の計算は、形態別固定財産の取得原価に定められた比率を適用して行う。

必要に応じて定額による計算方法を適用することもできる。

第32条（減価償却金の構成、積立規模）

減価償却金は、固定財産の取得価格保障分及び大補修費保障分に分けられる。

減価償却金の積立規模は、固定財産の取得価格を耐用年数の間、一年に回収できる資金に基づいて定める。

第33条（減価償却金の納付）

当該期間、企業所、団体は、減価償却金を定められた期日以内に納付しなければならない。

取得価格を償却した固定財産に対しては大補修費のみを納付する。

第三節 土地使用料

第34条（土地使用料の定義、納付対象）

土地使用料は、機関、企業所、団体において、土地を利用して生産した生産物販売収入金の一部を国家予算に動員する資金である。

土地使用料の納付は、穀物、野菜、青刈り飼料、果樹、桑の木、油脂樹木、工芸及び油脂作物、薬草、薄荷、真竹、葦等を植えて利用する土地に対して行う。

第35条（土地使用料納付の対象外）

土地使用料を納付しない土地は次の通りである。

- 1．農業科学研究期間をはじめとする当該科学研究機関及び農業部門の大学、専門学校において育種に用いる土地
- 2．新しく開墾してから3年が経過していない土地
- 3．自然災害によって流失又は埋没された土地
- 4．その他、土地使用料の納付しないことに対する承認を受けた土地

第36条（土地使用料を納付する土地の区分）

土地使用料を納付する土地は、1部類、2部類に分類する。

1部類には協同農場、農牧場の土地、炭鉱に所属する後方経理用土地及び市（区域）、郡が原料基地として利用する土地が、2部類には機関、企業所、団体の副業土地、実習土地、原料基地及び外貨稼ぎ基地として利用される土地が属する。

第37条（土地使用料の計算方法）

土地使用料の計算は、部類別、地目別、等級別にしたがって定められた基準額を適用して行う。

第38条（土地使用料の納付）

機関、企業所、団体は、土地使用料を12月10日まで当該財政機関に納付しなければならない。この場合、未納額は翌年1月中に納付しなければならない。

第四節 社会保険料

第39条（社会保険料の定義、納付対象）

社会保険料は、勤労者の健康を保護し、労働能力喪失者及び年老保障者を物質的に幫助するために国家予算に動員する資金である。

社会保険料の納付は、当該協同団体の協同資金と従業員労働報酬資金で行う。

第40条（社会保険料を納付しない資金）

社会保険料を納付しない資金は次の通りである。

- 1．国家社会保険者と社会保障者が受け取る年金および補助金
- 2．非在籍勤労者に支払う労働報酬資金
- 3．その他、社会保険料の納付しないことを承認された収入金

第41条（社会保険料の計算方法）

従業員の社会保険料計算は、月労働報酬額に対して定められた比率を適用する。

協同団体の協同資金から納付する社会保険料計算は、月労働報酬額に対して定められた比率を適用する。

第42条（社会保険料の納付比率）

従業員の社会保険料納付比率は月労働報酬額の1%とする。

協同団体及び外国投資企業の社会保険料納付比率は月労働報酬額の7%とする。

第43条（社会保険料の納付）

機関、企業所、団体は、社会保険料を銀行機関から労働報酬資金を受け取る日又は決算分配を受ける月に、当該財政機関に納付しなければならない。

協同農場は社会保険料を納付せずに、自体の社会保険基金として積立てる。

第五節 財産販売及び価格偏差収入金

第44条（財産販売及び価格偏差収入金の定義、納付対象）

財産販売及び価格偏差収入金は、国家所有の財産を販売して得られた収入金、自体の生産、経営活動に関係なく得られた価格偏差収入金及び対外経済関係から得られた収入金を、国家予算に動員する資金である。

財産販売及び価格偏差収入金には、国家財産販売収入金、価格偏差収入金、貿易偏差利得金、借款及び延べ払い収入金等が属する。

第45条（国家財産販売収入金の納付）

機関、企業所、団体は、包装容器、設備、備品等の国家所有の財産を販売して得られた収入金を、7日以内に国家予算に納付しなければならない。

自体の資金で用意した財産を販売して得た収入金は、自体資金として積立てることができる。

第46条（価格偏差収入金の納付）

機関、企業所、団体は、国家または地域的な価格変動措置によって価格偏差収入金が発生した場合、それを適時に国家予算に納付しなければならない。

完成品又は商品の価格偏差収入金は、販売収入金が得られ次第納付し、流動財産の価格偏差収入金は、価格の変動があった日から30日以内に納付しなければならない。

価格変動措置によって生じた損失は国家予算から補償することができる。

第47条（貿易偏差利得金の納付）

当該機関、企業所、団体は、貿易活動過程から生じた貿易偏差利得金を、国家予算に納付しなければならない。

貿易偏差利得金の計算は、輸出入商品相互間の偏差損益を相殺して行う。

第48条（借款、延べ払い収入金の納付）

当該機関、企業所、団体は、借款または延べ払いによる物資を価格制定機関が定めた価格で販売し、付加金を除いた販売収入金を、30日以内に国家予算に納付しなければならない。

借款として外貨を受け取った場合には、国家外貨管理機関が定めた対外決済銀行に口座に入金し、為替相場に相当する朝鮮ウォンを受け取り、7日以内に国家予算に納付しなければならない。

第49条（利益配当金の納付）

合営、合作企業の共和国当事者は、利益配当金の一部を国家予算に納付しなければならない。

外貨で受け取った利益配当金は、為替相場に相当する朝鮮ウォンの25%を、物資で受け取った利益配当金は、商品販売収入金の25%を納付する。

第六節 その他収入金

第50条（その他収入金の定義、納付対象）

その他収入金は、生産、経営活動と関係なく生じた収入金及び統制的機能の遂行過程から生じた収入金、その他の収入金を国家予算に動員する資金である。

その他収入金には無償労力動員収入、国家手数料、関税、罰金及び没収品収入、時効期間が過ぎた債務収入、財産保険料、外国投資企業及び外国人税金等が属する。

第51条（無償労力動員収入金の納付）

機関、企業所、団体は、国家予算から生活費を支給されている労力の支援を受けた場合、彼らが稼いだ労働報酬分を、定められた期限内に国家予算に納付する。

第52条（国家手数料、関税の納付）

当該機関は、業務遂行課程から生じた国家手数料を、税関は関税境界線を通ずる物資に賦課して生じた関税を、10日以内に国家予算に納付しなければならない。

第53条（罰金及び没収品収入金の納付）

当該監督統制機関は、違法行為に賦課した罰金と法律に従って没収した物を処理して得られた収入金を、10日以内に国家予算に納付しなければならない。

第54条（時効が過ぎた債務収入金の納付）

機関、企業所、団体は、債権者の支払い請求がない債務額を、時効期間が過ぎた日から5日以内に国家予算に納付する。

第55条（財産保険料の納付）

保険機関は、機関、企業所、団体から受け取った年間財産保険料から、被害補償金を支出し、残った資金を、翌年1月中に国家予算に納付しなければならない。

第56条（外国投資企業および外国人税金の納付）

共和国領域内で経済取引を行い、又は所得を得た外国投資企業及び外国人の税金納付は『朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法』に従う。

第57条（個人収入金の納付）

公民は、市場等にて合法的な経理活動によって得た収入金の一部を、当該機関、企業所、団体に納付しなければならない。この場合、機関、企業所、団体は定めに従い、収入金を当該財政機関に納付する。

第四章 国家予算納付文書の管理

第58条（国家予算納付文書管理の基本要件）

国家予算納付文書の管理は、国家予算納付と関連した資料を記録、計算し、保管する重要な事業である。

財政機関及び機関、企業所、団体は、国家予算納付事業に利用する文書を、責任を持って管理しなければならない。

第59条（帳簿の配置、記録）

財政機関及び機関、企業所、団体は、定められた帳簿を義務的に備え、資金利用状況及び販売収入金を正確に行わなければならない。

資金利用状況及び販売収入金の記録は、傘下単位の会計報告文書又は基礎書類等に準じて行う。

第60条（国家予算納付に対する決算）

国家予算納付の決算は、年初から累計して行う。

決算は四半期別、年間で行う。

第61条（国家予算収入決算書の提出）

機関、企業所、団体は、国家予算納付確定計算書を毎月作成し、定められた期日以内に当該財政機関に提出しなければならない。

当該財政機関は、国家予算収入決算書を四半期毎に作成し、定められた期日以内に中央財政指導機関に提出しなければならない。

第62条（国家予算納付文書の保管機関）

財政機関は、国家予算収入帳簿と銀行機関から発給された国家納付伝票等を、5年間保管しなければならない。

機関、企業所、団体は、国家予算納付と関連した分期待、年間会計決算書等を10年間保管しなければならない。

第五章 国家予算収入事業に対する指導・統制

第63条（国家予算収入事業に対する指導統制の基本要件）

国家予算収入事業に対する指導統制を強化することは、国家予算収入を増やすための基本的な方途である。

国家は、現実発展の要求に合わせて、国家予算収入事業に対する指導及び統制を強化する。

第64条（国家予算収入事業に関する指導機関）

国家予算収入事業に関する指導は、内閣の統一的な指導の下で、中央財政指導機関が行う。

中央財政指導機関は、国家予算収入事業に関する指導体系を確立し、指導方法を終始改善しなければならない。

第65条（財政機関の国家予算納付事業の指導）

財政機関は、管轄地域の機関、企業所、団体の国家予算納付事業を、合理的に組織し、把握・指導しなければならない。

機関、企業所、団体は、国家予算納付事業にて提起される問題を、当該財政機関と合意し、処理しなければならない。

第66条（国家予算収入事業条件の保障）

当該財政機関は、国家予算収入事業に必要な条件の保障を、機関、企業所、団体に要求できる。

機関、企業所、団体は、国家予算収入事業と関連した財政機関の要求を適時に保障しなければならない。

第67条（国家予算収入事業に対する監督統制）

国家予算収入事業に関する監督・統制は、財政機関及び当該監督・統制機関が行う。

財政機関及び当該監督統制機関は、国家予算収入事業を、厳格に監督・統制しなければならない。

第68条（計量手段による統制）

財政機関は、現代的な計量手段等を利用して、国家予算納付状況を統制しなければならない。

計量手段は、財政機関が定めた場所に設置しなければならない。

第69条（延滞料適用）

国家予算納付金を定められた期日内に納付しなかった場合、未納額に滞納日当たりに1%を適用して加算した延滞料を納付しなければならない。この場合、国家予算強制納付通知書を当該銀行機関に送る。

銀行機関は当該機関、企業所、団体の資金支出を中止し、収入金が生じ次第、国家予算納付決済を行なわなければならない。

第70条（販売収入金の回収と営業中止）

販売実績及び所得実績を申告せず、又は国家予算納付登録証を発給を受けずに、若しくは延長せずに、生産・経営活動を行った場合には、販売収入金を回収し、又はその行為を中止させる。

3. タバコ統制法

朝鮮民主主義人民共和国煙草統制法

チュチェ94（2005）年7月20日 最高人民会議常任委員会政令第1200号として採択

第一章 煙草統制法の基本

第1条（煙草統制法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国煙草統制法は、葉煙草の生産及び収買¹⁰、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙における制度及び秩序を厳格に立てて、この部門に対する指導・統制を強化することに貢献する。

第2条（葉煙草の生産および収売原則）

葉煙草の生産及び収売は、葉煙草を栽培し、それを買い付ける重要な事業である。

第71条（罰金適用）

罰金を徴収する場合は、次の通りである。

1. 国家予算納付金を少なく納付した場合
2. 国家予算収入に関する監督統制事業に支障を与えた場合
3. 中央予算収入金を地方予算収入金へと移した場合
4. 定められた書類を備えず、又は提出しない場合
5. 銀行口座番号を当該財政機関に登録しなかった場合
6. 国家予算納付資料を定められた期日内に登録しなかった場合
7. 所得及び国家予算納付造成額を虚偽申告した場合
8. 書類を偽造し、又は納付金を少なく若しくは多く納付した場合、又は集金したお金を定められた期日内に納付できなかった場合
9. 経由を受けなかった国家納付伝票、カード、観覧料金切符、罰金証書などを使用した場合
10. 承認なしに経理活動を行って所得を得た場合

第72条（行政的及び刑事的責任）

この法に反して、国家予算収入事業に深刻な結果を起こした、機関、企業所、団体の責任幹部及び個別的公民は、行政または刑事的責任を負う。

国家は、葉煙草を科学技術的に栽培し、それを適時に収売する。

第3条（巻き煙草の生産、供給の原則）

巻き煙草生産及び供給をしっかりと行うことは、煙草に対する需要を保障するための基本条件となる。

国家は、巻き煙草の生産において質を高め、人民の需要を考慮し、煙草を供給する。

第4条（煙草の輸出入原則）

国家は煙草の輸出入秩序を厳格に立て、統制を強化する。

¹⁰ 「収買」とは、国家による買い付けのことを指す。

第5条（禁煙活動の原則）

禁煙活動を強化することは、国家の一貫した政策である。

国家は、人民の中に煙草の害毒性を深く認識させて、彼らを禁煙活動に積極的に参加させる。

第6条（煙草生産の現代化、科学化）

国家は、科学研究事業を強化し、先進科学技術を積極的に受け入れ、煙草生産を現代化・科学化する。

第7条（煙草生産における交流及び協力原則）

国家は、煙草生産において、外国、国際機構との交流及び協力を発展させる。

第二章 葉煙草の生産及び収買

第8条（葉煙草の生産計画）

国家計画機関及び中央農業指導機関は、葉煙草生産計画を正確に作成し、適時に示達しなければならない。

葉煙草の生産計画の示達を受けた機関、企業所、団体は、それを遅えることなく実行しなければならない。

第9条（葉煙草の生産承認）

葉煙草を生産しようとする機関、企業所、団体は、中央農業指導機関の承認を受けなければならない。

公民は、定められた自留地においてのみ、葉煙草を生産することができる。

第10条（葉煙草生産の専門化）

中央農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、葉煙草生産を専門化しなければならない。

葉煙草を生産する機関、企業所、団体は、適期適作、適地適作の原則を守り、葉煙草の肥培管理及び乾燥に科学的に行わなければならない。

第11条（葉煙草の育種、採種、品種配置）

中央農業指導機関は、成川種、清州種、黄色多葉種等の伝統的な煙草品種の育種、採種体系を立てて、それを地帯別特性に合うように配置しなければならない。

新品種の煙草種子は3年以上試験栽培を済ませ、国家審議を受けなければならない。

第12条（葉煙草の生産土地）

当該機関、企業所、団体は、葉煙草を定められた土地にて生産し、そこに他の作物は植えてはならない。

葉煙草を生産する土地は1～2年を周期に輪作をする。

第13条（葉煙草の規格制定）

中央規格指導機関は、葉煙草の規格をしっかりと定めなければならない。この場合、中央農業指導機関は品種別に見本を作り、中央規格指導機関の審議に提起しなければならない。

第14条（葉煙草質の等級及び価格制定）

中央品質監督指導機関は、葉煙草の質の等級を正しく定めなければならない。

中央価格制定指導機関は、葉煙草の価格を品種に従い、等級別に定める。

第15条（葉煙草の収買）

機関、企業所、団体は、生産した葉煙草を当該収売機関に適時に収買する。この場合、品質監督機関の検査を受けなければならない。

第16条（葉煙草の保管）

当該収売機関は、収買した葉煙草を雨期・湿気防止等の施設が設けられた場所に保管し、それが腐敗・変質、流失しないようにしなければならない。

やむをえない場合には、葉煙草を生産した機関、企業所、団体に委託して保管させることができる。

第17条（葉煙草生産・収買条件の保障）

中央農業指導機関、葉煙草収売機関及び鉄道運輸機関は、葉煙草の生産、収買及び輸送に必要な土地、設備、資材、運輸手段を、適時に保障しなければならない。

第三章 巻き煙草の生産及び供給

第18条（巻き煙草の生産及び供給計画）

国家計画機関は、巻き煙草の生産、供給計画を正確に作成し、適時に示達しなければならない。

巻き煙草の生産、供給計画の示達を受けた機関、企業所、団体はそれに基づいて実行しなければならない。

第19条（巻き煙草の生産承認）

巻き煙草の生産は、承認を受けた機関、企業所、団体が行う。

生産承認は、中央製品生産許可指導機関が行う。

第20条（生産工程の技術管理）

巻き煙草を生産しようとする機関、企業所、団体は、生産工程を規格化・標準化しなければならない。この場合、当該機関の承認を受けなければならない。

第21条（煙草の検査）

巻き煙草を生産した機関、企業所、団体は、生産した煙草の品質検査を受けなければならない。

品質検査を受けず、又は検査に合格しなかった煙草は、供給、販売、輸出できない。

第22条（煙草の包装）

巻き煙草を生産した機関、企業所、団体は、生産した製品に商標を付け、包装しなければならない。

包装は、定められた規格に従わなければならない。

第23条（煙草箱に表記する内容）

巻き煙草を生産した機関、企業所、団体は、煙草箱に健康脅威警告文、ニコチン含量、タール含量を表記しなければならない。

当該表記をしなかった煙草は供給、販売できない。

第24条（煙草の供給）

国家計画機関及び中央軽工業指導機関は、煙草を商業機関を通じて供給しなければならない。

輸出を目的に生産した煙草は供給、販売できない。

第四章 煙草の輸出入

第25条（煙草協会の組織）

国家は、外国と煙草生産の合営・合作及び輸出入事業を正しく行うために、中央軽工業指導機関に、非常設で朝鮮煙草協会を設ける。

朝鮮煙草協会は、軽工業、貿易、税関、品質監督、煙草生産部門の幹部で構成する。

第26条（輸出入の担当者）

煙草の輸出入は、当該機関、企業所、団体の貿易会社が行う。

煙草の輸出入及び生産を合営・合作しようとする機関、企業所、団体は、朝鮮煙草協会の合意を受けなければならない。

第27条（輸入手続）

当該機関は、朝鮮煙草協会の合意のない煙草の輸入手続きを行ってはならない。

煙草の輸入手続の手續及び方法は、当該法規に従う。

第28条（合意申請文書の提起）

煙草の輸出入及び生産の合営・合作の合意を受けようとする機関、企業所、団体は、朝鮮煙草協会に申請文書を提出しなければならない。

申請文書には、輸出入提案書、取引対象国及び会社名称、取引内容、提案価格等を明らかにしなければならない。

第29条（申請文書の審議）

朝鮮煙草協会は、煙草の輸出入又は合営・合作申請文書を受理した日から15日以内に審議し、合意又は否決を決定しなければならない。

合意・否決に関する決定は、申請文書を提起した機関、企業所、団体に文書で送達しなければならない。

第30条（葉煙草輸出入制限）

機関、企業所、団体で生産した葉煙草は、輸出できない。生産正常化に必要な原料、資材を購入する目的で、葉煙草を輸出する場合には、朝鮮煙草協会の合意を受ける。

第31条（輸出入検査、検疫）

検査、検疫機関は、国境を通過する煙草及び当該設備、物資に対する検査、検疫を厳格に行わなければならない。

第五章 喫煙

第32条（煙草の販売）

煙草は、定められた商店及び市場に限って販売できる。未成年者への煙草販売は禁じる。

第33条（禁煙の対象）

学生は、喫煙できない。

教育機関は、学生に対する煙草の害毒性に関する教育教養事業を強化しなければならない。

第34条（喫煙場所の管理）

公民は、煙草を定められた場所で吸わなければならない。機関、企業所、団体は、喫煙場所を定め、衛生文化的に管理しなければならない。

第35条（禁煙場所）

喫煙できない場所は、次の通りである。

1. 革命戦跡地、革命史跡地
2. 劇場、映画館、文化会館、会議室、駅待合室等の公衆が集合する場所
3. 託児所、幼稚園、学校、病院、診療所、事務室、商店
4. 旅客機、旅客列車、旅客船、地下鉄電車、バス等の旅客運輸手段
5. 歩道及び停留所
6. 火災事故が起こる恐れのある場所

第36条（煙草の害毒性宣伝）

保健機関、出版報道機関及び当該機関は、様々な形式及び方法で煙草の害毒性を広く紹介・宣伝しなければならない。

第六章 煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に関する指導・統制

第37条（基本要請）

煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に対する指導・統制を強化することは、国家の煙草管理事業を改善強化するための重要な保証である。

国家は、葉煙草生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙に関する指導・統制を強化する。

第38条（指導機関）

煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に関する指導は、内閣の統一的な指導の下で中央軽工業指導機関、中央農業指導機関及び当該機関が行う。

中央軽工業指導機関、中央農業指導機関及び当該機関は、

4. 干潟地法

朝鮮民主主義人民共和国干潟地法

チュチェ94（2005）7月20日 最高人民会議常任委員会政令第1199号として採択

第一章 干潟地法の基本

第1条（干潟地法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国干潟地法は、干潟地の調査、開墾及び構造物管理において、制度と秩序を厳格に立てて、国土を広げ、干潟地を効果的に利用することに貢献する。

第2条（干潟地の定義、等級規定原則）

煙草の生産、供給、輸出入及び喫煙に関する指導体系を確立し、その事業を常に把握・指導しなければならない。

第39条（監督・統制）

煙草の生産、供給、輸出入、喫煙に対する監督・統制は、中央軽工業指導機関、中央保健指導機関及び当該監督・統制機関が行う。

中央軽工業指導機関、中央保健指導機関及び当該監督統制機関は、葉煙草の生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙状況を厳格に監督・統制しなければならない。

第40条（損害補償）

煙草管理をしっかりと行わず、腐敗・変質させた場合には、当該損害を補償させる。

第41条（罰金の適用）

喫煙場所を、衛生文化的に設置せず、又は禁煙場所にて喫煙した場合には、罰金を徴収する。

第42条（没収）

違法行為に利用した煙草生産設備及び煙草並びに不当に得た金銭及び物は、没収する。

第43条（行政的又は刑事的責任）

この法に反して、葉煙草の生産及び収売、巻き煙草の生産及び供給、煙草の輸出入、喫煙において嚴重な結果を起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部及び個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる。

干潟地は満潮時に海に沈み、引潮時に姿を現す海辺の土地である。

開墾面積の広さ及び重要性によって干潟地を1級、2級、3級に区分する。

第3条（干潟地の利用原則）

朝鮮民主主義人民共和国において、干潟地は国家の所有である。

国家は干潟地を経済発展と人民生活向上に効果的に利用できるようにする。

第4条（干潟地の調査原則）

干潟地の調査を行うことはそれを開墾して利用するにあたって必要不可欠である。

国家は干潟地の調査を計画的に行えるようにする。

第5条（干潟地の開墾原則）

干潟地の開墾は国の万年大計のための大自然改造事業である。

国家は国土建設総計画に基づいて干潟地を開墾するようにする。

第6条（干潟地の構造物関連原則）

干潟地の構造物管理を正しく行うことは開墾した干潟地を保護し、生産を正常化するための基本となる。

国家は干潟地の構造物管理体系を立てて、その特性に合わせて管理するようにする。

第7条（物質技術的土台強化原則）

国家は干潟地部門の物質技術的土台を強化して現代化、科学化する。

第8条（科学研究および技術者、専門家養成原則）

国家は干潟地部門に対する科学研究事業を強化し、必要な技術者、専門家を育成する。

第9条（交流と協力強化原則）

国家は干潟地部門事業において、他国、国際機構との交流と協力を発展させる。

第二章 干潟地の調査

第10条（干潟地調査の必要性）

干潟地の調査は干潟地の形成及び特性を把握して開墾及び利用の対策を立てるための重要な事業である。

干潟地の調査機関は干潟地調査を科学技術的に行わなければならない。

第11条（干潟地の調査機関）

干潟地の調査には干潟地の開墾及び利用のための調査、科学研究のための調査等が含まれる。

干潟地の開墾及び利用のための調査は干潟地設計機関

が、科学研究のための調査は当該科学研究機関が行う。

第12条（干潟地調査区分）

干潟地の調査機関は、調査計画によって干潟地を調査しなければならない。

干潟地の調査は調査内容により、自然地理学的調査、地質学的調査、生物学的調査、海洋気象学的調査及び水文学的調査に区分する。

第13条（干潟地の調査方法）

干潟地の調査機関は航空撮影等の先進調査方法を積極的に導入して干潟地の調査速度と科学性を高め、開墾及び利用できる干潟地を積極的に探し、防潮堤の法線と排水閘門をはじめとする干潟地構造物の建設位置を正確に調査しなければならない。

第14条（干潟地調査における協同、調査資料の提出）

干潟地の調査機関は干潟地の調査においてお互い協同して正確かつ具体的な資料を確定しなければならない。確定した干潟地の調査資料は干潟地建設指導機関と当該機関に提出しなければならない。

第三章 干潟地の開墾

第15条（干潟地開墾計画の執行）

干潟地開墾をしっかりと行うことは、干潟地の利用率を高めるための基本となる。

当該機関、企業所、団体は示達を受けた干潟地の開墾計画を正確に執行しなければならない。

第16条（干潟地開墾において守るべき事項）

干潟地の開墾において守らなければならない事項は次の通りである。

1. 農耕地として利用することを基本に、葦原、塩田、漁場、養殖場、潮力発電所及び海貯水池、洪水調節地、産業敷地、住宅敷地、船待避地のように、総合的に利用できるようにしなければならない。
2. 国防上の要求と環境保護の見地から行わなければならない。
3. 自然地理的条件がよくて早期に開墾できる地帯から先に開墾し、砂が多く、水深が深い干潟地には底泥浚渫のための堤防建設を先行させなければならない。
4. 碎石場、部材生産基地、埠頭、鉄道、送配電線、道路建設等の準備建設を先行させなければならない。

5. 構造物を強い高潮にも耐えられるように建設しなければならない。

6. 労力、設備及び資材を集中して投資の効果を高めなければならない。

7. 開墾した干潟地を早期に利用できるようにしなければならない。

第17条（干潟地の開墾計画作成）

干潟地の開墾計画は国家計画機関が作成する。
国家計画機関は、国土建設総計画及び干潟地開墾設計に基づいて、開墾計画を作成しなければならない。

第18条（干潟地開墾技術の課題、技術設計作成）

干潟地の開墾技術課題は、建設主機関が、技術設計は干潟地設計機関が作成する。

必要に応じて当該機関も干潟地の開墾技術課題及び技術設計を作成できる。この場合、干潟地設計機関と合意しなければならない。

干潟地の開墾技術課題は国家計画機関が、技術設計は国家建設監督機関が審議・批准する。

第19条（干潟地開墾の区分）

干潟地の開墾は外部網建設と内部網建設に分けられる。

外部網建設には防潮堤建設と堤の仕上げ工事、配水門建設が、内部網建設には堤防建設、田畑の整理、道路、水路、住宅建設等が含まれる。

第二十条（干潟地開墾の担当者）

干潟地の外部網建設及び内部網の河川堤防並びに調整池堤防建設は、干潟地建設企業所が、その他の内部網建設は、内部網建設企業所及び干潟地を利用する機関、企業所、団体が行う。この場合、国土環境保護機関及び当該機関の承認を受けなければならない。

第21条（干潟地開墾の順序）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は外部網建設を確固として先行させ、閉め切った干潟地を利用するための内部網建設をその後に行わなければならない。

第22条（干潟地開墾における協力）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は、外部網建設及び内部網建設において協力しなければならない。

干潟地開墾にあたってお互い被害を与え、又は難関を造成したりする行為を行ってはならない。

第23条（干潟地開墾設計の遵守）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は設計の要求を守りつつ、先進工法を積極的に創案・導入して建設物の質を高め、完工の期日を保障しなければならない。

設計に反映されなかった対象は建設できない。

第24条（干潟地の外部網建設方法）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は外部網建設において防潮堤をコンクリート、石、アスファルト等の材料で被覆し、排水門及び排開門、防潮堤の海水面変動部分及び水中部分の建設には国家が指定した資材だけを使用しなければならない。

外部網建設は箱型部材工法、板部材工法、コンクリート重量部材工法等の方法で行わなければならない。

第25条（干潟地の内部網建設方法、施設配置）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は、内部網建設を陸地と繋がる高い地帯から低い地帯へと行い、農業用田畑を一定の規格に作り、それにあわせて道路、水路を建設しなければならない。

葦原、塩田、養魚場、養殖場は技術工学的要求と管理運営に有利に区画を形成し、お互い異なる対象に被害を与えないように配置しなければならない。

第26条（防風林の造成）

干潟地を開墾する機関、企業所、団体は開墾した干潟地に防風林を造成しなければならない。

道路並びに住宅地及び養魚場、塩田等の生産基地の周辺には木を植えなければならない。

第27条（施設建設の担当者）

開墾した干潟地の利用のための住宅、上下水道、住宅地までの道路建設は当該道・市・郡人民委員会が、電気・通信施設の建設は当該機関が行う。

第28条（開墾した干潟地の竣工検査）

外部網と内部網の建設が終わり次第に竣工検査を受ける。竣工検査にて合格した干潟地は利用する機関、企業所、団体に引き渡す。

第29条（開墾した干潟地の登録）

竣工検査にて合格した干潟地を引き渡された機関、企業所、団体は、外部網と内部網を適時に登録しなければならない。登録は国土環境保護機関と当該機関にて行う。

第30条（登録した干潟地の利用）

当該機関、企業所、団体は、登録した干潟地を適時に穀物生産、葦生産、塩生産、養魚等に利用しなければならない。農業指導機関及び当該機関、企業所、団体は、先進科学技術を積極的に導入して、開墾された農地の塩分を早期に抜かなければならない。

第四章 干潟地構造物の管理

第31条（干潟地構造物管理の要求）

干潟地構造物の管理は、防潮堤等の構造物を正常に補修し、保護する重要な事業である。

干潟地の構造物を管理する機関、企業所、団体は、それを科学技術的に管理しなければならない。

第32条（竣工検査前の干潟地構造物の管理）

干潟地建設指導機関は、開墾した干潟地に建設した構造物の管理のために、干潟地構造物管理所を組織しなければならない。

干潟地建設指導機関は干潟地外部網の竣工検査が終わるまで構造物の管理に対して責任を負う。

第33条（竣工検査後の干潟地構造物の管理）

干潟地建設指導機関は、干潟地外部網の竣工検査が終われば、干潟地を利用する機関、企業所、団体へと干潟地構造物管理所を移管しなければならない。この場合、干潟地構造物の管理に対する責任は当該機関、企業所、団体が負う。

第34条（干潟地構造物の被害対策）

当該機関、企業所、団体は干潟地の構造物保護に必要な砕石、部材等の補修資材を確保しておかなければならない。発生した自然災害を、適時に復旧しなければならない。

第35条（干潟地構造物の補修）

当該機関、企業所、団体は、干潟地構造物を正常に補修する。

干潟地構造物の補修は、大補修、中補修、小補修に分けて行う。

第36条（干潟地堤防保護区域の設定）

国家は干潟地の堤防を保護するために、干潟地堤防軸線から堤防の内側と外側の一定区間を干潟地堤防保護区域とする。

干潟地堤防保護区域を定める事業は、内閣が行う。

第37条（干潟地堤防保護区域における禁止事項）

機関、企業所、団体及び公民は干潟地堤防保護区域内で施設物を建設する等の行為を行ってはならない。

埠頭施設がない堤防では、船を停泊させることはできない。

第38条（干潟地堤防の管理）

干潟地堤防、河川堤防及び調整池堤防に、農作物を植え、又は家畜を放牧することはできない。

機関、企業所、団体及び公民は、干潟地堤防、河川堤防、調整池堤防の内側に造成した防風林を切ってはならない。

第39条（群衆的な干潟地堤防の保護）

公民は、干潟地の構造物に異常が確認され、又は構造物保護に障害を与える行為を発見した場合、直ちに当該機関、企業所、団体に知らせなければならない。

当該機関、企業所、団体は受けた通報の内容を適時に調査し、保護措置を取らなければならない。

第五章 干潟地事業に対する指導統制

第40条（干潟地事業に対する指導統制の要求）

干潟地事業に対する指導統制を強化することは、国家の干潟地開墾政策を実現するための重要な保証である。

国家は干潟地事業に対する統一した指導体系を立てて、指導・統制を強化する。

第41条（干潟地事業に対する指導機関）

干潟地事業に対する指導は、内閣の統一された指導の下で、干潟地建設指導機関、中央農業指導機関及び当該機関が行う。

干潟地建設指導機関、中央農業指導機関及び当該機関は、干潟地事業を正常に把握し、指導しなければならない。

第42条（労力、設備、資材及び資金の保障）

国家計画機関と当該機関は、干潟地開墾に必要な労力、設備、資材及び資金を決められた期間内に集中的に保障しなければならない。

干潟地部門の労力、設備、資材及び資金は他の部門に転用することができない。

第43条（開墾期間における干潟地の利用）

干潟地建設指導機関は、干潟地の開墾機関に必要な設備、

資材、資金を用意するために、干潟地の一部を利用できる。
この場合、当該建設主機関と合意しなければならない。

第44条（干潟地事業に対する監督統制機関）

干潟地事業に対する監督統制は、干潟地建設指導機関、農業指導機関、国土環境保護指導機関及び当該監督統制機関が行う。

干潟地建設指導機関、農業指導機関、国土環境保護指導機関及び当該監督統制機関は、干潟地事業を正常に監督・統制しなければならない。

第45条（干潟地開墾、利用の中止）

干潟地の開墾・利用を中止させる場合は次のとおりである。

- 1．干潟地開墾計画に違反した場合
- 2．干潟地開墾を、設計と工法の要求に通りに行わなかつ

5．火薬類取扱法

朝鮮民主主義人民共和国火薬類取扱法

チュチェ94（2005）年11月9日最高人民会議常任委員会政令第1366号として採択

第一章 火薬類取扱法の基本

第1条（火薬類取扱法の使命）

朝鮮民主主義人民共和国火薬類取扱法は、火薬類の生産及び保管、供給及び運搬、使用における制度と秩序を厳格に立てて、火薬類取扱に安全性を保障することに貢献する。

第2条（火薬類の種類、取扱資格）

火薬類には、火薬、爆薬、火工品等が属する。

火薬類の取扱には、当該資格を持つ者に限る。

第3条（火薬類の生産、保管の原則）

火薬類の生産と保管をしっかりと行うことは、火薬類取扱において提起される先決的要求である。

国家は、火薬類を定められた規格通りに生産し、定められた場所にも保管させる。

第4条（火薬類の供給、運搬の原則）

火薬類を計画に従って供給し、定められた秩序通りに運搬することは、火薬類の濫用及び紛失並びにそれによる事故を防ぐための重要な保証である。

国家は、火薬類を計画された単位のみ供給し、運搬に

た場合

- 3．承認なく干潟地を開墾し、又は利用する場合
- 4．干潟地開墾設計にない対象を建設した場合

第46条（損害補償）

干潟地の構造物干潟地の構造物を破損させ、若しくは開墾した干潟地を流失させ、又は計画された労力、設備、資材、資金を決められた期間内に集中的に保障できず、既に行われていた投資に損害を与える等の場合には、当該損害を補償させる。

第47条（行政的又は刑事的責任）

この法に違反して、干潟地事業に嚴重な結果を起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状により行政的又は刑事的責任を負わせる。

おける安全技術的要求を守る。

第5条（火薬類の使用原則）

火薬類は、生産と建設の重要手段である。

国家は、火薬類使用秩序を確立し、当該用途にのみ使用させる。

第6条（火薬類取扱部門に対する投資原則）

国家は、火薬類取扱部門に対する投資を増やし、その物質技術的土台をしっかりと築くことに全力を尽くす。

第7条（適用対象）

本法は、火薬類を取り扱う機関、企業所、団体及び公民に適用する。

わが国で火薬類を取り扱う外国の企業、公民にも本法を適用する。

第二章 火薬類の生産と保管

第8条（火薬類生産と保管の基本要

求）
火薬類の生産及び保管は火薬類取扱事業の重要な内容である。

国家計画機関、中央化学工業指導機関及び当該機関、企業所は、火薬類に対する需要を正確に打算して、生産計画を立て、科学技術的要求に従って生産、保管しなければならない。

公民は、火薬類を保管することができない。

第9条（火薬類の生産機関）

火薬類の生産は、許可を受けた企業所が行う。

生産許可は、中央人民保安指導機関が行う。

第10条（火薬類生産施設の承認と検査）

火薬類の生産施設を建設、設置、移設又は変更しようとする企業所は、国家建設監督機関及び当該人民保安機関の承認を受けなければならない。

国家建設監督機関及び当該人民保安機関は、火薬類生産施設に対する検査を厳格に行わなければならない。

第11条（新しい種類の火薬類生産）

機関、企業所は、新しい種類の火薬類を生産し、又は研究実験若しくは新しい生産方法を導入する場合、中央人民保安指導機関の承認を受けなければならない。

第12条（火薬類の規格）

火薬類を生産する企業所は、定められた規格通りに生産しなければならない。

火薬類の規格を定める事業は、中央規格指導機関が行う。

第13条（技術規定と標準操作法の遵守）

火薬類を生産する企業所は、製品検査設備安全度を保障し、性能実験設備を備え、生産における技術規定及び標準操作法を遵守しなければならない。

第14条（火薬類の包装）

火薬類を生産する企業所は、火薬類の包装を定められた規格通りに行わなければならない。

包装容器には、当該人民保安機関が合意した明細書がなくてはならず、危険標識を施さなければならない。

第15条（生産した火薬類の移管）

火薬類を生産する企業所は、生産した火薬類を正確に検数し、火薬類供給機関に引き渡さなければならない。この場合、定められた手続を守らなければならない。

第16条（火薬類生産廃棄物の処理）

火薬類を生産する企業所は、廃棄物処理場及び廃水浄化場を備えなければならない。

廃棄物は、当該人民保安機関と合意して処理しなければならない。

第17条（労働保護、労働安全対策）

火薬類を生産する企業所及び当該機関は、生産工程を科学化、現代化し、労働保護、労働安全対策を立てなければならない。

労働保護、労働安全対策を立てずに、火薬類生産を行うことができない。

第18条（火薬類の保管倉庫建設）

火薬類を取り扱う機関、企業所、団体は、爆薬倉庫、火工品倉庫を建設、拡張する場合に、安全技術的要求を守らなければならない。この場合、人民保安機関及び当該機関の承認を受けなければならない。

火薬類の保管倉庫は、住民地域、建物、施設物から該当する安全距離を確保しなければならない。

第19条（火薬類の保管）

当該機関、企業所、団体は、火薬類を種類、特性及び安全性に合わせて保管管理し、保管料と期日を越えることができない。

火薬類保管倉庫には、他の物を保管することができない。

第20条（火薬類の入出庫、実査）

火薬類を保管する機関、企業所、団体は、火薬類の入出庫を、正確に行わなければならない。

入出庫状況は、当該人民保安機関に報告し、保管した火薬類を定期的の実査しなければならない。

第21条（火薬類生産、保管施設の補修整備）

火薬類を生産、保管する機関、企業所、団体は、生産、保管施設を定期的に補修整備しなければならない。

当該人民保安機関の定期検査を受けない生産、保管施設は使用することができない。

第22条（火薬類保管倉庫の警備）

火薬類を保管する機関、企業所、団体は、火薬類保管倉庫に武装警備人員を配置しなければならない。

一日火薬類保管倉庫には、交替倉庫員を配置しなければならない。

第23条（火薬類生産、保管施設の立入秩序）

火薬類を生産、保管する機関、企業所、団体の現場、倉庫等には、所定の人員に限り立ち入ることができる。

必要に応じて火薬類を生産、保管する機関、企業所、団体の現場、倉庫等の場所に、それ以外の人立ち入る場合、当該人民保安機関の合意を受ける。

火薬類の生産、保管場所には、安全に支障を与える恐れのある物を所持したまま立ち入ることができない。

第24条（危険作業の禁止）

機関、企業所、団体及び公民は、火薬類の生産、保管施設の安全距離内で、発破、野焼き、溶接等、爆発を起こす恐れのある作業を行い、又はタバコを吸う行為を行ってはならない。

第25条（爆風被害圏内の建設禁止）

火薬類の生産、保管施設の爆風被害圏内では、他の建物、施設物を建設し、又は設置することができない。

国土環境保護機関及び国家建設監督機関は、爆風被害圏内に建設位置指定書及び建設明示書を提供してはならない。

第三章 火薬類の供給と運搬

第26条（火薬類供給及び運搬の基本要求）

火薬類の供給及び運搬は、火薬類を供給計画に従って、当該機関、企業所、団体に運搬する重要な事業である。

火薬類供給機関と当該機関、企業所、団体は、火薬類を計画通りに供給し、火薬類の運搬秩序を厳格に守らなければならない。

第27条（火薬類供給計画の作成）

国家計画機関、中央化学工業指導機関、火薬類供給機関及び当該機関、企業所は、火薬類供給計画を生産量、需要及び消費量並びに作業対象及び条件等を正確に計算して立てなければならない。

第28条（火薬類の供給機関）

火薬類の供給は、火薬類供給機関が行う。

火薬類供給機関は、火薬類を当該機関、企業所、団体の生産技術的特性及び現場条件に合った規格で供給しなければならない。

火薬類供給機関は、火薬類の原単位消費基準、在庫量等を常に把握しなければならない。

第29条（火薬類の供給場所）

火薬類の供給は、火薬類保管場所にて行う。

火薬類の供給を受けようとする機関、企業所、団体は、必要な文書を当該供給機関に提出しなければならない。

第30条（火薬類の運搬許可）

火薬類を運搬しようとする機関、企業所、団体は、当該人民保安機関の許可を得なければならない。

火薬類運搬は定められた人員が行う。

第31条（火薬類の運搬手段）

火薬類の運搬は、供給機関から火薬類保管倉庫までは定められた列車、貨物車、荷物バスで、火薬類保管倉庫から一日火薬類保管倉庫までは、電車、ウインチ、ゴムタイヤ牛車、自転車で行う。

一日火薬類保管倉庫から発破作業現場への火薬類運搬は、火薬背囊、火薬箱を用いる。

第32条（火薬類の運搬手段検査）

火薬類を運搬しようとする機関、企業所、団体は、運搬手段及び荷物箱について当該人民保安機関の検査を受けなければならない。

運搬手段と荷物箱には消火機材を備えて、危険標識を付けなければならない。

第33条（火薬類の荷揚げ）

火薬類を列車、自動車で運搬する機関、企業所、団体は、火薬、爆薬、雷管及び導爆線を別々に積まなければならない。但し、雷管、導火線及び樹脂管導爆線は一緒に積むことができる。

積載定量を超えて火薬類を積載することはできない。

第34条（火薬類運搬車の乗車禁止）

火薬類を積んだ運輸手段には、運搬人員以外の他の人員をのせ、又は他の荷物を積むことができない。

火薬類を運搬する公民は、火薬類を積んだ運輸手段において、火を扱う行為を行い、又は喫煙してはならない。

第35条（火薬類の運搬期日と道路）

機関、企業所、団体は、火薬類の運搬を定めた期日に当該道路にて行わなければならない。

鉄道運輸機関は、火薬類を積んだ貨車が目的地まで定められた時間に安全に到着できるように組織しなければならない。

第36条（火薬類運搬車の停車、駐車秩序）

火薬類を積んだ運輸手段は、住民地域、都市道路にて駐車することができない。

やむを得ない事情で住民地域、都市道路にて駐車する場合、当該人民保安機関の承認を受けて警備を行わなければならない。

第四章 火薬類の使用

第37条（火薬類使用の基本要件）

火薬類の使用を正しく行うことは、その効果を高め、安全を保证するための重要な方法である。

火薬類を使用する機関、企業所、団体は、火薬類を当該用途に限ってのみ使用しなければならない。

第38条（火薬類の使用許可）

火薬類を使用しようとする機関、企業所、団体は、当該人民保安機関の使用許可を得なければならない。

当該人民保安機関は、火薬類の使用場所及び周辺の安全性を正確に調査して使用許可を出さなければならない。

第39条（火薬類使用時、備えなければならない機材）

当該機関、企業所、団体は、火薬類の使用に必要な照明機材、信号機材、発破機材等を備えなければならない。

第40条（火薬類の使用場所）

当該機関、企業所、団体は、火薬類を承認された場所で、定められた秩序に従って使用しなければならない。

残った火薬類は、火薬類保管倉庫に入庫しなければならない。

第41条（火薬類を原料とする製品生産秩序）

火薬類を原料として製品を生産する機関、企業所、団体は、火薬類の使用に対して、当該人民保安機関の定期的な検査と承認を受けなければならない。

第42条（発破作業時の安全対策）

発破作業を行おうとする機関、企業所、団体は、当該地域にて人命、財産及び環境に被害を与えないように安全対策を立てなければならない。

発破作業は、発破設計指令書通りに行う。

第43条（発破台の組織）

当該機関、企業所、団体は、発破を専門とする発破台を組

織しなければならない。

発破台を組織しなかった機関、企業所、団体は、専任発破工又は兼任発破工を置かななければならない。

第44条（大発破時の安全措置）

大規模の発破を組織する機関、企業所、団体は、危険地域内の機関、企業所、団体及び公民に発破時間、信号、待避場所を知らせ、必要な安全措置を取らなければならない。

大規模の発破は電気発破で、昼間に行い、当該人民保安機関の合意を得なければならない。

第45条（発破秩序）

発破は、発破工が行う。

発破工は、制定基準を超えて導火線に火をつけてはならない。

制定基準より多い導火線に火をつける場合、束ねて発破する方法を用い、又は複数の発破工が行わなければならない。

第46条（坑内での発破）

坑内にて発破する機関、企業所、団体は、発破ガス中和剤を使用しなければならない。

ガス又は爆発性炭塵のある坑内では、定められた爆薬を使用し、電気発破を用いなければならない。

有毒性ガスが発生する爆薬は、坑内で使用することができない。

第47条（火薬類の輸出入）

火薬類を輸出、輸入しようとする機関、企業所、団体は、中央人民保安指導機関の合意を得なければならない。

第五章 火薬類取扱事業に対する指導統制

第48条（火薬類取扱事業に対する指導統制の基本要件）

火薬類取扱事業に対する指導統制を強化することは、火薬類取扱秩序を確立するための基本となる。

国家は、火薬類取扱事業に対する指導と統制を強化するようにする。

第49条（火薬類取扱事業に対する指導）

火薬類取扱事業に対する指導は、内閣の統一的指導の下で中央化学工業指導機関及び当該機関が行う。

中央化学工業指導機関及び当該機関は、火薬類取扱事業を常に掌握し、指導しなければならない。

第50条（火薬類取扱機関の義務）

火薬類を取り扱う機関、企業所、団体は、火薬類取扱において技術規定及び標準操作法の要求を厳格に遵守しなければならない。

火薬類取扱にて提起される問題は、適時に当該人民保安機関に通報しなければならない。

第51条（火薬類取扱幹部の養成、安全教養）

当該機関、企業所、団体は、火薬類取扱幹部を計画的に養成し、彼らの専門技術水準を高め「事故防止対策月間」及び「事故防止対策の日」に火薬類取扱と関連した安全教育を強化しなければならない。

人民保安機関は、四半期毎に火薬類取扱状況を総括しなければならない。

第52条（労力、設備、資材、資金の保障）

国家計画機関、労働行政機関、資材供給機関及び財政銀行機関は火薬類取扱事業に必要な労力、設備、資材、資金を適時に保障しなければならない。

火薬類取扱部門の労欲、設備、資材、資金は他に転用することはできない。

第53条（不法行為の禁止、申告）

機関、企業所、団体及び公民は、不法に火薬類を所持し、若しくは売買し、又は輸出入、交換等の行為を行ってはならない。

発見した不法行為は、直ちに当該機関に申告しなければならない。

第54条（手数料の支払い）

当該機関、企業所、団体は、火薬類取扱許可手数料を支払わなければならない。

手数料を定める事業は、中央財政指導機関が行う。

第55条（火薬類取扱事業に対する監督統制）

火薬類取扱事業に対する監督統制は、人民保安機関が行う。

人民保安機関は、火薬類の生産及び保管、供給及び運搬並びに使用秩序の遵守状況を厳格に監督統制しなければならない。

第56条（原状復旧、損害補償）

火薬類の取扱いにおいて、安全対策を立てずに財産上被害を与えた場合、原状復旧をさせ、又は当該損害を補償させる。

第57条（中止）

火薬類の取扱を中止させる場合は、次の通りである。

1. 設計を合意を得ずに、火薬類の生産、保管施設、設備を建設・政策した場合又は当該施設に対する竣工検査を受けなかった場合
2. 不備のある生産施設で火薬類を生産し、労働保護、労働安全対策を立てずに危険を発生させた場合
3. 火薬類の取扱施設に対する定期検査を受けず、又は保管施設が不備な場合
4. 規格に合わない火薬類を生産した場合
5. 発破作業秩序に違反した場合
6. 使用許可を得ずに火薬類を使用した場合

第58条（罰金）

品質検査をしなかった火薬類を供給し、又は運搬、保管、入出庫、使用秩序に違反し、又は火薬類の質を落とした場合には、罰金を徴収する。

第59条（没収）

火薬類を没収する場合は、次の通りである。

1. 許可を得ずに火薬類を生産、保管、運搬、使用した場合
2. 供給計画にない火薬類を供給した場合
3. 用途に合わない火薬類を使用した場合
4. 保管倉庫外に火薬類を保管した場合
5. 公民が火薬類を所持していた場合
6. 保管能力を超えて火薬類を保管した場合

第60条（行政的または刑事的責任）

本法に違反して、火薬類取扱事業に重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部と個別的公民には、情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる。

6. 公務員資格判定法

朝鮮民主主義人民共和国公務員資格判定法

チュチェ94(2005)年11月23日 最高人民会議常任委員会政令第1297号として採択

第1条(公務員資格判定法の使命)

朝鮮民主主義人民共和国公務員資格判定法は、公務員資格判定において制度と秩序を厳格に立てて、公務員の資格を正確に評価し、彼らの水準を高めることに貢献する。

第2条(公務員資格判定の義務的参加原則)

公務員は、国家機関にて一定な行政的義務と権限を持って働く幹部である。

国家は、全ての公務員が資格判定に参加するように義務付ける。

第3条(公務員資格判定における客観性、公正性の保障原則)

国家は公務員資格判定における客観性と公正性を保障する。

第4条(公務員資格判定の基準)

公務員資格判定の基準は次の通りである。

1. 国家の政策と当該部門の法規を正確に理解しているか
2. 当該部門の専門知識があるか
3. 事業組織指揮能力があるか
4. 事業実績があるか
5. 遵法の気風が確立しているのか
6. 高尚な道徳品性を有しているのか

第5条(公務員資格判定の対象)

公務員資格判定の対象は次の通りである。

1. 内閣委員会、省、中央機関の部員以上の幹部
2. 道(直轄市)級機関の部員以上の幹部
3. 市(区域)郡級機関の部員以上の幹部
4. 当該機関の部員以上の幹部

第6条(公務員資格判定の除外対象)

通信教育を受け、又は検定試験を受験している公務員の資格判定は行わない。

男性60歳、女性55歳以上の公務員も資格判定を行わない。

第7条(公務員資格判定委員会の組織)

国家は、公務員資格判定のために、内閣、委員会、省、中

央機関、道(直轄市)、市(区域)、郡人民委員会及び当該機関に、非常設で公務員資格判定委員会を置く。

必要に応じて、委員会、省、中央機関及び当該機関の傘下機関にも、非常設で公務員資格判定委員会を置くことができる。

第8条(公務員資格判定委員会の構成)

公務員資格判定委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

委員数は5～9名の範囲内で当該機関が決定する。

第9条(公務員資格判定委員会の任務と権限)

公務員資格判定委員会の任務と権限は、次の通りである。

1. 公務員資格判定試験問題を提示する。
2. 判定日付及び場所を定め、30日前に公布する。
3. 公務員資格に対する評価事業を行う。
4. 公務員資格判定と関連して提起される問題を解決する。

第10条(公務員資格級数)

公務員資格級数は1～6級までとする。

公務員資格級数による基準は、公務員資格判定基準に基づいて内閣が定める。

第11条(公務員資格級数判定機関)

1級公務員及び内閣外機関の2級公務員の資格判定は、最高人民会議常任委員会が、内閣傘下機関の2級公務員の資格判定は内閣が、3級、4級、5級、6級公務員の資格判定は当該機関が行う。

第12条(公務員資格判定の周期)

公務員資格判定の周期は3年とする

やむを得ない場合には公務員資格判定周期を5年にできる。

第13条(公務員資格判定期間の設定)

公務員資格判定期間は、判定周期毎に国家的な事業を考慮して、内閣が定める。

第14条(公務員資格級数判定の分類)

公務員資格判定は現状維持級数判定、進級級数判定に分ける。

進級級数判定は、当該機関の推薦を受けた者に限って受けることができる。

第15条（公務員資格判定の試験方法）

公務員資格判定試験は筆記又は口頭の方法で行う。

必要に応じて実技応用の方法を配合することもできる。

第16条（合格できなかった判定結果の処理）

現状維持級数判定に合格できなかった公務員の資格級数は、一級落とす。この場合、下がる級数がない公務員は、6ヶ月以内に再び資格判定を受けることができる。

第17条（公務員資格判定の結果公開）

公務員資格判定委員会は、判定結果を7日以内に公開しなければならない。

第18条（新入公務員の資格判定）

国家機関に新しく入職しようとする公民は、公務員資格判定を受けなければならない。この場合、公務員資格判定は、

別途に用意した手順に基づく。

第19条（公務員資格判定事業に対する指導）

公務員資格判定事業に対する指導は、内閣及び当該機関が行う。

内閣と当該機関は、公務員資格判定事業体系を確立し、公務員資格判定事業を把握・指導しなければならない。

第20条（公務員資格の剥奪）

正当な理由なく、公務員資格判定に参加せず、又は合格できなかった場合には、公務員資格を剥奪する。

第21条（行政的責任）

公務員資格判定を客観的に公正に行わなかった場合、行政的責任を負う。

第22条（公務員資格判定結果に対する異議の提起と処理）

公務員資格判定結果に対して異議がある場合、当該機関の公務員資格判定委員会又は上級機関に提起できる。

公務員資格判定委員会及び上級機関は、提起された異議を検討し、適時に処理しなければならない。

会議・視察報告 ■ Conference Reports・Inspection Visits

第12回北東アジア地域平和と発展国際シンポジウム

ERINA調査研究部研究主任 三村光弘

2006年9月12日～13日、中国・吉林省の長春市前進大厦门で吉林大学東北アジア研究院、中国・教育部吉林大学東北アジア研究センター、吉林大学東北アジア研究および東北振興創新基地、鳥取大学が共催する、第12回北東アジア地域平和と発展国際シンポジウムが開かれた。

会議は「中国東北旧工業基地振興」「東北アジア地域経済協力」「国際関係と社会経済発展」の3つのセッションで2日間にわたり、合計30ほどの発表が行われた。東北振興政策の各分野別の発展予測など、現地に密着して研究を行っている研究者の発表が印象的であった。

日中関係や日韓関係、日朝関係の悪化を受けて、北東アジア経済協力における日本の積極的な役割よりは、協力を阻害する要素として日本が取り上げられることが多かった。日本の重要性を認めつつも、北朝鮮問題などのために日本政府が北東アジア全体との交流に及び腰であると、もどかしく感じている人々が中国の東北地方には多いように感じた。

筆者は「朝鮮民主主義人民共和国の経済改革と経済法の整備」という題で北朝鮮の経済改革に伴う法制度の整備について発表した。質疑応答の時間はあまりとれなかったが、その後会場や懇親会で中国や韓国の学者と意見交換を行うことができ、有意義な会議であった。

小肥羊ジャパン 中国飲食業の対日投資の新しいシンボル

ERINA調査研究部客員研究員 笹志剛

1999年に「走出去」戦略を打ち出した中国は、経済の高度成長、総合国力の増強、外貨準備高の大幅増加、資源不足の圧力などによって企業の外国投資が次第に増加し、FDI先進国へ邁進しつつある。中国商務部ウェブサイトのデータによると、2005年の中国ノンバンク対外投資総額は122.6億ドル、2006年前半が64.4億ドル、2006年前半までの累計対外投資総額は634.4億ドルである。

対外投資全体の中で対日投資は出遅れたが、緩やかな成長を見せ、この2、3年はさらに拡大する兆しがある。

2005年末までの中国企業（香港をも含む）の対日投資総額は26.87億ドルで、10年前の1995年までの11倍となった。投資分野は製造業、機械、ソフト、電子、サービスなどに及んでいる。2001年にハイアールが三洋電機との共同出資会社を設立して製品を一挙に秋葉原に進出させたこと、上海電気集団がアキヤマ印刷機器製造を買収して日本との技術的な距離を18年間縮小させたこと、広東三九集団が東亜製菓の買収によって医薬製造と流通分野に参入できたことなどの一連の合併・買収案件以来、2006年前半は、無錫尚徳太陽電力によるMSK買収、中国飲食業チェーン大手の内蒙古小肥羊餐飲連鎖有限公司（以下小肥羊）が日本のIT企業と提携して株式会社小肥羊（シャオフェイヤン）ジャパン（以下「小肥羊ジャパン」）を設立して東京の飲食業に進出したことが話題となった。前者は中国企業の対日投資額最高の3億ドルを記録し、後者は小肥羊というブランドを利用して中国伝統の火鍋（しゃぶしゃぶ）ブームを巻き起こした。

2006年10月21日、筆者は小肥羊ジャパンの日本側パートナーである株式会社ウェブグルーを訪ねた。なぜIT企業が小肥羊と提携して飲食業に進出したのか、その経緯、出資形態、中日双方の市場の魅力、可能性、今後の展望、経営戦略などを聞くためである。小肥羊ジャパン投資事業部ディレクター小野田美香氏、投資事業部マネージャ布目由子氏が対応してくれた（写真）。

株式会社ウェブグルーは平成11年10月、愛知県春日井市に資本金1,000万円で設立したIT系企業である。平成16年9月東京証券取引所マザーズに株式上場、平成17年12月第三者割当て増資の実施により41億3,581億円に増資し、ウェブグルー及び連結子会社7社、関連会社5社から構成されている。

小野田氏によれば、ウェブグルーはこれまでに飲食業の経験はなく、青山浩社長が上海訪問で小肥羊火鍋を食べ、これなら日本人に受けると考え、中国側に打診した。小肥羊側も米国、カナダ、シンガポール、香港、台湾で支店を開設し、数年前から日本での支店開設を視野に入れていた。1年間の訪問と接触を経て、中国側62.5%、日本側37.5%の共同出資で2,500万円を投下し、東京で第1号店を出店することに合意し、2006年7月20日、株式会社小肥羊ジャパンの登記を行い、2006年9月28日、第1号店が東京渋谷センター街にオープンした（写真）。

小肥羊は中国人にも在日華人にも馴染みの深いブランド



で、4年連続中国飲食業界ランキング100強企業で第2位になっている。7年前に内モンゴルの包頭（パオトウ）から誕生した小さなしゃぶしゃぶ店は、薬味を使わない特色だけでなく、ラム肉を始め数十種類の極上強壮剤香辛料を用い、「医食同源」の健康・美味・自然の享受を根本にし、「品質を本、信頼を至上、偉業を固め、必勝を千年」という企業精神を受け継ぎ、高品質の飲食・サービス提供を通して、わずかな間で中国における最大の民族飲食集団として内外に名声を馳せた。これまでに「中国知名商標」、「中国餐飲百強ランキング2位」、「中国500強企業」、「中国成長企業百強チャンピオン」、「中国有名しゃぶしゃぶ店」、「中国もっとも影響力のある財富企業」など30余りの表彰称号を獲得。現在は完全子会社3社、支社5社、物流配送センター1社、香港、マカオ、台湾を含む直営・特許経営店700以上、傘下店舗を中国32省、直轄市、自治区に展開する飲食界の最大手グループとなっている。近年は「走出去」に応じ、米国カリフォルニア、カナダ・トロント、香港、シンガポールなど海外の支店を続々設立し、国際化展開している。

小肥羊ジャパンの看板となるラム肉には、良質なたんぱく質、多くの必須アミノ酸、鉱物、ビタミンが含まれている。元気を補い、血の気を良くする温を補う品という「本草目録」の記載があり、肉質が繊細で消化に良く、体の免疫力を高め、「医食」を重視する高齢化社会の日本に歓迎されると判断しての進出である。

筆者は二人の熱心な案内により、渋谷センター街の1号店へ向かった。周りに中国、タイ、ベトナム、インドの料理看板が目映る中、小肥羊の看板が日本で根をおろす気概を示しているかのようである。

入り口脇にあるモンゴル衣装のマネキンが「草の低さに吹かれて見える牛羊」の詩句を思い出させ、内装も民族情



緒が際立っている。140人収容の規模は提携への信頼と未来への自信であろうか。今年末までに日本5号店、数年後には日本全体で200店舗の目標を掲げている。

小肥羊ジャパン渋谷店のオープンは飲食業界の競争が激しい日本への進出開始を示している同時に、中国飲食企業の対日投資の開始と成熟を示しているとも言える。「小肥羊を中国のパンダとして扱ってください。中日両国が子々孫々まで友好関係を続け、両国人民ともに美味美食の生活を過ごしてもらいたい」という小肥羊ジャパンの孫先紅取締役の開業式典スピーチが耳に反響した。

ハルビン出身の筆者にとって嬉しかったことに、小肥羊ジャパンでの食事で接待に回ってきた留学生らしい女性がハルビンからの留学生であった。忙しい中でのわずかな会話だったが、郷里の人の在日奮闘振りが伺えた。

今年は中国インターネット検索サイト最大手の百度が日本市場に進出しようという動きが伝えられている。2007年は小肥羊が日本で活躍する一年である同時に、中国企業対日投資がますます活発化する一年になるのではないかと推察している。

北東アジア動向分析

中国（東北三省）

2006年の東北経済 - 全国を上回る成長率

2006年の中国の経済成長率は、1 - 3月期10.2%、1 - 6月期10.9%、1 - 9月期10.7%と安定的に推移した。最終的には10.5%と見込まれている（国家統計局予測値：2006年12月28日）。2006年の中国経済の中で注目されるのは貿易黒字の拡大である。通年では前年比74.2%増となる1,774億ドルに達し、過去最高となった2005年の黒字額を大きく上回った。これは繊維、衣類、その他製品という労働集約製品の黒字拡大と金属製品、機械機器の黒字転換によるものであるが、今後も貿易黒字の伸びが更に加速することが予想されており、人民元為替レートの切り上げを求める米議会などの摩擦も懸念される。

次に、東北三省の2006年経済を振り返ってみよう。1 - 9月期の経済成長率を見ると、遼寧省13.0%、吉林省13.7%、黒龍江省11.6%で、全国平均の10.7%を上回っている。

遼寧省の1 - 11月期の工業生産額は前年同期比19.2%増を記録した。特に設備製造業が好調で21.6%の伸び率となった。主要製品の生産量としては自動車76.5%増、携帯電話39.4%増と大きく伸びている。また、遼河油田開発、営口冶金化工パークの建設、鞍山鉄鋼集団の西部新区・旧区の改造工事などのプロジェクト向けに35億元以上が投資され、固定資産投資は前年同期比36.5%増となった。対外貿易では、全国の動きと同様に輸出が伸び、貿易黒字の拡大が見られる。輸出商品としては機電製品が前年同期比18.2%増、鋼材48.8%増、衣類とその付属品12.9%増、精製石油56.7%増などがある。

吉林省では、自動車部品の生産やトウモロコシ加工などの分野に外国投資が集中し、また不動産開発投資が大きく伸び、固定資産投資は1 - 11月期で前年同期比49.7%増という高い伸びを記録した。また、3年連続の豊作で食糧生産量は2,750万トン（前年比170万トン増）に達するものと見られる。中でもトウモロコシの生産量は1,950万トンに上った。対外貿易額は65.1億ドルであった。輸出の81%を

工業製品が占め、中でもソフトウェア輸出が大きく伸びている。また、対ロシア貿易が前年同期比150%増となる3億ドルに達したことも注目される。

黒龍江省の2006年経済としては対外貿易の拡大が特徴的である。黒龍江省の輸出入総額は1 - 10月期累計で108.1億ドルに達した。全国で輸出入総額が100億ドルを超えた省・市としては11番目となる。特に対口貿易が好調で、全省の貿易額の半数をロシア貿易が占める。また、全国の対口貿易の20%を黒龍江省が占めている。この他、米国（64.6%増）香港（370%増）日本（6.2%増）などが主要な貿易相手国・地域である。輸出では機電製品が111.2%増、ハイテク製品が116.4%増と大きく伸びた。さらに、自動車輸出も好調で2.6万台を超え昨年2倍に達している。なお、食糧生産も順調で生産量は3,780万トンに達し、史上最高を記録した。

東北地域の対ロシア経済交流の拡大

ロシアと国境を接する黒龍江省、吉林省では、近年、対ロシア経済協力の積極的に取り組んでいる。2006年、吉林省の対ロシア貿易は前年同期比150%増となる3億ドルに達した。同省では2007年1月に対口経済貿易会議を開催し、2007年の対口貿易を前年比40%増の5億ドルに拡大すること、そして第二段階としてロシア向け投資を促進することなどの省の方針をまとめた。黒龍江省では2005年にロシアとの経済貿易科学技術協力戦略を打ち出した。これを受け、貿易額は拡大し、1 - 11月期には60億ドルを超えた。対ロシア鉄道税関である満洲里駅では輸出入量が2,105.8万トン、綏芬河駅では木材の輸入を中心に804.8万トンを取り扱い、史上最高を記録した。また、2006年の対ロシア投資プロジェクトとしてはエネルギー・原材料関係など19項目（新規）があり、その投資額は前年同期比257.8%増の5.5億ドルに達した。黒龍江省は対口貿易額を2007年末までに70億ドルに拡大することを目標に掲げている。今後の東北地域とロシアとの経済交流の拡大に向けた動きが注目される。

（ERINA調査研究部研究員 川村和美）

| | 2004年 | | | | 2005年 | | | | 2006年1-6月 | | | | 2006年1-11月() | | | | |
|-----------------|-------|-------|------|------|-------|---------|------|------|-----------|-------|------|------|---------------|---------|------|------|------|
| | 中国 | 遼寧 | 吉林 | 黒龍江 | 中国 | 遼寧 | 吉林 | 黒龍江 | 中国 | 遼寧 | 吉林 | 黒龍江 | 中国 | 遼寧 | 吉林 | 黒龍江 | |
| GDP成長率 | % | 9.5 | 12.8 | 12.2 | 11.7 | 9.9 | 12.3 | 12.0 | 11.6 | 10.9 | 12.9 | 12.1 | 11.4 | 10.7 | 13.0 | 13.7 | 11.6 |
| 工業総生産伸び率(付加価値額) | % | 16.7 | 23.4 | 18.6 | 13.0 | 16.4 | 20.1 | 11.0 | 15.3 | 17.7 | 18.9 | 16.9 | 15.6 | 16.8 | 19.2 | 18.6 | 15.1 |
| 固定資産投資伸び率 | % | 25.8 | 43.1 | 20.9 | 22.1 | 25.7 | 40.1 | 53.8 | 25.4 | 29.8 | 39.5 | 55.6 | 32.0 | 26.6 | 36.5 | 49.7 | 28.7 |
| 社会消費品小売額伸び率 | % | 13.3 | 13.4 | 12.8 | 13.0 | 12.9 | 13.5 | 13.5 | 13.0 | 13.3 | 13.8 | 14.0 | 14.1 | 13.6 | 14.4 | 14.7 | 13.5 |
| 輸出入収支 | 億ドル | 320.0 | 34.0 | 33.6 | 5.7 | 1,019.0 | 58.7 | 15.9 | 25.7 | 614.0 | 33.6 | 11.8 | 8.8 | 1,336.2 | 64.3 | 19.5 | 34.1 |
| 輸出伸び率 | % | 35.4 | 29.8 | 21.4 | 28.1 | 28.4 | 23.9 | 43.9 | 64.9 | 25.2 | 10.1 | 3.8 | 31.4 | 26.8 | 18.6 | 10.0 | 39.0 |
| 輸入伸び率 | % | 36.0 | 30.1 | 28.0 | 26.7 | 17.6 | 13.4 | 20.0 | 12.6 | 21.3 | 5.1 | 27.3 | 45.3 | 20.9 | 10.5 | 27.7 | 34.8 |

（注）前年同期比。

欄のGDP成長率は1-9月期数値、輸出入データは1-10月期数値。

（出所）中国国家统计局、各省統計局、商務部、各種新聞報道より作成。

ロシア

ソ連崩壊から15年 プーチン政権最後の年を迎えたロシア

2006年12月末、ソ連が崩壊してから15年が経過した。この間、前半（1991～99年）は「破壊と不安定」の時代、後半（2000年～）は「安定と発展」の時代と大別できよう。

前半のエリツィン政権期は、英国の高名なロシア専門家の言葉を借りれば、「国民との実験」の時代であった。新生ロシアが市場経済を目指すにあたり、統制経済に代表される共産主義時代の負の遺産をまず徹底的に破壊する必要があった。ところが、ソ連末期に始まったベレストロイカ以来の政治・経済・社会混乱を收拾するには至らなかった。経済のマイナス成長が続くなか、混乱期に行われた一連の民営化プロセスのなかで、法の抜け目をつきながら（又は不法な形で）国家資産を買い占めたオリガーキー（寡占資本家）と呼ばれた一握りの新たな特権階層が国政を牛耳った。

後半のプーチン政権が発足当時の喫緊の課題は、経済復興と政治・社会安定の回復であった。プーチンは大統領就任直後、グシンスキーやベレゾフスキーという旧政権中枢部を牛耳っていた2大オリガーキーを駆逐（両者とも国外亡命）し、他のオリガーキーたちは大統領への忠誠を誓い、経済活動に専念することで自らの身を守った。しかし、ロシア外交の「武器」であるエネルギー政策に対する独自路線を歩もうとし、2003年12月の下院選挙に向けて自らの支持者を候補者として立てようとしたホドルコフスキー・ユコス社長は、同年10月脱税容疑で逮捕（現在も拘留中）された。

他方、プーチン政権はロシア経済を見事に復活させた。1999年～2005年のGDP実質成長率は平均6.7%を記録し、2006年夏、ロシアは公的対外債務を完済し、外貨準備高は史上最高の2,600億ドルを超え世界第3位となった。

果たして、ロシア経済はこのまま加速度的に成長していくのであろうか。それとも、現在でも国家歳入の約6割を石油・天然ガスの生産・輸出及び関連産業に頼るエネルギー偏重型の経済システムは、世界エネルギー市場における油価の変動に翻弄され続ける潜在的脆弱性を克服できない状態が続いて行くのだろうか。

2006年11月、OECD（経済協力開発機構）は、現在の口

ロシア経済に関する評価報告を発表した。それによると、ロシア経済は3つの大きな挑戦に直面している。第1に、今日の経済を牽引している原動力（driving force）が一過性のものかもしれない危険性だ。上記のエネルギー価格問題だけではない。昨今のルーブル高傾向により、1998年の金融危機以来享受してきたロシア製品の価格競争力に陰りが見え始めている。総じて、ロシア製品の競争力向上と確保を目指すのに必要な国内投資が遅れてきた。第2に、各種の経済構造改革の必要性が指摘されつつも、進展状況が遅滞化しつつある。金融部門の強化、インフラ独占への競争原理の導入、所有権の強化等々、中途半端なまま残された課題は少なくない。第3に、市場経済への過度な国家介入傾向である。エネルギー、鉄鋼、航空、自動車産業等、ロシア政府が「戦略部門」と位置づける分野では、ビジネス上の競争原理がむしろ弱まりつつあり、コーポレート・ガバナンスの強化や汚職対策を図る上での逆行化現象が起きている。

ソ連崩壊以来、ロシア国内外の専門家の間では、全体主義体制下の社会主義時代から民主主義及び市場経済へと体制転換する上で、経済成長がプラスの軌道に乗るまでのプロセスにおいて、政治学的にも経済学的にもシステム全体の安定を図る為にある程度の政治の強権化も1つの「必要悪」として不可避であるという仮説があった。しかしながら、逆説的なことに、今日のロシア政治経済情勢を見ると、経済の急成長が続く一方で、メディア統制など多面的価値観の否定を含む非民主主義的傾向が益々強まりつつある。

現在、ロシアは加速度的に強まりつつあるグローバル経済のなかで主要なポジションを懸命に確保しようとしている。今後のロシアはかつて西側諸国が期待したような民主主義や市場経済の重要性を再確認しつつ発展していくのだろうか。それともソ連時代の帝国イデオロギーに半ば取って替わるような孤立も厭わない独自の世界観を追求していくのだろうか。昨今の情勢を見るに、2008年に控えたポスト・プーチンの大統領選挙が近づくにつれ、国内の様々な利益集団に対する同大統領のコントロール能力にもどうやら陰りが見え始めている。ロシアの若者にとり、同国の将来が過去と一線を画した明るいものとなるようお願いしつつ、今後の推移を注視したい。

（ERINA調査研究部研究員 伊藤庄一）

| | 鉱工業生産 (%) | | | | | 固定資本投資 (%) | | | | | 小売売上高 (%) | | | | | 消費者物価 (%) | | | | | 実質平均賃金 (%) | | | | |
|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|-------|
| | 2003年 | 2004年 | 04年2Q | 05年2Q | 06年2Q | 2003年 | 2004年 | 04年2Q | 05年2Q | 06年2Q | 2003年 | 2004年 | 04年2Q | 05年2Q | 06年2Q | 2003年 | 2004年 | 04年2Q | 05年2Q | 06年2Q | 2003年 | 2004年 | 04年2Q | 05年2Q | 06年2Q |
| ロシア連邦 | 7.0 | 6.1 | 7.9 | 4.0 | 4.4 | 12.5 | 10.9 | 12.6 | 9.4 | 10.8 | 8.0 | 12.1 | 11.1 | 11.3 | 11.3 | 12.0 | 11.7 | 6.1 | 8.0 | 6.2 | 10.3 | 10.9 | 14.2 | 7.9 | 12.3 |
| 極東連邦管区 | 4.7 | 7.3 | 6.6 | 2.1 | 4.1 | 37.3 | 13.5 | 8.3 | 39.0 | 6.4 | 10.6 | 9.8 | 8.1 | 13.6 | 12.5 | 12.8 | 11.3 | 6.1 | 8.6 | 5.7 | 12.1 | 9.4 | 12.9 | 6.4 | 7.2 |
| サハ共和国 | 1.6 | 12.8 | 12.8 | 7.1 | 0.7 | 2.4 | 8.1 | 15.5 | 31.3 | 4.8 | 25.1 | 0.4 | 5.1 | 1.9 | 2.3 | 11.8 | 10.8 | 6.1 | 7.3 | 7.4 | 5.6 | 5.4 | 8.2 | 5.3 | 3.0 |
| 沿海地方 | 6.1 | 9.5 | 4.8 | 18.3 | 23.5 | 2.9 | 2.4 | 9.8 | 1.4 | 7.3 | 9.7 | 15.6 | 10.0 | 19.7 | 15.4 | 12.8 | 10.8 | 4.7 | 7.2 | 4.7 | 16.5 | 11.4 | 17.5 | 7.5 | 8.4 |
| ハバロフスク地方 | 7.2 | 0.3 | 3.0 | 8.7 | 15.4 | 6.0 | 1.9 | 0.2 | 7.3 | 14.4 | 5.1 | 8.5 | 9.7 | 12.0 | 12.7 | 15.3 | 13.8 | 8.7 | 9.3 | 5.7 | 12.6 | 5.4 | 9.3 | 3.4 | 3.6 |
| アムール州 | 6.8 | 2.2 | 7.9 | 2.5 | 1.8 | 11.9 | 10.4 | 44.6 | 5.4 | 8.8 | 4.7 | 16.9 | 13.0 | 16.1 | 17.2 | 15.5 | 12.6 | 8.6 | 9.0 | 6.5 | 11.9 | 10.2 | 11.8 | 4.5 | 10.9 |
| カムチャツカ州 | 3.4 | 5.1 | 10.5 | 8.4 | 0.9 | 66.0 | 48.8 | 61.0 | 6.7 | 3.6 | 3.8 | 2.6 | 1.4 | 1.1 | 10.2 | 10.2 | 11.3 | 4.9 | 17.0 | 8.4 | 13.1 | 13.4 | 18.9 | 5.8 | 7.1 |
| マガダン州 | 10.1 | 3.2 | 0.3 | 8.3 | 20.4 | 22.9 | 7.9 | 19.8 | 7.9 | 15.2 | 11.2 | 2.3 | 5.1 | 6.8 | 7.2 | 11.9 | 9.4 | 5.3 | 7.1 | 6.4 | 11.6 | 15.8 | 19.0 | 1.1 | 3.4 |
| サハリン州 | 3.4 | 4.8 | 34.7 | 8.0 | 56.2 | 2.2倍 | 89.4 | 20.5 | 78.9 | 17.4 | 10.7 | 16.1 | 8.1 | 32.6 | 20.9 | 11.8 | 11.5 | 5.3 | 8.6 | 6.8 | 15.0 | 16.2 | 18.3 | 12.2 | 11.9 |
| ユダヤ自治州 | 7.0 | 2.0 | 5.2 | 1.7 | 3.2 | 52.5 | 2.1倍 | 88.4 | 2.3倍 | 14.1 | 3.9 | 15.2 | 9.1 | 4.2 | 5.8 | 14.5 | 12.1 | 6.8 | 9.9 | 4.0 | 10.0 | 6.9 | 12.8 | 5.3 | 9.7 |
| チュコト自治管区 | 17.7 | 9.8 | 11.5 | 0.9 | 11.2 | 76.0 | 2.0 | 2.1倍 | 15.1 | 25.1 | 3.3 | 6.3 | 6.2 | 5.0 | 10.4 | 17.0 | 11.1 | 16.0 | 11.6 | 10.5 | 11.2 | 0.9 | 4.0 | 9.4 | 1.8 |

（出所）『極東連邦管区地域の社会経済状況の基本指標』（ロシア国家統計委員会）2003年1～12月版；2004年1～6月版；2005年1～6月版；2006年1～6月版。

（注）消費者物価は前年12月比。カムチャツカ州はコリヤク自治管区を含む。

モンゴル

経済の概況

2006年1 - 11月のモンゴル経済は、好調が継続した。主要輸出品価格の上昇と、順調な天候によって、2006年も高い経済成長が見込まれている。国家統計局の推計によれば、2006年のGDP成長率は8.4%と見込まれる。また人口は1.2%増加と見込まれる。モンゴルの家畜頭数は3,480万頭に達し、前年から14.5%、440万頭増加している。産業生産額は増加を続け、貿易収支及び国家財政収支は黒字を維持している。

11月末の消費者物価上昇率は前年同月比6.8%で、9月末からは1.8ポイント上昇している。これは主に住宅費、非食料消費財、交通費の値上がりによるものである。自動車に対する物品税法の改定により2007年1月から乗用車に対する税率が上がることから、乗用車の価格が2006年11月に前年同月比で12.5%上昇した。

為替レートは9月末の1ドル = 1,168トゥグルグから、11月末の同1,164トゥグルグに増価している。

国家財政収支は黒字が続いており、1 - 11月には2,971億トゥグルグの黒字となった。これは前年同期の約3倍の数字である。この期間に財政収入は全ての税目について上昇し、前年同期を58.3%、金額にして4,352億トゥグルグ、それぞれ上回った。また2006年半ばに導入された「偶然による利益に対する税法」に基づき、613億トゥグルグが徴収された。一方、財政支出は予算額を16.3%下回る8,845億トゥグルグに止まった。

1 - 11月の産業生産額は、主に製造業の生産額の増加により前年同期比2.2%増となった。製造業の生産額は前年同期比22.6%増、エネルギー部門は同3.7%増となっている。一方、鉱業の生産額は、前年同期比11.1%減となっている。鉱工業生産物の販売額は1兆8,703億トゥグルグで、その

66.2%が輸出であった。政府の輸出産業振興が、軌道に乗っているように見受けられるが、輸出品の構成を見ると半加工の鉱業製品が輸出の大部分を占めている。鉱業製品の82.2%が輸出されているのに対し、工業製品の輸出比率は35.2%に止まっている。輸出指向型の製造業のさらなる振興が必要といえる。

国際貿易の概況

2006年1 - 11月の貿易総額は27億ドルで、前年同期を39.6%上回った。このうち輸出は前年同期比53.3%増の13.8億ドル、輸入は前年同期比27.8%増の13.3億ドルで、4,100万ドルの貿易黒字を記録した。

1 - 11月のモンゴルの輸出先は65カ国であるのに対し、輸入先は91カ国となっている。1 - 11月のモンゴルの輸出相手国のうち、中国が68.1%を占め第一位であり、カナダ10.9%、米国8.2%、イタリア2.5%がこれに次いでいる。これらの上位4カ国で輸出全体の89.7%を占めている。一方、1 - 11月のモンゴルの輸入相手国はロシア、中国がそれぞれ36.8%、27.8%であった。この他の主な輸入先は日本6.3%、韓国5.6%、米国3.0%で、これらの上位5カ国で輸入全体の79.5%を占めている。なお、石油の輸入額は全体の28.3%を占め、その89.1%はロシアからの輸入であり、金額では3億3,810万ドルである。

2006年12月のナムバリーン・エンフバヤル大統領のロシア訪問時に、2010年までのモンゴル・ロシア両国間の貿易経済協力促進協定が調印された。この中で両国間の貿易額を現在の2.5倍、10億ドルに拡大することが合意された。これによればモンゴルのロシアへの輸出を促進し、現在巨額な対ロシア貿易赤字を削減していくことが想定されている。

(ERINA調査研究部研究主任

エンクバヤル・シャグダル)

| | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年1Q | 2006年2Q | 2006年3Q | 10月 | 11月 | 1 - 11月 |
|----------------------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|-------|-------|---------|
| GDP成長率(対前年比: %) | 5.5 | 10.7 | 6.2 | - | - | - | - | - | - |
| 産業生産額(対前年同期比: %) | 6.0 | 10.5 | 4.2 | 2.5 | 3.0 | 1.5 | 6.5 | 16.7 | 2.2 |
| 消費者物価上昇率(対前年同期末比: %) | 4.7 | 11.0 | 9.5 | 5.8 | 2.2 | 5.0 | 6.5 | 6.8 | 6.8 |
| 国内貨物輸送(百万トンキロ) | 7,504 | 9,169 | 10,822 | 2,415 | 2,762 | 2,495 | - | - | - |
| 国内鉄道貨物輸送(百万トンキロ) | 7,253 | 8,878 | 9,948 | 2,304 | 2,558 | 2,235 | 656 | 706 | 8,459 |
| 登録失業者(千人) | 33.3 | 35.6 | 32.9 | 33.8 | 33.8 | 35.2 | 33.9 | 33.9 | 33.9 |
| 対ドル為替レート(トゥグルグ、期末) | 1,168 | 1,209 | 1,221 | 1,174 | 1,172 | 1,168 | 1,165 | 1,164 | 1,164 |
| 貿易収支(百万USドル) | 185.1 | 151.4 | 95.0 | 3.2 | 2.4 | 18.0 | 8.0 | 36.7 | 41.0 |
| 輸出(百万USドル) | 616 | 870 | 1,054 | 230 | 382 | 469 | 123 | 174 | 1,377 |
| 輸入(百万USドル) | 801 | 1,021 | 1,149 | 233 | 384 | 451 | 131 | 137 | 1,136 |
| 国家財政収支(十億トゥグルグ) | 61.9 | 16.4 | 60.4 | 35.3 | 98.5 | 125.7 | 18.7 | 19.0 | 297.1 |
| 成畜死亡数(千頭) | 1,324 | 292 | 677 | 62 | 260 | 118 | - | - | - |

(注) 登録失業者数は期末値。

(出所) モンゴル国家統計局「モンゴル統計年鑑」、「モンゴル統計月報」各号ほか

韓国

マクロ経済動向と展望

12月に公表された2006年第3四半期のGDPの改定値は、季節調整値で前期比1.1%の伸びとなり、前期の同0.8%及び速報値の同0.9%を上回った。需要項目別に見ると内需では最終消費支出が同0.8%で前期を下回ったが、前期はマイナスであった固定資本形成も同3.1%とプラスに転じた。対外部門では、財・サービスの輸出が同2.1%と前期の伸び率から大きく低下した。一方で財・サービスの輸入の伸び率も同2.3%と低下した。この結果トータルでは外需の寄与はマイナスとなった。

直近の経済指標を見ると、産業生産指数は季節調整値で、11月に前月比 1.4%と、7月以来のマイナスを記録した。失業率は季節調整値で、11月に3.4%で、若干改善している。為替レートは月中平均で、11月の1ドル=936ウォンから、12月には925ウォンと、さらにウォン高が進行している。

政府系シンクタンク、韓国開発研究院（KDI）が12月に発表した2007年の経済予測によれば、来年の経済成長率は2006年の5.0%（予測値）から、4.4%に低下するとしている。需要項目別に見ると、最終消費支出は4.1%増で今年の前4.4%（予測値）を下回る。固定資本投資は、4.8%増で今年の前2.8%（予測値）を上回る。これは機械設備投資が今年を上回る7.6%で伸び、今年にマイナスと見込まれる建設投資が2.6%増とプラスに転ずるためである。また対外部門については、財・サービスの輸出の伸びは頭打ちとなる一方、輸入の伸びの低下は今年を上回ると見込まれるため、外需のGDPへの寄与は低下する。サービス貿易を含めた年間の経常収支は、通貨危機以降継続してきた黒字から、ほぼ均衡に減少すると予測している。なお北朝鮮の核実験が韓国経済にマイナスの影響を与える可能性については、前回10月の予測時に比較して、やや楽観的な見方をとっている。

この他の2007年の成長率予測では、韓国銀行が12月に

KDIと同じく4.4%の予測値を発表し、政府は1月に4.5%との見通しを公表している。概ねこの程度の成長率がコンセンサスと見られる。

現代自動車の労使紛争

韓国最大の自動車メーカーで、業界唯一の民族系企業である現代自動車で、労使紛争が深刻化している。1月8日、労働組合が組織的に残業を拒否することによって事実上のストライキを実施し損害を与えたこと、また年初の始業式典で一部の組合員が暴力行為をはたらいたことに対し、会社側が損害賠償請求の訴訟を起こした。

現代自動車労組は、韓国の大手企業の労組の中でも特にその戦闘性で知られ、1987年の発足以来、ほぼ毎年ストライキを実施し、生産損失額はこれまで最高であった2003年の数字では1兆3,852億ウォンにおよび、同年の製造業全体の損失額の55.5%を占める状況であった。2006年の損失額は11月末の時点で1兆5,201億ウォンとされ、過去最高となる見通しである。

今年の場合、賃上げを巡る通常のストライキに加え、米韓FTA阻止や非正規職の待遇改善立法への反対などを目的とした、9回の政治ストライキが含まれている。これまでも会社側が不法スト等に対して、損害賠償訴訟を起こしたことはあったが、結局交渉によって取り下げる形となってきた。しかし今回はウォン高の進行で海外市場での価格競争力が低下する中、新車プロジェクトに遅延が生ずるなど、経営に深刻な影響を与える事態となっており、会社側も強硬な姿勢をとっている。このような一部労組の強硬路線に対しては、国内ではかねてより批判も高まっている。日本を始めとする先進国と、キャッチアップしてくる中国等の後発国の間で、韓国の製造業が国際競争力を維持していくためには、より安定的な労使関係の構築が望まれるところである。

（ERINA調査研究部研究主任 中島朋義）

| | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 05年10-12月 | 06年1-3月 | 4-6月 | 7-9月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 国内総生産（%） | 3.8 | 7.0 | 3.1 | 4.6 | 4.0 | 1.6 | 1.2 | 0.8 | 1.1 | - | - | - |
| 最終消費支出（%） | 4.9 | 7.6 | 0.3 | 0.2 | 3.3 | 1.0 | 1.4 | 1.0 | 0.8 | - | - | - |
| 固定資本形成（%） | 0.2 | 6.6 | 1.9 | 1.9 | 2.1 | 1.8 | 0.3 | 1.1 | 3.1 | - | - | - |
| 産業生産指数（%） | 0.7 | 8.0 | 5.1 | 10.4 | 6.4 | 5.5 | 3.1 | 0.4 | 1.1 | 3.1 | 2.5 | 1.4 |
| 失業率（%） | 4.0 | 3.3 | 3.6 | 3.7 | 3.7 | 3.6 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.5 | 3.4 |
| 貿易収支（百万USDドル） | 13,488 | 14,777 | 21,952 | 37,569 | 33,473 | 8,094 | 5,223 | 7,414 | 6,228 | 3,165 | 2,686 | 5,713 |
| 輸出（百万USDドル） | 150,439 | 162,471 | 193,817 | 253,845 | 284,419 | 76,811 | 73,893 | 81,473 | 82,729 | 29,657 | 28,054 | 30,661 |
| 輸入（百万USDドル） | 141,098 | 152,126 | 178,827 | 224,463 | 261,238 | 70,688 | 72,502 | 76,623 | 80,282 | 27,709 | 25,639 | 26,763 |
| 為替レート（ウォン / USDドル） | 1,291 | 1,251 | 1,192 | 1,144 | 1,024 | 1,037 | 976 | 950 | 955 | 953 | 954 | 936 |
| 生産者物価（%） | 0.5 | 0.3 | 2.2 | 6.1 | 2.1 | 1.5 | 1.7 | 2.4 | 3.1 | 3.1 | 1.9 | 1.9 |
| 消費者物価（%） | 4.1 | 2.7 | 3.6 | 3.6 | 2.7 | 2.5 | 2.4 | 2.3 | 2.5 | 2.4 | 2.1 | 2.2 |
| 株価指数（1980.1.4 : 100） | 573 | 757 | 680 | 833 | 1,074 | 1,261 | 1,351 | 1,351 | 1,317 | 1,357 | 1,354 | 1,404 |

（注）国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、産業生産指数は前期比伸び率、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、産業生産指数、失業率は季節調整値

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、生産者物価、消費者物価は2000年基準

貿易収支はIMF方式、輸出入は通関ベース

（出所）韓国銀行、統計庁他

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）

新年の共同社説と2007年の北朝鮮経済

2007年1月1日、朝鮮労働党機関紙『労働新聞』、朝鮮人民軍機関紙『朝鮮人民軍』、金日成社会主義青年同盟機関紙『青年前衛』は恒例の共同社説を掲載した。この共同社説は、北朝鮮のその年の基本路線を提示する重要なものである。今年の題名は「勝利の信念をみなぎらせ先軍朝鮮の一大全盛期を切り開こう」である。

今年の共同社説では、昨年を「社会主義強盛大国の黎明が近づいてきた偉大な勝利の年、激動の年として刻まれた」と評価している。核実験の実施によって「民族的矜持と必勝の信念が鼓舞」されているとしている。北朝鮮では、核実験の成功について、その軍事的な威力よりも、世界の一流国としての切符を手に入れたことが強調されている。

続いて共同社説は今年が「先軍朝鮮の新たな繁栄の年代が開かれる偉大な変革の年」と規定している。これは今年が金日成の誕生95周年、朝鮮人民軍の建軍75周年という記念すべき年であることも関係していると思われる。

今年の共同社説に掲載された政策を記載された順番で見ると、社会主義経済強国建設のための攻撃戦（経済建設）、国防力の強化、思想意識的団結の強化、党の強化、内閣をはじめとする経済機関幹部の責任性と役割の向上、青年団体組織の強化（朝鮮共産主義青年同盟創立80周年）、民族重視の立場の堅持となる。この順番は必ずしも現実の政策の優先順位と一致しないが、経済建設の強化がトップに来たことは、経済建設と国民生活の向上が今後の北朝鮮における重要な課題であることを国家として確認したという点で意義がある。また、思想意識的団結の強化や党の強化が重視されていることは、北朝鮮で進みつつあるといわれている経済の市場化、非国営セクターの拡大などに伴う権力濫用や腐敗、韓国や外国からの情報・文化の流入による指導思想の相対化などが、現実存在することを想起させる。

以下、今年の経済政策のポイントを抜粋して紹介する。

国民生活向上に優先的に注力

2005～06年に続き、今年の共同社説においても、国民生活の向上への努力を強調している。特に今年には「経済強国建設は現時期の革命と社会発展の切迫した要求であり、強盛大国の面貌を全面的に備えるための希望に満ちた歴史的偉業である。われわれは経済問題を解決することに国家的な力量を集中し、先軍朝鮮を繁栄する人民の楽園として花開かせていかなければならない。」と経済分野、特に国民生活の向上に対して注力する決意を表明している。

経済建設の対象部門は、まず「以前と変わりなく農業を天下の大本として人民の食の問題解決において画期的な前進をもたらさなければならぬ」と農業と食糧問題の解決

をあげている。次に「軽工業革命の炎を勢いよく起こし人民消費品生産を決定的に高めなければならない」として、副食品や生活必需品の増産を呼びかけている。

重点部門に変更はないが、鉱業の育成に関心

重点部門については依然として「電力、石炭、金属工業と鉄道運送部門」をあげている。「先行部門が先行し、連带的革新を起こしてこそ国の全般的経済が活性化される」との認識があるためである。さらに「今年は、経済発展の遠い将来をにらみつつ、地質探査事業を進めエネルギーおよび資源開発事業を展望ある形で行って」いくことが加わっている。将来的な有望産業として鉱業が考えられはじめていくことがわかる。

経済発展の方法論は自力更生

経済発展の方法論として共同社説は「自力更生はこの地に強力な自立的民族経済を建設した原動力であり、社会主義経済建設の変わらぬ闘争方式である」と自力更生を強調している。現在の厳しい国際環境では当面、外国からの投資などの対外経済協力事業は拡大できないとの見方があるためであろう。

科学技術の重視と技術水準を高める動きの継続

科学技術の重視と技術水準を高めるための投資や教育に対して「われわれは人民経済の技術更新・現代化も、生産と経営活動も、科学技術人材を積極的に動員する方法で行っていかなければならない」と科学技術の重視の姿勢を昨年に続き明らかにしている。同時に「教育事業に力を入れ、強盛大国建設を担当する有能で実力のある人材を多く育てなければならぬ」と技術水準を高めるための教育事業の重要性にも言及している。

内閣の重視と社会主義原則の固守 経済管理における「実利」の重視

経済建設においては、「内閣は社会主義経済建設のハンドルを握る重大な位置と使命にあうように、戦略的な見識を持ち、経済の作戦と指揮を責任を持って行わなければならない」と内閣の機能強化が謳われている。また、「経済事業において社会主義原則を確固として守り、経済管理を実利が出るように朝鮮式に行わなければならない。人民経済の均衡的発展を実現し、経済的テコを正しく活用することに深い関心を向けなければならない」としている。

社会主義原則を守るという記述はすなわち、政治的には朝鮮労働党の一党独裁を継続しつつも、経済的には「テコの利用」という言葉からもわかるとおり生産力の増強という目標のための経済改革措置を継続していくということを意味していると理解することができよう。

（ERINA調査研究部研究主任 三村光弘）

BOOK REVIEW

『プーチンのロシア
21世紀を左右する地政学リスク』

著者：ロデリック・ライン、ストロー・タルボット、
渡辺幸治
出版社：日本経済新聞社
(2006年11月)

2000年以降のロシアを総合的に、高い密度で描いた本にやっと出会えた。本書ではプーチン政権の内外政策と政治姿勢について奥深い分析を試みている。

序章では、ロシアがなお体制移行プロセスにあり、そこでは世界第2の超大国から中程度の地域大国への移行、統制経済から市場経済への移行、共産主義による独裁政治から新たな政治秩序への移行という3つのプロセスが同時に進んでいるとする。

第1章では、エリツィンの時代の特徴とプーチン時代への「操作された民主主義」の下での移行について、その背景と3つの決定的要因について詳しく述べている。

第2章では、プーチン政権の第1期が取り上げられている。そこでの目標は90年代の改革を正当化する一方「政治的安定という基盤」の創出であった。経済面では中長期の経済ビジョンが描かれるとともに、新たな政府を支える法的インフラが整備された。その時期に原油価格が29ドルに高騰し、外貨準備高は730億ドルまで増大した。

第3章では2006年までのプーチン政権を扱っている。ロシアは2003年半ばに内政と外交面において、一部の人間が政権を牛耳るようになった。その第1の現れは、ユーコス排除の問題である。次に2003年末と2004年はじめの選挙で、良識派と見られていたヤブロコ派と右派連合をほとんど壊滅させた。2003年末のグルジアの「バラ革命」と一年後に起きたウクライナの「オレンジ革命」は、ロシアにとって「屈辱的な結果」であり、その対抗策としてガスの価格値上げやガス供給の停止という手段を使うにいたった。これらの現象を著者は「構造改革終焉の甲鐘」と結論付けている。

2006年半ばの最大の問題はポストプーチンを見込んだ「2008年問題」である。「管理された民主主義」に代わって「主権民主主義(つまりロシア流民主主義)」がスローガンとして掲げられるようになった。経済政策では、「原油と天然ガスの価格高騰」とロシア政府および中央銀行によるマクロ経済政策により、連続8年にわたっての「堅調な経済成長が続いている」と解説している。同時にロシア経済は石油と天然ガスに対する過度の依存と国内生産の低迷という弱さを持っていることが指摘されている。

第4章ではアメリカ、そしてG8との関係が取り上げられている。1991年以来アメリカの3人の大統領は対ロシア「パートナーシップ」関係の強化とG8への参加を広範囲に

わたる協力関係に結実させようとしてきたが、イラク、イラン問題などをめぐる意見の不一致から、「パートナーシップ」の危機が生じていると指摘している。

第5章ではヨーロッパとの関係が扱われている。プーチンの首脳外交が評価されており、「2000年夏の沖縄サミットのころには、ヨーロッパの主要国たちはみんな新大統領と知り合いになっていた」という。しかし2003~2004年以降に関係は変化した。貿易と投資は成長を続けているもののユーコス事件、ホドルコフスキーの迫害、リベラル派の政治家やメディアへの締め付け、チェチェンでの残虐な軍事行動、ウクライナやグルジアにかけた圧力などがヨーロッパ諸国を刺激し、政治的関係が悪化しているとしている。

第6章はアジアとの関係である。ロシアのアジア太平洋地域政策は4つの要素：ロシアの西側との関係、アジア太平洋地域全体の重要性の増大、ロシア東部の豊富なエネルギー資源、極東ロシアの将来に関する懸念から形成される。

東シベリアと極東のエネルギー開発とアジアへのエネルギー供給を拡大するロシアのエネルギー政策の重要性を強調しているが、それには同感だ。著者は、中国との関係を解明する上で、上海協力機構についてかなり詳しく分析している。この組織が従来の軍事的な性格から地域の経済的協力関係を強化する手段としての側面を持つようになっていくとの指摘は注目に値する。

ロシアと日本の関係においては、3つの問題：エネルギー資源の供給、極東ロシアの今後の発展と北方領土問題の解決が鍵を握っているという指摘は重要だ。

ロシアとアジア太平洋地域の間では、2005年にロシア・ASEAN意見交換会を開催し、東アジア共同体構想にも大きな関心を示している。この地域では東西冷戦の残渣が存在する。その意味で北朝鮮問題をめぐる6者協議は、現実の核開発問題を解決するのみならず、将来的には北東アジアにおける「単一の集団的安全保障の多国間協議機構の創設」へ移行することが期待される。

第7章と終章はロシアの未来と三極のロシアへの対応に触れている。

ロシアに対する一般的、概念的なアプローチの一環として提起されている問題は、「戦略的パートナーシップか、実利的エンゲージメントか」である。最近のロシアとの関係には、多くの懸案が積み重ねられ、否定的なトーンが付きまとう。「にもかかわらず、長期の最大限の生産的『エンゲージメント』政策を粘り強く追求することは、三極諸国に最大の利益をもたらす。これが三人の共著者の共同見解だ」としている。

この本を読むと、どの時点、どのような問題で、ロシアと米国、欧州との見解の乖離が生まれたのか、それが歴史と将来にどのようにかかわっているのか、それが現実に発生している問題にどのような影響を与えているのかが理解でき、また未来に発生しうる諸問題に対する欧米の見方を予測することができる。

(ERINA理事長・所長 吉田進)

研究所だより

役員等の異動

< 辞任 >

平成18年12月11日付け

理事 吉本高志（前東北大学学長）

< 就任 >

平成18年12月12日付け

理事 井上明久（東北大学学長）

職員の異動

< 異動 >

平成18年12月1日付け

調査研究部研究主任兼経済交流部研究主任 エンクバヤル・シャクグル（調査研究部研究員兼経済交流部研究員）

広報・企画室主任兼総務部主任 新保史恵（広報・企画室研究助手兼総務部研究助手）

広報・企画室主任兼理事長秘書 小林満喜子（広報・企画室研究助手兼理事長秘書）

< 採用 >

平成18年12月18日付け

調査研究部兼広報・企画室研究助手 ディビッド・アーネット

セミナー等の開催

日本海航路開設に向けたセミナー

平成18年12月4日 新潟グランドホテル

主催：ERINA、新潟港振興協会、新潟商工会議所、新潟経済同友会

平成18年12月6日 霞山会館

主催：ERINA、NPO法人北東アジア輸送回廊ネットワーク、日中東北開発協会北東アジア経済委員会

地域セミナー

平成18年12月5日 三条燕地域リサーチコア会議室

テーマ：モンゴル事情

講師：駐日モンゴル大使館 大使 レンツェンドー・ジグジッド氏

賛光精機株式会社 代表取締役社長 清水崇司氏
独立行政法人中小企業基盤整備機構 国際化支援アドバイザー 星野達哉氏

平成18年度第6回賛助会セミナー

平成18年12月6日 万代島ビル6階会議室

テーマ：ロシア極東の経済開発と北東アジア

講師：一橋大学経済研究所 米・欧・ロシア経済研究部門 助教授 雲和広氏

経済セミナー

平成18年12月8日 九州経済調査協会会議室

テーマ：北朝鮮の経済動向と中朝関係

講師：環日本海経済研究所 研究主任 三村光弘

編集後記

今年は暖冬で、新潟市は1月の降雪はゼロでした。北東アジアの各地でも割合暖かい冬であったようです。地球温暖化の影響ではないかという心配の声もあちこちから聞かれます。

朝鮮半島では、米朝間の六カ国協議の枠内で直接対話が始まり、朝鮮半島問題が平和裡に解決し、冷戦の残滓が消えていくことに対する世界的な期待が高まっています。

人類が共同で対処しなければならないさまざまな問題を協力して解決していける環境が北東アジアでも整備されようとするなか、日本がどのような協力の枠組みを提示していけるのかが問われる数年間になりそうです。（M）

発行人 吉田進

編集長 辻久子

編集委員 新井洋史 中村俊彦 三村光弘

発行 財団法人 環日本海経済研究所

The Economic Research Institute for
Northeast Asia (ERINA)

〒950 - 0078 新潟市万代島5番1号

万代島ビル13階

13F Bandaijima Bldg.

5-1 Bandaijima, Niigata-City,

950 - 0078, JAPAN

tel 025 - 290 - 5545 (代表)

fax 025 - 249 - 7550

E-mail webmaster@erina.or.jp

ホームページ <http://www.erina.or.jp/>

発行日 2007年2月15日

（お願い）

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載

